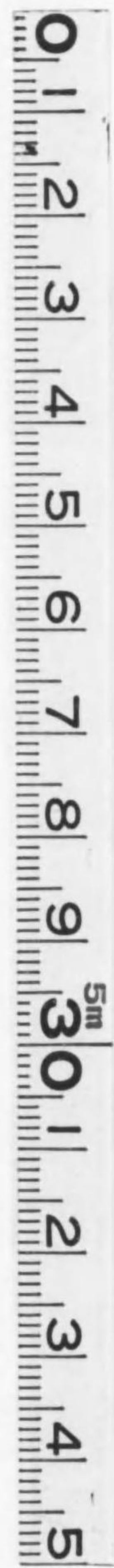


3742
17

社會局勞働部編纂

勞働者災害扶助法令及說明
勞働者災害扶助責任保險法令

法財團 產業福利協會



始



序

一、労働者の業務上の傷病に對し事業主に於て扶助責任を有するのは從來は工場及鑛山に限られて居たが、昭和七年二月二日からは労働者災害扶助法が施行せられ、右以外の諸事業の労働者、主として屋外労働者の業務上の各種疾病及死亡に對しても事業主は扶助責任を有することとなつた。尙是と同時に労働者災害扶助責任保險法に依つて事業主の扶助責任は國家に於て保險することとなつた。

本書は之等法規に關し主として事業主の便宜の爲め其の須知の事項を記述し以つて法規運用の圓滑を計る事を目的とする。本説明に省略したものに付ては法規の精讀研究に俟たねばならない。尙疑問があれば社會局労働部監督課又は道府縣廳（東京府は警視廳）警察部工場課（工場課なき所は保安課）に就き問ひ合され度い。

二、本説明に於ては左の略語を用ひる。

扶助法——労働者災害扶助法

扶助令——同 施行令

扶助則——同 施行規則

保險法——勞働者災害扶助責任保險法

保險令——同 施行令

保險則——同 施行規則

三、本説明に於て地方長官とあるは東京府に於ては警視總監であり砂鑛業に在つては鑛山監督局長である。

四、本説明中「」を附し片假名を用ゐた箇所は法規の條文の字句を引用したことを示すものである。

目 次

勞働者災害扶助法令及説明
勞働者災害扶助責任保險法令

目 次

- 一、勞働者災害扶助法令説明……………一
- 二、勞働者災害扶助責任保險法令説明……………三七
- 三、關係法令……………八一
- 四、保險關係諸様式……………一四七

一、勞働者災害扶助法令 説明

労働者災害扶助法令説明目次

| | |
|----------------------------|----|
| 第一章 適用範囲 | 一 |
| 第二章 扶助の内容 | 七 |
| 第一節 扶助原因 | 七 |
| 第二節 扶助責任者 | 八 |
| 第三節 扶助の種類及び程度 | 一〇 |
| 第四節 扶助の支給時期 | 一一 |
| 第五節 他の法令又は共済組合に依る給與と扶助との關係 | 一三 |
| 第六節 解雇後に於ける扶助義務の除斥期間 | 一六 |
| 第三章 危害防止義務及救急設備義務 | 一八 |
| 第四章 扶助法規の施行に必要な手續 | 一九 |
| 第五章 行政官廳の監督及調停 | 二三 |
| 第六章 罰則 | 三四 |

労働者災害扶助法令説明

第一章 適用範囲

(一) 概説

本法規の適用範囲は左の四種の事業である（扶助法第一條）

一、土石砂礫ヲ採取スル事業ニシテ動力若ハ火薬類ヲ用ヒ若ハ地下ニ於テ作業ヲ爲スモノ又ハ常時十人以上ノ労働者ヲ使用スルモノ

二、土木工事又ハ工作物ノ建設、保存、修理、變更若ハ破壊ノ工事ニシテ左ノ一ニ該當スルモノ
イ、國、道府縣、市町村又ハ勅令ヲ以テ指定スル公共團體ノ直營工事

扶助法第一條は之に基き左の公共團體を指定した

一、府縣組合、市町村組合、町村組合、市町村内ノ區、學區並ニ町村制ヲ施行セザル地ニ於ケル町村ニ準ズベキモノ及其ノ組合

一、水利組合、水利組合聯合會及北海道土功組合

三、耕地整理組合及土地區劃整理組合並ニ其ノ聯合會

ロ、鐵道、軌道若ハ索道ノ運輸事業又ハ水道電氣若ハ瓦斯ノ事業ヲ營ム者ガ其ノ事業ノ爲ニスル直營工事

ハ、其ノ他ノ工事ニシテ勅令ノ定ムル規模ノモノ

三、鐵道、軌道若ハ索道ノ運輸事業又ハ一定ノ路線ニ依ル自動車ノ運輸事業

四、船舶ヨリ若ハ船舶ヘノ貨物積卸ノ事業、岸壁波止場停車場若ハ倉庫ニ於ケル貨物取扱ノ事業又ハ工場、鑛山若ハ土石砂鑛ヲ採取スル場所ニ於ケル貨物積卸ノ事業ニシテ動力ニ依ル起重機、昇降機、其他ノ揚重機ヲ用フルモノ又ハ常時十人以上ノ労働者ヲ使用スルモノ

即ち土石砂鑛採取事業、土木建築工事、運輸事業及海陸仲仕事業の四種の事業が本法の適用を受けるのである。而して第一號の土石砂鑛採取事業と第四號の仲仕事とは動力、火藥類又は動力に依る揚重機を用ひたり又は地下で作業を爲す等危険特に著しきものは使用人員に關係なく適用があるが一般には常時十人以上の労働者を使用するものが本法の適用を受ける。第二號の土木建築工事中の(イ)及(ロ)即ち國、公共團體及鐵道電氣瓦斯水道等の事業主の爲す直營工事並第三號の鐵道軌道索道

自働車の運輸事業は其の使用人員の如何を問はず無條件に本法の適用を受けるのである。

一般の土木建築工事は第二號(ハ)に該當するのであつて其の規模の指定は勅令に委任せられ扶助令は其の第二條に之が規模を定めてゐる。然し此の(ハ)の工事は全部強制的に労働者災害扶助責任保険に加入せしめられるのであるから(ハ)の工事に特有の事項は保険法規の説明の場所に之を譲ることにする。

尙以上に掲げたる四種の事業以外に危険であり又は衛生上有害の虞ある事業にして本法適用の必要あるときは勅令により其の事業を指定し法の適用を及ぼすことが出来る(扶助法第一條第一項第五號)。又土石砂鑛採取業及仲仕事は原則として常時十人以上の労働者を使用するもののみ本法の適用を受くるのであるが十人以上使用するものと十人未満を使用するものとが同一地域に事業を營む爲めに法規の運用上圓滑を缺く虞ある場合には主務大臣は地域を限り使用人員に拘らず總ての土石砂鑛採取及仲仕事に付て本法を適用する事が出来るのである(扶助法第一條第二項)。此の二個の法律上の委任事項の運用は今後の實狀に徴し決することとし、今回は共に運用せざることにした。

(二)問題と爲るべき事項

扶助法第一條中間問題となるべき事項に就て略説を加へる。

(イ)事業の意義

此處に「事業」とは略事業場と云ふ程の意味で一定の場所に於て労働者を使用して継続的に爲す作業の一體を謂ふのである。例へば仲仕業者が數個の倉庫に於ける貨物の取扱を請負ふ場合に各倉庫に於ける請負作業が相互に作業上及び労働者の使用上連絡なく夫々獨立してゐるときは其の各倉庫に於ける貨物取扱作業は本法に關しては夫々獨立の仲仕事業である。鐵道に就ても一會社が數個の互ひに直接關係なき鐵道を經營して居るならば各鐵道が夫々一事業である。

(ロ)常時の意義

「常時」十人以上を使用するとは其の事業の常態に於て十人以上を使用する事を意味し、常時とは臨時に對する語であつて一年間又は一定期間の平均若くは最低人員と謂ふやうな意味ではないの

である。従つて一年を通じて作業を營む事業に在りては一年を基礎とし、一ヶ月内又は數箇月内作業をする事業に在りては其の一月乃至數箇月の期間を基礎とし其の事業の常態に於て十人以上を使用するの事實ありや否やにより決定すべきである。

(ハ)使用の意義

「使用」とは必ずしも現實に労働を爲さしめることを意味するのではなく、事業主と労働者との間に使用關係が存在することを以つて足るのであつて、又法律上の雇傭關係の有無に關係しないのである。従つて勞務供給契約に基き供給人の提供する人夫は、假令直接には雇傭關係なくも事業主が使役するに至らば本法の使用關係は成立するのである。

(ニ)労働者の意義

本法に所謂労働者は主として事業の本體たる作業に付いて勞役に従事する者及直接に之に關係ある作業に付いて勞役に従事する者であつて、其の報酬として賃金を受ける者を謂ふのである。今之を分説すれば

一、事業の主たる作業又は之に直接に關係ある作業に付勞役に従事する者なること。勞役に従事するに付主として身體的勞働に従事することを謂ふのである。故に専ら智腦的事務に従事する事務員及事業の目的とする作業と直接の關係なき者例へば門番、給仕、寄宿舎便所の掃除人夫、賄方等は本法の勞働者ではない。

又専ら現場監督即ち勞役を直接に指揮監督するの任に有る者は本法の勞働者であるが間接的總括的の監督監視の任に在る技師等は含まれない。鐵道に於ける驛長助役等も鐵道運輸の實際に當つて働いてゐる限り本法の勞働者と見るべく土木建築工事に於ける下請負人は原則として勞働者に非ざるも單に勞働者の代表者又は親方として自己も亦作業に従事する者なるときは勞働者の中に加へらるべきである。

二、勞働の報酬として賃金を受くる者たること。故に例へば山崩れ、洪水、大雪等の事變に當り、鐵道が危険に瀕し又は破壊せられたるが如き場合に於て地方青年團在郷軍人等が自ら進みて之が警備復舊の任に當るときは之等青年團在郷軍人等は其の勞役の報酬として賃金を受くるものに非ず従つて本法の勞働者でない。

尙賃金は事業主より之を受くると、勞務供給契約に基き使用せられる場合に於て供給人より之を

受くるとを問はない。

要するに雇傭關係の有無使用期間の長短職名待遇の如き形式的要素に拘泥することなく其の従事する作業の實際より判断すべきである。

第二章 扶助の内容

第一節 扶助原因

業務上の傷害、疾病及死亡が扶助原因である（扶助法第二條扶助令第三條）。「業務上」の觀念は工場法の施行後既に十數年を経てゐる今日最早改めて説明の要はあるまい。詳しくは社會局編工場法規解釋例規を参照され度い。只業務上の疾病の觀念は必ずしも明白でなく因果關係に付紛議を生じ易いから扶助令第三條第二項は左の通り業務上の疾病を限定列擧することにした。

一、負傷ニ因リ發シタル疾病

二、異物ニ因ル眼疾患、重量物體ノ取扱ニ因ル髓鞘炎其ノ他災害ニ因ル疾病

- 三、毒性、劇性又ハ刺激性料品ニ因ル中毒症又ハ皮膚若ハ粘膜ノ障碍
 - 四、氣壓ノ急激ナル變化ニ因ル疾病
 - 五、有害ナル光線ニ因ル眼疾患
- 而して若し以上五種の疾病以外に業務上の疾病と認むべきものがあるときは内務大臣は之を指定することになつてゐる（扶助令第三條第二項第六號）。

第二節 扶助責任者

労働者が業務上負傷し疾病に罹り又は死亡したるときは事業主は之に對して扶助を爲さねばならない（扶助法第二條扶助令第三條）。若し「事業主扶助ヲ爲スベキ場合ニ於テ其ノ資力アルニ拘ラズ扶助ヲ爲サザルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處」せられる（扶助法第七條）。

此の扶助責任者たる事業主とは原則として「労働者ヲ使用シテ事業ヲ爲ス者」である（扶助法第三條第一項本文）。然し乍ら請負に依る土木建築工事竝に土石砂鑛採取及海陸仲仕の事業に付ては事業主に付て其事業の特質に鑑みて特別を設けた。請負に依る土木建築工事に付ては労働者災害扶助責任保険に包含せらるゝものであるから其説明を保険の部に譲り後者に就いてのみ此處に説明する。

貨物積卸の仲仕業に於ては其の性質上注文なくば作業を営むを得ない。故に若し其の注文者が唯一人であつて當該注文者の注文のみに依つて當該仲仕業が成立し繼續せられると謂ふ状態が存するならば其の仲仕業は全く其の注文者に依存し之に隸屬する關係にある。又土石砂鑛採取業に於て其の採掘採取の権利者が注文者であり、事業主即ち労働者を使用して事業を営むものは單に注文者より注文を受けて一定量の土石を採掘し又は砂鑛を採取するに過ぎないものが少くない。此の場合に於ても同様の關係が生ずる。

斯くの如き状態の下に在りては通常事業主は資力乏しきを通常とし、注文者と労働者との中間に立つて親方等の有する地位と略變りない状態であるから、事業主のみに扶助責任を認むる丈では不充分で、注文者にも扶助責任を認むることが必要である。扶助法は其の第四條に於て土石砂鑛採取業及仲仕業が「専ラ同一ノ注文者ノ注文ニ依リ爲サルモノナルトキ其ノ注文者モ亦其ノ事業ニ付事業主トス」と規定して注文者をも扶助責任者たらしめた。而して此の注文者と使用者とは重疊的の扶助責任者で一方の債務履行により他方も其の責任を免れるのであるが、注文者たる事業主は扶助の請求を受けたるときは労働者を使用して事業を爲す者が破産の宣告を受け又は其の行方が知れざるときを除き労働者を使用して事業を爲す者に先づ催告すべきことを請求し一應扶助の拒絶を爲

すことを得るのである（扶助法第四條第二項第三條第三項）。即ち注文者たる事業主は民法の保證債務に於ける催告の抗辯權は之を有するも檢索の抗辯權は有しないのである。従て労働者が一度使用者に催告したる後に於ては注文者は何等の文句を言はず扶助責任を履行しなければならない。注文者に請求する前に一應使用者に請求してある場合には注文者は全然抗辯權を有しないのである。

本條の適用ある場合を例示すれば例へば仲仕業者が工場又は鑛山等の構内、倉庫業者の倉庫内又は専用埠頭岸壁に於て貨物取扱の事業を引受け營む場合、或はセメント會社所有の石灰山に於ける採石事業を請負ふ者の爲す事業の如く、其の事業が注文者の支配權の及ぶ場所で行はれる場合には他の注文者の注文を受くる事が不可能であるから扶助法第四條の適用ある典型的のものと謂ふことが出来る。反之或石切業者又は仲仕業者が或る注文者から大量の注文を受け事實上他の注文を受けない場合の如きは偶々或期間内單一の注文者の注文を受けてゐるに過ぎないのであつて本條の適用はなからず。

第三節 扶助の種類及び程度

扶助の種類は(1)療養の扶助(2)休業扶助料(3)障害扶助料(4)遺族扶助料(5)葬祭料(6)打切扶助料(7)歸郷

旅費の七種であり扶助令第四條以下に詳細なる規定がある。其の概要左の如くである。

(一)療養の扶助（扶助令第四條）

事業主は業務上負傷し又は疾病に罹りたる労働者に對し其の治癒（又は死亡）するに至る迄自己の費用を以て療養を施すか（例へば事業附屬の病院に入院せしむる事）又は療養に必要な費用を支給しなければならぬ（扶助令第四條）。療養の程度方法に就ては社會通念に委してある。而して此の義務は上記の如く原則として労働者の負傷又は疾病の治癒する迄續くのであるが後述する如く「療養開始後一年ヲ經過スルモ負傷又は疾病治癒セザルトキハ」標準賃金五百四十日分（第七條ノ場合ニ於テハ二百七十日分）ノ打切扶助料ヲ支給シ以後「此の扶助を爲さざる事を得るのである（扶助令第十一條）。又「健康保險法ニ依ル療養ノ給付又ハ療養費ノ支給ヲ受クベキトキハ其ノ期間」此の扶助を爲すを要しない（扶助令第十七條工場法施行令第十三條ノ二）。

(二)休業扶助料（扶助令第五條）

前記の「労働者療養ノ爲勞務ニ服スルコト能ハザルニ因リ賃金ヲ受ケザルトキハ事業主ハ」(一)

の扶助を爲す外「労働者ノ療養中一日ニ付標準賃金ノ百分ノ六十」に相當する金額を労働者に支給しなければならぬ（扶助令第五條第一項）。但し「本人ノ收入ニ依リ生計ヲ維持スル者ナキ」獨身「労働者ヲ病院ニ收容シタル場合ニ於テ」は「休業扶助料ハ標準賃金ノ百分ノ二十」に相當する金額を以つて足るのである（扶助令第五條第二項）。

然し乍ら「日々雇入レラルル者」とか「使用期間ノ定ナク勞務供給契約ニ基キ使用セラルル者」で「繼續使用セラルルコト」が十日に足らぬ労働者に付ては事故發生の日から起算し三日間は休業扶助料を支給することを要しない（扶助令第五條第一項但書）。尙打切扶助料を支給したるときは以後休業扶助料を支給することを要せず（扶助令第十一條）、又「健康保險法ニ依ル傷病手當金ノ支給ヲ受クベキトキハ其ノ期間休業扶助料ノ支給」を爲すを要しない（施行令第十七條工場法施行令第十三條ノ二）。

「労働者重大ナル過失ニ因リ負傷シ又ハ疾病ニ罹リ且事業主其ノ事實ニ付地方長官ノ認定ヲ受ケタルトキハ」事業主は休業扶助料を支給せざることを得るのである（扶助令第七條）此の點は更に後述する。

(三) 障害扶助料（扶助令第六條）

労働者の負傷又は疾病は幸にして治癒したが之が爲め身體障害を存するときは事業主は扶助令の別表に掲げてある等級に依り障害扶助料を支給しなければならない（扶助令第六條第一項）。而して若し此の「別表ニ掲グル身體障害」が「二以上存スルトキハ重キ身體障害ノ該當スル等級ニ依リ障害扶助料ヲ支給」し（扶助令第六條第二項）尙左に掲ぐる場合に於ては其の等級を左の如く繰り上げることを要する（扶助令第六條第三項）。

- (一) 第五級以上の身體障害が二以上存するときは三級を繰り上げる
- (二) 第八級以上のもの二以上あるときは二級を繰り上げる
- (三) 第十三級以上のもの二以上あるときは一級繰り上げる

又別表に掲げてあるより以外の身體障害を存する者があるときは「障害ノ程度ニ應ジ別表ニ掲グル障害ニ準ジ障害扶助料ヲ支給」するのである（同第四項）。

「既に身體障害ヲ存スル者」が「負傷又ハ疾病ニ因リ同一部位ニ付障害ノ程度ヲ加重シタルトキ」例へば當該事業に於ける過去の負傷に因り又は當該事業への備入前に於ける負傷に因つて一上肢の

一關節の用を廢した者が更に業務上の負傷又は疾病に因つて其の腕關節以上を失つた場合に於いては其の「加重セラレタル障害ノ該當スル障害扶助料ノ金額（例示の場合に於いては第五級）ヨリ既ニ存シタル障害ノ該當スル障害扶助料ノ金額（例示の場合に於いては第八級）ヲ差引キタル金額ヲ支給ス」ることを要する（同條第五項）。例示の場合に於いては標準賃金百二十日分を支給することを要する。

尙労働者が「重大ナル過失ニ因リ負傷シ又ハ疾病ニ罹リ」たる場合に於ては事業主は「其ノ事實ニ付地方長官ノ認定ヲ受」くことに依つて障害扶助料を支給することを要しないのである（扶助令第七條）。重大過失とは個々の場合の認定問題であるが危害防止に關する監督者の指揮に故意に反したの場合の如きは最も明かなる場合である。

(四) 遺族扶助料及葬祭料（扶助令第八條及第九條）

労働者が業務上の負傷又は疾病の結果死亡したるときは（即死と雖必ずや負傷又は疾病に因るものとす）の扶助令第三條の考へ方である。「事業主ハ遺族又ハ労働者ノ死亡當時其ノ收入ニヨリ生計ヲ維持シタル者ニ標準賃金三百六十日分ノ遺族扶助料ヲ支給」せねばならない（扶助令第八條）。

又右の場合「事業主ハ葬祭ヲ行フ遺族又ハ労働者ノ死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニシテ葬祭ヲ行フ者ニ標準賃金三十日分（其ノ金額三十圓ニ滿チザルトキハ三十圓）ノ葬祭料ヲ支給」せねばならない（扶助令第九條）。然し乍ら労働者の「死亡ニ關シ健康保險法ニ依リ埋葬料又ハ埋葬ニ要シタル費用ノ支給アルベキトキハ葬祭料ノ支給ハ之ヲ爲スコトヲ要」しない（扶助令第十七條工場法施行令第十三條ノ二）

而して遺族扶助料を受くべき順位の第一位にあるものは配偶者である。若し配偶者なきときは労働者の死亡當時其の屬したる戸籍内（例へば他家に養子に行きたる者は入らず又事實上の血族關係ある父母等の者と雖も戸籍を異にするときは入らず）の直系卑族即ち子、孫以下又は直系尊族即ち父母、祖父母以上の者の中労働者に最も近き親等の者が第一順位になる。而して此の方法に依り親等が相等しき者二人以上あるときは卑族が先である（扶助令第十七條工場法施行令第十條）。

以上の方法により選定したる第一順位に相當する者が二人以上あるときは工場法第十一條の規定に依り（扶助令第十七條）左の方法により其の間の順位を定める。

- 一、労働者の家督相續人又は戸主は之を他の者より先にす
- 二、男は之を女より先にす

三、直系血族に付ては男又は女の間に在りては嫡出子を先にし嫡出子庶子及私生子の間に在りては嫡出子及庶子は女と雖之を私生子より先にす

四、前二號に掲ぐる事項に付き相等しき者の間に在りては年長者を先にす

尙労働者が若し法律上の届出をした正式の配偶者も同一戸籍内に屬する直系の親族も有しなかつた場合には事業主は左に掲ぐる者の中より一人を選択し之に遺族扶助料を支給するのである。但し労働者ノ遺言又ハ事業主ニ對シテ爲シタル豫告ニ依リ左ニ掲クル者ノ中一人ヲ特ニ指定シタルトキハ之ニ從フ」ことを要する（扶助令第十七條工場法施行令第十二條）。

一、労働者の家督相続人又は戸主

二、労働者の兄弟姉妹にして労働者の死亡當時之と同一の家（同一の戸籍と謂ふに同じ）に在りたる者

三、労働者死亡當時其の收入に依り生計を維持したる者

この第三號に規定する「労働者死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者」とは法律上の遺族たるを要せず所謂内縁の妻即ち一般社會通念上夫婦關係にあると認められるも唯民法上の届出を缺く爲法律上の配偶者たらざるもの及其の認知せられざる私生子等を含むのである。従つて法律が特

に之等のものを掲げたる趣旨及家族生活の實狀よりして内縁の妻あるときは之に遺族扶助料を支給するを以つて最も適當とするのであらう。

(五) 打切扶助料（扶助令第十一條）

療養の給付又は療養費の支給及休業扶助料等は労働者の負傷又は疾病が治癒（又は労働者が死亡）する迄之を爲す事を要するを原則とするのであるが「療養開始後一年ヲ經過スルモ負傷又ハ疾病治癒セザルトキハ事業主ハ標準賃金五百四十日分（令第七條ノ場合ハ二百七十日分）ノ打切扶助料ヲ支給シ以後」上述各種の「扶助ヲ爲サルコトヲ得」るのである（扶助令第十一條）。

打切扶助料支給の効果は事業主をして後述歸郷旅費を除く一切の扶助責任を免れしむるに在るのであつて其の以後に於ては療養の給付若しは療養費の支給及び休業扶助料の支給を要せざるは勿論、障害を残すも障害扶助料の支給を要せず又死亡するも遺族扶助料葬祭料の支給を要しない。

勿論本規定の下に於ても打切扶助料を支給するか療養の扶助及休業扶助料の支給をするかは事業主の任意であつて、打算と人情とに依つて何れに決するも差支ない。

(六) 歸郷旅費

労働者が負傷し又は疾病に罹り治癒したるも相當大なる障害を残し最早其の職に止り得ず其の廢疾の身を故郷に靜養する爲め又は打切扶助料の支給を受けたる労働者が其の負傷若くは疾病を療養する爲め「扶助ヲ受ケタル日ヨリ十五日以内ニ」歸郷せむとするときは事業主は之に對し必要なる旅費を支給しなければならない（扶助令第十二條）。

而して此處に歸郷とは郷里に歸る事であるが郷里とは労働者の本籍地出生地或は應募地等の如何を問はず本人の父母後見人戸主其の他親族縁故者等本人に保護を與ふる者の住居地を謂ふのである。従つて事業主は之等の地點迄の旅費（三等汽車賃等）實費を支給せねばならぬ。

(七) 標準賃金

扶助料及葬祭料の金額は上述の如く總て標準賃金を基礎として之を算出するのであるが其の標準賃金の何たるに付扶助令第十五條に左の規定がある。

一、扶助法第一條第一項第二號(ハ)ノ工事（即ち普通の土木建築工事）ニ使用セラルル者ニ付テハ一

日ニ付十六歳未満ノ者ハ四十錢、十六歳以上ノ女子ハ六十錢、其ノ他ノ者ハ一圓。

之に就ては總て強制保険の範圍に屬するから保険の部に於て説明する。

二、扶助法第一條第一項第四號ノ事業（海陸仲仕の事業）ニ使用セラルル者ニ付テハ事故發生前賃金締切日アル場合ニ於テハ直前賃金締切日以前一月間當該事業ニ繼續使用セラレタル同種労働者ノ賃金總額ヲ其ノ労働者ノ數ニ其ノ月ノ日數ヲ乘ジタル數（業務上負傷シ又ハ疾病ニ罹リ療養ノ爲メ休業シ賃金ヲ受ケザル日數ヲ控除ス）ヲ以テ除シタル金額。

仲仕業の労働者に付ては所謂常備と稱せらるる者も臨時雇に比して就業に付き優先権を有するに過ぎず、事業の性質上注文なきときは事業主は之に仕事を供することを得ず、仕事のなき日には常備労働者に對しても賃金を支給しないのを常態とする。従つて一般事業に於けるが如き意味に於ける常備臨時の區別は之を認め難いのである。

三、且亦或種の仲仕業に在りては就業日に於ける賃金は比較的高いのであるが、就業日数は著しく低いのを通常とするが故に、其の標準賃金を事故發生の日に於ける収入に依り定むることは不合理である。故に臨備常備の別を廢し一率に前月に於ける同種労働者に就き就業の日と不就業の日とを通算して一日當りの平均収入を標準とすることと定めたのである。唯業務上の傷病の爲休業した日數

は除いて平均収入を算出することとした。

而して「同種労働者」とは雇傭関係、作業の状況、賃金の等級等よりして同種類と認めらるべき労働者を謂ふのであつて役付と非役付等は當然區別の標準たるべきものである。

三、前二號以外ノ事業ニ日々雇入レラルル者又ハ使用期間ノ定ナク勞務供給契約ニ基キ使用セラルル者ニ付テハ事故發生ノ日ニ於テ當該事業ニ使用セラレタル同種労働者ノ平均賃金ノ三分ノ二「日々ニ雇入レラルル者又ハ使用期間ノ定ナク勞務供給契約ニ基キ使用セラルル者」の如き臨時雇の労働者に付ては元より其の者の過去の収入を調査することを得ず、亦之等臨時雇の労働者は常備労働者と性質を異にするが故に一般常備労働者の賃金を標準とすることを得ない。従つて之等の者に付ては事故發生當日の賃金に依り其の収入を推定するより外に方法がないのである。

而して之等一般の臨時雇の労働者は或種の仲仕業に於ける労働者の如く低率なる就業日數に依つて其の生活を維持して居るものではないが、亦一般事業に於ける常備労働者の如く就業日數の多いものでもない。本令は大局より觀察して一月の就業日數を二十日と見て事故發生の日に於ける同種労働者の平均賃金の三分の二と定めたのである。

本號には「使用期間ノ定ナク勞務供給契約ニ基キ使用セラルル者」と規定してあるが、使用期間

の定めある場合即ち甲なる人夫を特定し一定期間供給せしめる場合は一般に勞務供給契約に基き使用せられる者より個別性が極めて明白となつて、使用者と人夫との間に直接雇傭關係ある場合と實狀は略同一である。此の場合は次の第四號に依るのである。

尙本號に所謂同種労働者は前號に付き説明したる所と全く同一である。

四、前三號ニ該當セザル者ニ付テハ事故發生前(賃金締切日アル場合ニ於テハ直前賃金締切日以前)三月間(雇入後三月ニ滿チザルトキハ其ノ期間)ニ於ケル賃金總額ヲ其ノ期間ノ日數ヲ以テ除シタル金額但シ其ノ金額ハ上記賃金總額ヲ該期間中ニ於テ賃金ヲ受ケタル日數ヲ以テ除シタル金額ノ百分ノ六十ヲ下ルコトヲ得ズ

本規定ハ工場法規鑛業法規に於いて採る原則で、扶助法第一條第一項第一號の土石採取業、第三號の運輸の事業及第二號イ及ロの國、公共團體及鐵道瓦斯水道等の事業主の直營工事に常時使用せらるる者に適用せられるのである。

而して本號に「規定スル期間中ニ業務上負傷シ又ハ疾病ニ罹リ療養ノ爲休業シタル期間アルトキハ其ノ日數及其ノ期間中ニ於ケル賃金ハ本號ノ期間及賃金總額ヨリ之ヲ控除」する。

尙此の外本號の「賃金總額ニハ三月ヲ超ユル期間毎ニ支給スル賞與及發明善行其ノ他特別ノ行爲

ニ對スル手當を包含」しなむ。

五、健康保險法ノ被保險者ニ付テハ前四號ノ規定ニ拘ラス事故發生當時其ノ者ニ付定メラレタル標準報酬日額

六、前各號ノ規定ニ依リ標準賃金ヲ算出スルコト能ハザル者ニ付テハ地方長官ノ定ムル金額

以上述べた六種の方法に依り「標準賃金ヲ算出スルコト不適當ナル場合ニ於テハ事業主ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ別段ノ標準賃金ヲ定ムルコト」が出来ル（扶助令第十六條）。

第四節 扶助の支給時期

扶助の支給時期に就ては扶助令第十條に左の規定がある。

一、療養費中本人に支給するもの及休業扶助料は毎月一回以上、「但シ本人ヨリ申出アリタルトキハ毎月二回以上支給」すること。

二、「障害扶助料ハ労働者ノ負傷又ハ疾病ノ治癒後遲滞ナク之ヲ支給スル」こと。「但シ事業主ガ從來ノ賃金ヲ支給シテ引續キ雇傭スル場合ニ於テ本人ノ承諾アリタルトキハ雇傭期間内障害扶助料ノ支給ヲ延期スルコトヲ得」ること。

障害扶助料は労働能力の喪失に對する補償の意義を有するものであるから引續き從來の賃金を受くべきときは實際上障害扶助料支給の必要は無い。然るに此の種不具者は一旦失職するときは他に職業を求めるとは至難であるから障害扶助料は之を解雇の際に支給するを適當とする。

三、「遺族扶助料及葬祭料ハ労働者ノ死亡後遲滞ナク之ヲ支給ス」ること。

四、障害扶助料及遺族扶助料は地方長官の許可を受ければ分割して支給しても差支ない。

第五節 他の法令又は共済組合に依る給與と扶助

との關係

一、工場法又は鑛業法に依り扶助を受ける者には重複して本法の扶助を爲すを要しない（扶助令第三條第四項）。

例へば工場法適用工場の職工が出張作業を爲して土木建築工事に働く場合の如き、鑛業法の適用を受くる鑛業附屬事業が同時に本法の適用を受くる如き場合には職工及鑛夫に付き本法による扶助と工場法鑛業法に依る扶助と競合するも工場法又は鑛業法を優先適用し本法を適用しない。

二、健康保險法に依る保險給付ある場合には之に相當する本法の扶助は要しない（扶助令第十七條

工場法施行令第十三條ノ二。此の規定に付ては既に前節に於て療養の扶助休業扶助料及葬祭料に關して述べた所である。

尙労働者が「健康保險法第六十二條第一項第二項、第六十四條又ハ第六十五條第二項ノ規定ニ依リ保險給付ヲ受ケサル場合ニ於テハ」其の期間療養の給付若は療養費の支給又は休業扶助料若は葬祭料の支給は之を爲すことを要しない。

三、民法に依る損害賠償

本法に依る扶助は労働者が業務上負傷し又は疾病に罹り又は之に因り死亡したる場合に於て其の労働能力損失を填補し因つて生じた損害を補償する事を目的とする。

然るに若し右の事故が事業主又は第三者の故意又は過失に因り生じたるものなる時は労働者は民法第七百九條の規定に依り不法行爲に因る損害賠償の請求が出来る。而して此の損害賠償は正に因つて生じた損害を填補することを目的とするものである。

此の兩者は其の基く法律を異にし其の成立要件として故意過失を要するや否やの點に於て相異なるものであり、従つて夫々獨立の請求權ではあるが二者共に損害を填補することを目的とする點に於て其の性質を同じくするものであるから労働者をして二重の補償を受けしむることは不合理

である。故に扶助令第三條第一項但書は此の點に付き「扶助ヲ受クベキ者民法ニ依リ同一ノ原因ニ付損害賠償ヲ受ケタルトキハ事業主ハ扶助金額ヨリ其ノ金額ヲ控除スルコトヲ得」と規定した。然し實際上民法に依る損害賠償が本法に依る扶助より先に爲さるる事は稀なることに屬するから民法上の損害賠償の請求に當り裁判所が既に支給したる扶助の額を控除することが問題として殘るのみであらう。

四、共済組合に依る給付

事業主のみの出捐に成る共済組合に付ては問題は極めて簡單である。此の如き共済組合が労働者に給付を爲したる場合は事業主は之に相當する本令の扶助を爲すことを要せざるは勿論である。

然るに労働者と事業主と共に一定の金額を出捐して共済組合を作り、其の共済組合より業務上の負傷疾病死亡に對して給付を爲す場合は之を以つて直に法令上の扶助と看することを得ない。何となれば業務上の事故に對する扶助は本法に依り事業主の負擔たるに拘らず共済組合を作る事に依り労働者に負擔を轉嫁することになる處があるからである。

扶助令第十三條は此點を考慮し「事業主豫メ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ事業主及労働者ノ出捐スル共済組合ノ爲シタル給付ノ限度ニ於テ之ニ相當スル本令ノ扶助ヲ爲スコトヲ要セズ」と

規定した。地方長官の許可を必要としたのは上述の如く事業主が本法に依り負擔する扶助責任を労働者に轉嫁せしむることを妨ぐ爲めである。従つて大體に於て或共済組合に於て事業主の出捐額が事業主が本法に依り労働者の業務上の負傷疾病及死亡に對し爲すべき給付の總額及其の組合の事務費の相當部分を下らぬことが確認せらるゝ場合に於てのみ地方長官は許可を爲すべきであらう。

尙「地方長官必要ト認ムルトキハ前項ノ許可ヲ取消スコトヲ得」るのである。之は常に共済組合の業績を調査し、右の趣旨に反する場合に直に許可を取消すことを得る爲である。

五、「労働者災害扶助責任保険法第四條第二項ノ規定ニ依リ政府ガ扶助ヲ受クベキ者ニ保険金ヲ支拂ヒタルトキハ事業主ハ其ノ限度ニ於テ之ニ相當スル本令ノ扶助ヲ爲スコトヲ要セズ」(扶助令第十四條)。

是も當然のことである。

第六節 解雇後に於ける扶助義務の除斥期間

以上述べ來つた「扶助義務ハ本令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外労働者ノ解雇ニ因リ變更セラル

ルコト」はないのであるが(扶助令第三條第三項)、其の留保せられた「別段ノ定アル場合」は扶助令第十七條に依り準用せらるる工場法施行令第十五條である。

其の規定する所は大體左の如くである。

(一)労働者を解雇した後一年を経過して扶助を請求するときは事業主は其の請求を拒み得る。此の一年間は所謂除斥問題であつて時効と異り中斷の觀念がないのである。然し次の二個の場合に例外があるから、要するに雇傭中及解雇後一年内に扶助も受けず請求もせず、權利の上に眠つて居たものに對してのみ本號の除斥期間は適用せられるのである。

(イ) 既に受けた扶助(又は健康保険法に依る保険給付)の原因である負傷又は疾病に基き請求するるとき。例へば療養の扶助を受けたる労働者が解雇せられ其の後一年經過して當該扶助の原因たる負傷又は疾病に基き障害扶助料を請求する場合は事業主は解雇後一年を経過したる事を理由として其の請求を拒絶し得ない。即ち一度確認せられた負傷又は疾病に就ては解雇後何年を経ても請求する事が出来るのである。

(ロ) 解雇前に又は解雇後一年内に請求したる扶助(又は健康保険法に依る保険給付)の原因である負傷又は疾病に基き請求するときは。例へば労働者在職中業務上負傷し又は疾病に罹りたる爲

め扶助の請求を爲したるに事業主之に應ぜざる内解雇せられ其の後一年を経過して前の請求を繰り返したる場合又は解雇後間もなく扶助を請求したるに在り再遷延して一年を経過したる場合の如き、解雇後二年を経過したる故を以つて扶助の請求を拒絶するを得ない。固より當然の規定である。

(二)扶助(又は健康保険法に依る保険給付)を受けて治癒したる負傷又は疾病が、労働者の解雇後に於て再發したるときは、事業主は之に對し扶助を爲すを要しない。雇傭せられて居る中には再發の場合も扶助することを要するが、解雇後の再發には扶助責任を有しないのである。

第三章 危害防止義務及救急設備義務

扶助法第五條に依り「行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ依リ事業ノ行ハルル場所ニ於ケル危害ノ防止又ハ衛生ニ關シ必要ナル事項ヲ事業主又ハ労働者ニ命ズルコトヲ得」るのであるが之は今後研究をする豫定である。従つて事業主(扶助法第三條第二項の場合に於ては下請負人たる事業主、同法第四條第一項の場合に於ては労働者を使用する事業主)(扶助則第八條)は今の所扶助則第二條に依る救急用具備付の義務を負担するに止る。

救急用具としては左記のものを備付けることを要する。

- 1、繃帯材料(滅菌ガーゼ、巻繃帯)
- 2、ピンセット
- 3、局方沃度丁幾(三%)
- 4、止血帶、副木及擔架

但し重傷者を生ずる虞れなき事業場に於ては擔架運用することなく萬一の場合には戸板で間に合せても差支ない。

第四章 扶助法規の施行に必要な手續

一、扶助代理人

扶助代理人の選任如何は原則として事業主の任意である。即ち「労働者災害扶助法ノ適用ヲ受ケル事業主ハ扶助ニ關シ一切ノ權限ヲ有スル扶助代理人ヲ選任スルコトヲ得」るのである(扶助則第一條第一項)。然し乍ら「事業主ガ事業ノ行ハルル場所ニ居住セザルトキ又ハ事業主法人ナル場合ニ於テ主タル事務所(本店の意味)ガ事業ノ行ハルル場所ニ在ラザルトキハ扶助代理人ヲ選任」

することを要する（扶助則第一條第二項）。之れ政府より扶助に關し事業主に對し戒告注意等を爲すに當りても労働者側より請求をするに當りても必要であるからである。

上述の如くして扶助代理人を選任したるときは事業主は遅滞なく地方長官に届出ねばならない（扶助則第一條第三項）。

尙「地方長官ハ必要アリト認ムルトキハ扶助代理人ノ改任ヲ命ズルコトヲ得」る（同第四項）。而して扶助代理人は「本則ノ適用ニ付テハ事業主ニ代ル」のである（扶助則第一條第五項）。即ち扶助代理人は扶助則に規定する種々の届出其他の義務の履行を要し、本則に掲ぐる罰則は總て扶助代理人に適用があるのである。この罰則が事業主に適用なくして扶助代理人に適用ある事が本制度の要點である。

以上「事業主」と謂ふて來たのは「扶助法第三條第二項ノ場合ニハ下請負人タル事業主、同法第四條第一項ノ場合ニハ労働者ヲ使用スル事業主」のことである（扶助則第八條）。故に（ハ）の工事の元請負人は「書面ニ依ル契約ヲ以テ下請負人ヲシテ扶助ヲ引受ケシメタル」以上最早本則に所謂扶助代理人を選任し得ず扶助法第四條第一項の注文主も亦同様扶助代理人を選任し得ない。蓋し之等事業主は二次的扶助責任者であるから扶助代理人制度の必要を認めないからである。

二、揭示の義務

「事業主（労働者災害扶助法第三條第二項ノ場合ニハ下請負人タル事業主同法第四條第一項ノ場合ニハ労働者ヲ使用スル事業主（扶助則第八條）ハ其ノ住所氏名、扶助ニ關スル事項ノ要旨及扶助代理人アルトキハ其ノ住所氏名ヲ事業ノ行ハルル場所ノ見易キ箇所ニ揭示ス」る事を要する（扶助則第三條第一項）。尙「前項ノ揭示ニハ扶助法第三條第二項又ハ同法第四條第一項ノ事業主アルトキハ其ノ住所氏名ヲモ記載」せねばならぬ（扶助則第三條第二項）。此の揭示用の印刷物は社會局に於て作製し社會局構内にある産業福利協會に於て販賣して居る筈である。

三、扶助に關する書類備置の義務

「事業主ハ事業ノ行ハルル場所ニ於ケル主タル事務所ニ労働者ノ扶助ニ關スル書類ヲ備置ク」ことを要し且其の書類を「扶助ヲ終リタル日ヨリ三年間」保存することを要する（扶助則第四條）。

四、届出の義務

(イ) 労働者死傷報告「労働者業務上ノ負傷又ハ労働者災害扶助法施行令第三條第二項ノ疾病ニ因リ療養ノ爲三日以上ノ休業ヲ要スベキトキ又ハ死亡シタルトキハ事業主（扶助法第三條第二項ノ場合ニハ下請負人タル事業主同法第四條第一項ノ場合ニハ労働者ヲ使用スル事業主（扶助則

第八條)ハ遲滞ナク様式第一號ニ依リ之ヲ地方長官ニ届出ヅ」ることを要する。

(ロ) 労働者扶助報告「事業主扶助ヲ爲シタルトキハ様式第二號ニ依リ之ヲ地方長官ニ届出ヅ」ることを要する(扶助則第六條)。

以上二種の届出は何れも別に述ぶる責任保険に付したる事業と然らざるものとに依つて様式を異にする。

(ハ) 労働者年報

事業主「扶助法第三條第二項ノ場合ニハ下請負人タル事業主、同法第四條第一項ノ場合ニハ労働者ヲ使用スル事業主(扶助則第八條)ハ毎年十月末日迄ニ様式第三號ニ依リ十月一日現在ニ於ケル労働者數ヲ地方長官ニ届出」でねばならない。但シ扶助法第一條第一項第二號(ハ)ノ工事は付テハ此ノ限」でない。即ち(ハ)ノ工事に付ては労働者災害扶助責任保険の關係に依り労働者數を知り得るからである(扶助則第七條)。

以上三つの届出其他扶助則に依る届出は若シ「事業ノ行ハルル場所ガ二以上ノ府縣ニ亙ル場合ニ於テハ」其ノ事業ノ行ハルル場所ニ於ケル主タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ爲」さねばならぬ(扶助則第九條)。而して之等三種の届其の様式は別紙法規の末尾にある。尙右のイ及

(ロ)の様式は社會局構内産業福利協會に於て販賣して居る筈である。

第五章 行政官廳の監督及調停

「行政官廳ハ必要アリト認ムルトキハ當該官吏又ハ吏員ヲシテ事業ノ行ハルル場所ニ臨檢セシムルコトヲ得」るのであつて(扶助法第六條)「正當ノ事由ナクシテ當該官吏又ハ吏員ノ臨檢ヲ拒ミ妨ゲ若ハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處」せられる(扶助法第八條)。

尙「地方長官ハ職權ヲ以テ又ハ申請ニ因リ負傷、疾病若ハ死亡ノ原因」身體障害ノ程度其他扶助ニ關スル事項ニ付之ヲ審査シ及事件ノ調停ヲ爲スコトヲ得」る。此の場合に必要に應ジ「醫師ヲシテ診斷又ハ檢案セシムルコトヲ得」る(扶助令第十七條工場法施行令第十八條)法律の終局的なる解釋は裁判所であるが實際には地方長官、更に具體的に言へば當該係官が法規運用の解釋及適用を司るのである。

第六章 罰 則

以上の各章の説明の中に種々の罰則に付き一言したのであるが之を總括すると左の如くである。

- 一、「事業主扶助ヲ爲スベキ場合ニ於テ其ノ資力アルニ拘ラズ扶助ヲ爲サルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス」(扶助法第七條)。
- 二、「正當ノ事由ナクシテ當該官吏又ハ吏員ノ臨檢ヲ拒ミ妨ゲ若ハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス」(扶助法第八條)。
- 三、左の各種の規定に違反したる者は百圓以下の罰金又は科料に處せられる(扶助法第十條)。
 - (イ) 第一條第二項(扶助代理人選任の義務)
 - (ロ) 第一條第三項(扶助代理人選任の届出)
 - (ハ) 第二條(救急用具及材料備置)
 - (ニ) 第三條(事業主の住所氏名扶助に關する事項の要旨等の揭示義務)
 - (ホ) 第四條(扶助に關する書類備置)
 - (ヘ) 第五條(勞働者死傷報告)

(ト) 第六條(勞働者扶助報告)

(テ) 第七條(勞働者數年報)

(リ) 第一條第四項の命令に従はざる者(扶助代理人改任の命令)

之等の罰則は原則として之等の規定に違反しなる事業主に適用せられるのであるが左の特則がある。

一、「事業主未成年者若ハ禁治産者ナルトキ又ハ法人ナルトキハ之ニ適用スベキ罰則ハ其ノ法定代人又ハ法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ」(扶助法第九條扶助則第十一條)。

二、「事業主ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ本法(本則)ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ」(扶助法第十條扶助則第十二條)「業務ニ關シ本法(本則)ニ違反スル」とは其の職務の執行に付き本法(本則)に違反すると謂ふと同意義であつて、客觀的に職務行爲と認めらるべき行爲及び之と關係ある行爲を爲すに當り本法(本則)に違反することを謂ふのである。

三、扶助代理人を選任したるときは扶助則に規定する罰則にして事業主に適用すべきものは總て之

を扶助代理人に適用する（扶助則第一條第五項）。

二、労働者災害扶助責任保険法令 説明

労働者災害扶助責任保険法令説明

目次

| | |
|------------------------------------|----|
| 第一章 適用範囲 | 三 |
| 第二章 保険契約者及保険金受取人 | 四〇 |
| 第三章 保険すべき扶助責任の範囲並特殊療養及打切扶助料の承認申請手續 | 四八 |
| 第四章 保険期間 | 五三 |
| 第五章 保険料 | 五七 |
| 第六章 保険料の返還 | 六三 |
| 第七章 保険金の支拂 | 六七 |
| 第八章 労働者災害扶助責任保険審査會 | 六九 |
| 第九章 保険運用に必要な其の他の事項 | 七〇 |
| 第十章 罰則 | 七六 |

第一章 適用範圍

本保險は法律に於ては勞働者災害扶助法、工場法又は鑛業法の適用を受くる事業を包括し（保險法第二條）、扶助法第一條第一項第二號（ハ）の土木建築工事及勅令の定むる事業に就ては強制加入とし、他は任意加入としてゐる（保險法第三條）。

然し今回公布せられた保險令に於ては扶助法第一條第一項第二號（ハ）の土木建築工事のみを本保險に付することとし（保險令第一條）、その他の事業に就ては今後の調査研究の進むに従つて擴張することとした、即ち現在本法の適用を受くるは國、道府縣、市町村其他公共團體及鐵道、電氣、瓦斯、水道等の事業主の爲す直營工事を除く一般土木建築工事であつて左の何れかに該當するものである但し軒高九米未滿建築面積三百三十平方米（約百坪）未滿の木造家屋の建築工事は左の規模に該當するも本保險法の適用を受けない（扶助令第二條）。

「一、使用勞働者延人員千人以上ノモノ

二、請負ニ依ルモノニシテ請負金額一萬圓以上ノモノ

三、火藥類、動力（一馬力以下ノ電動力ヲ除ク）ニ依リ運轉スル機械又ハ運搬ノ用ニ供スル軌道

ヲ用フルモノニシテ使用労働者延人員三百人以上ノモノ
 四、地上十米以上又ハ地下三米以上ニ於テ作業ヲ爲スモノニシテ使用労働者延人員三百人以上ノ
 モノ」

即ち使用労働者延人員千人以上の工事は其の請負金額が一萬圓未満であつても本法及扶助法の適用があり、又使用労働者延人員千人未満の工事でも請負金額が一萬圓以上であるときは同様に本法及扶助法の適用がある。而して使用労働者延人員千人未満で請負金額一萬圓未満の工事でも第三號及第四號の危険なる作業を含むものであれば使用労働者延人員三百人を以つて本法適用の條件とするのである。第三號及第四號の危険作業は全工事の中の一部に於て行はれても全體が扶助法及保險法の適用を受ける。而して以上何れの事項に該當して居ても軒高九米建坪三百三十平方米(約百坪)未満の木造家屋の建築工事は本法の適用を受けない。

而して工事が右の規模に該當するや否やは其の實施狀況に依つて決定せられるのである。従つて請負當時右所定の金額に該當せざるもの又は右所定の労働者数を要せずと見込まれたるものが、實施後右所定の規模に該當するに至りたるときは工事全體として本法の規模に該當するものと爲る。之は規模を中途擴張したる場合に於ても亦事業主の見込違ひの場合に於ても同様である。此の場合

には其の工事は全體として工事着手の初めに遡り保險法及扶助法の適用を受くるに至るのである。従つて實際の便宜より觀るときは苟も右所定の規模に該當するに至るの虞ある工事に付ては右規模に該當する豫定計畫を有するものとして本保險に付することが事業主の利益である、此の事に付ては保險料及保險期間の章に於て言及するであらう。

右と反對の場合即ち工事着手の際の豫定計畫では右規模に該當するものが計畫の變更其の他の事由に因り工事着手後右規模に該當せざるに至りたる場合には、其の時以後扶助法及保險法の適用なきに至るものとすれば既に扶助を受けたる者と事業主との間の法律關係が混雜を生ずるのみならず、保險關係に於ても既納保險料の返還既拂保險金の徴收等種々の困難なる手数を必要とし其の煩雜に堪へ難い。故に扶助令第二條第二項は事業主労働者及政府三者の便宜より「工事着手前ニ於ケル豫定計畫が前項ノ規模ニ該當スルモノハ工事着手後之ニ該當セザルニ至リシ場合ト雖前項ノ規模ニ該當スルモノト看做ス」と規定し便法を設けたのである。此の場合にも後述する如く保險料は工事の縮小に應じて返還するのであるから事業主は損はない。

次に扶助法及保險法の適用の有無を決定すべき「工事」の單位に就て略説すれば
 大體に於て請負に依る工事に在りては一請負契約(下請に非ざる)に依るものは一工事と見るべ

きである。一請負契約に依る工事は原則として作業上及労働者の使用上の一単位を爲し請負契約が異れば事業主も亦異なるからである。然し數個の契約に依る場合でも其の數個の契約が同一の當事者によりて締結せられ作業上相互に關聯があるならば合して一工事と爲すべく、(計畫變更に依る追加工事が原工事と一體となるは云ふ迄も無い)又請負人を異にする數個の請負契約に依るもので、注文主が全體を統制し相互に作業上の關聯があるならば其れは合して一工事であり注文主の直營工事と解すべきである。この場合には注文者が扶助責任を有し、従つて自分で保險契約を申込みねばならない。

請負に依らない工事に在りては扶助法規の所に述べたる一般原則に依り一定の場所に於て労働者の使用上獨立の一単位を爲す作業の統一體が一工事である。例へば或鐵道會社が隧道工事を其の直營にて爲す場合に、若し各個の隧道工事が夫々作業上及労働者の使用上獨立の一體を爲すならば夫々が獨立の一工事であり本法の適用の有無は其の各個に付き之を論すべきである。

第二章 保險契約者及保險金受取人

(一) 總說

一般の事業に在りては扶助責任者たる事業主は「労働者ヲ使用シテ事業ヲ爲ス者」である(扶助法第三條)。然し土木建築工事に於て數次の請負に依り爲さるる場合に於ては何人が労働者を使用する者なりや不明なるのみならず労働者を直接使用するものは實際上扶助の資力に乏しい事が多いから、扶助法第三條第一項但書は「工事ノ全部又ハ一部が數次ノ請負ニ依リ爲サル場合ニ於テハ元請負人ヲ其ノ請負ヒタル工事ニ付事業主ト」し、「元請負人が書面ニ依ル契約ヲ以テ下請負人ヲシテ扶助ヲ引受ケシメタルトキハ其ノ下請負人モ亦其ノ請負ヒタル工事ニ付事業主トス」ととし、之に依つて簡明に事業主を決定すると同時に扶助の實狀に合はしめるの便法を設けたのである。故に末次の下請負人は勿論中間の下請負人も扶助を引受くる限り事業主である。但し「此ノ場合ニ於テハ二以上ノ下請負人ヲシテ同一ノ工事ニ付重複シテ扶助ヲ引受ケシムルコトヲ得」ない。従つて同時に第二次の下請負人と更にその下の下請負人に同一の工事に付き扶助を引受けしめる事は出来ない。此の扶助を引受けたる下請負人と元請負人との關係は「元請負人が扶助ノ請求ヲ受ケタルトキハ扶助ヲ引受ケタル下請負人ニ對シ先ヅ催告スベキ旨ヲ請求スルコトヲ得」る、「但シ其ノ下請負人が破産ノ宣告ヲ受ケ又ハ其ノ行方ガ知レザルトキハ」元請負人は催告の抗辯權を有しないのであつて一種の保證的關係である(扶助法第三條第三項)。只保證債務と異つて

檢索の抗辯権を有しない。

斯くの如く(ハ)の工事が數次の請負に依るときに於いて下請負人をして扶助を引受けしむるときは同一労働者の扶助に就いて重複的に扶助責任者があり、其の下請負人が第一次的責任者にして元請負人は第二次的責任者である。而して此の場合其の何れを保險契約の當事者と爲すべきかは便宜の問題である。本法に於いては此の場合に、元請負人に保險契約締結の義務を負はした。蓋し保險料の納付は常に元請負人たることを便宜とするからである(保險法第三條但書)。

保險契約の當事者としては便宜上第二次的責任者たる元請負人に契約締結の義務を負はしたが、保險金の受取の権利は扶助の第一次的責任者たる扶助を引受けたる下請負人に與ふることを妥當とする。故に本法に於いては保險金受取人は原則として保險契約者であるが、扶助を引受けしめたる下請負人あるときは其の下請負人をして保險金受取人とした(保險法第四條)。

(二) 保險契約の締結

保險契約締結の義務を負ふものは上述の如く事業主にして而して數次の請負に依るものに在りても元請負人たる事業主である(保險法第三條)。若し之等の者が其の義務を怠り「保險契約ヲ締結

セザルトキハ千圓以下ノ過料ニ處」せられる(保險法第十三條)。保險契約の締結とは保險契約の申込を爲し保險料を拂込む事である。保險契約の申込は原則として工事の開始前十四日迄に之を爲すことを要し(保險令第一條第二項)、保險契約の申込を爲さんとする者は保險契約申込書(別紙様式甲第一號)に所要事項を記載し記名捺印の上之を社會局長官に提出するのである(保險則第一條)。但し「已ムコトヲ得ザル場合ニ於テハ其ノ後ニ於テ保險契約ノ申込ヲ爲スコトヲ妨ゲ」ない。此の申込書記載事項中の「賃金總額」は、後述保險令第八條に定むる如き特種の意義を有するものである。

而して若し右の記載事項に「變更アリタルトキハ遲滞ナク變更事項ヲ社會局長官ニ届出」ねばならない(保險則第一條第二項)。但し後述保險令「第六條第二項又ハ同令第七條第四項ノ規定ニ依リ政府ガ」右の記載事項中の保險料率及概算保險料の額を變更したる場合には變更届は必要としない。尙記載事項中、概數、概算額、見込額、概要等とあるものに付ては、僅少の變更は之を一々届出づるに及ばない。

尙本保險に關し社會局長官に提出すべき書類は原則として後述するが如く「工事ノ主タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由」するのであるが、右の保險契約申込書文は例外で直接社會

局長官に提出することを要し（保険則第十九條）、其の際地方長官に對しては其の寫本を別紙様式（災保様式甲第二號）に依り届出でねばならぬ（保険則第一條第三項）。契約締結の敏速を計つたのである。

社會局は右申込を受けると保険料納入告知書を發する。保険契約者は右納入告知書に基き保険料を日本銀行本支店に納付すれば社會局は保険證書を作成して送付して來る（保険則第二條）。後述する如く保険料は工事開始前拂込む事を要し若し工事開始後保険料を拂込めば保険料拂込迄の事故に就ては政府は保険金を支拂はない（保險令第五條）。此の點は民間の火災保險等と同様である。故に保険契約申込者は社會局の納入告知書發送等に要する日數を見込みなるべく早く申込書を送付すべく、東京に本支店のある人若は非常に急ぐ場合は直接社會局に申込書を提出して納入告知書を受け、その足で日本銀行に於て保険料を納めるを便とする。保険證書は唯後日の證據たるに留り遅れても保険契約の效力の發生には關係はない。

保険契約證書の記載事項は保險則第二條にあるから略する。記載事項に變更を生じたときは保險契約者は遅滞なく保険證書を添へ其の訂正の申請を爲さねばならない（保險則第五條第一項）。尙保險證書を亡失又は汚損したときは保險契約者は其の再交付を申請することが出来る（保險則第

六條）

(三) 保險金受取人

保險契約者は原則として保險金受取人であるが、上述の如く數次の請負に依る工事に就いて元請負人が書面に依る契約を以つて下請負人をして扶助を引受けしめたるときは其の扶助を引受けたる下請負人も亦其の請負ひたる工事に付事業主であり其の範圍に於て保險金受取人である。従つて此場合には政府は右の下請負人に保險金を支拂ふべきを以つて一定の手續を爲さしむる必要がある。即ち保險則第三條第一項に依り（様式甲第三號）届出をなし、政府は之に對して保險金受取人證書を交付する（保險則第四條）。

此の保險金受取人證書の記載事項に變更を生じたときは保險金受取人は遅滞なく保險金受取人證書を添へ其の訂正の申請を爲すべきこと（保險則第五條第一項）、又本證書を亡失又は汚損したときは保險金受取人は其の再交付を申請することが出来ること（保險則第六條）は保險證書と同様である。

若し此の如くして保險金受取人となりたる下請負人が「保險金受取人タラザルニ至リタルトキハ

保險契約者ハ其ノ旨「社會局長官に届出ねばならぬ（保險則第五條第二項）。

前項及本項に於て述べたる保險證書及保險金受取人證書は保險契約者又は保險金受取人が其の權利を行使するに必要な權利證書ではないが、例へば醫師に労働者の診療を委嘱するが如き場合自己の保險金受取人たるを證明するに役立つものである。

保險金受取人は上述保險契約者及扶助を引受けたる下請負あるときは其の下請負人である。法令の條文に所謂「保險金受取人」は常に此の兩者を意味する。（例保險令第四條、第十二條、保險則第三條、第四條、第五條、第六條、第九條、第十條、第十一條、第十三條、第十四條、第十八條等）。

斯くの如く下請負人に扶助を引受けしめたる時は下請負人が保險金受取人となつて保險金は之に拂ひ、而も元請負人は尙第二次的ではあるが扶助責任を有するから多少不安を免れない。故に工事の全部を下請負人に委せてしまつて元請負人は事實上作業に關係のない場合の如く、保險金の受取及扶助の支給を全部下請負人に任せることを必要とする場合に非ざれば下請負人を保險金受取人としなことが得策であらう。下請負人ある場合と雖も、保險の範圍内の扶助は全部元請負人に於て責任を負ひ下請負人は唯保險外の扶助即ち七日迄の休業扶助料とか十圓以内の診療費を負擔する場合は之を扶助法第三條第二項の事業主となさず、従つて保險法第四條但書の保險金受

取人ともなさざるを便とするのであらう。此の場合法律上は元請負人が唯一の扶助責任者であり且唯一の保險金受取人であつて下請負人は唯事實上元請負人に代つて扶助の一部を履行することとなるのである。

尙保險法は所謂「保險金受取人」以外の「扶助ヲ受クベキ者」即ち労働者及其の遺族にも保險金を支拂ひ得べき場合を認め（保險法第四條第二項）、保險令第十二條は此の規定に基き「保險金受取人ノ行方不明、資力薄弱其ノ他ノ事由ニ因リ扶助ヲ受クルコト困難ナリト認ムル場合ニ於テハ政府ハ扶助ヲ受クベキ者ニ保險金ヲ支拂フコトヲ得」る旨規定したのである。此の場合に於ては事業主は保險金支拂の限度に於て扶助の責任を免れ得るのである。然し本條は政府に對し扶助を受くべき者に直接保險金を支拂ひ得べきことを認め、政府が此の權限に基き扶助を受くべき者に保險金を支拂ひたるときは政府は之を以つて保險金受取人に對抗し得べき旨を規定したに過ぎずして扶助を受くべき者は保險金請求權を認めただけではないのである。従つて扶助を受くべき者は此の場合に實際上保險金を受取る者であるが法律上所謂「保險金受取人」ではないのであつて、法律上「保險金受取人」と謂ふ場合には「扶助ヲ受クベキ者」は之を含まないのである。

第三章 保険すべき扶助責任の範圍並特殊療養及打切扶助料の承認申請手續

一 總 說

本保險は労働者の業務上の負傷、疾病又は死亡に對する事業主の扶助責任を保險するのであるが、其の目的とする所は労働者に對する扶助の確保と事業主に對する負擔の便宜を計るに在るから、其の保險の範圍は扶助責任の全部に亘らず輕微のものは保險外とし、比較的程度高きもののみを保險することとした。

保險令は其の第二條に於て保險すべき扶助責任の範圍を左の如く定めた。

- 「一 療養費中十圓ヲ超ユル部分
- 二 休業扶助料中八日以後ノ休業ニ付支給スル部分
- 三 障害扶助料
- 四 遺族扶助料

五 打切扶助料」

之を裏から云へば(一)七日以内の休業扶助料、(二)十圓以内の療養費、(三)葬祭料、(四)歸郷旅費を保險の外に置いたのである。

詳言すれば第三號以下の扶助料は全部保險するが、第二號に掲ぐる休業扶助料は休業が八日に至らぬとき即ち休業七日迄の休業扶助料は全部事業主の負擔であつて、之に對して保險金を支拂はず、休業八日以上に亘るときは事業主は七日分の休業扶助料(扶助令第五條第一項但書に依る待期の適用あるときは四日分)を負擔し八日目からの分に就いて保險金を支拂ふのである。又第一號に掲ぐる療養費に付ては、療養費が十圓以内の場合に於ては扶助は全然事業主之を負擔し、十圓を超ゆる場合には事業主は十圓を負擔し、療養費中十圓を控除したる殘額を保險金として政府より事業主に支拂ふのである。

二 療 養 費

(イ) 療養費の範圍

療養費とは療養に要したる費用のことであるが其の療養とは如何なるものであるか、保險令は

「療養費ノ範圍ハ左ニ掲グル療養ノ費用トス」として左の七種を列挙した（保険令第三條第一項）。

- 一 診察（扶助請求ニ必要ナル診断書意見書等ノ作成ヲ含ム）
- 二 藥劑又ハ治療材料ノ支給
- 三 處置及手術（齒科補綴ヲ含ム）
- 四 物理的治療
- 五 病院收容
- 六 看護
- 七 移送

右の療養と雖も事業主の給したるものを無條件に政府が保険金を支拂ふ譯ではない。政府の支拂ふのは療養に必要ありと政府の認めたるものに限るのである。故に事業主に於いて保険金外の負擔を避けんとするには醫師又は齒科醫師等に診療を依頼するときに政府の定めたる診療方針の限度を超えざることを請求することを要する。

(ロ) 療養費の額

療養に對して醫師の請求する額は醫師に依りて相異なるのであるが、各個の場合に醫師の要求するものを拂つて居ては煩雜でもあり不公平でもあるから個人的事由に依る差別を無視し各個の療養に付き其の費用を一定し置く必要がある。即ち「前項ノ療養ノ費用ハ政府ノ定ムル所ニ依リ算定ス」るのである（保険令第三條第二項）。従つて理論上保険金受取人は療養擔當者の請求額と政府の算定する額との差額を負擔することとなるのであるが、後述する如く政府は前掲第一號乃至第五號の療養に付ては日本醫師會及日本齒科醫師會と協定し其の所屬健康保險醫又は健康保險齒科醫をして政府の保險する範圍に於て療養費を請求せしむることとし又公立病院及大學病院とも協定する豫定であるから實際上は醫師の請求額と政府の保険金とは一致する筈である。指定醫師、指定齒科醫又は指定病院以外に就いて療養を受ける場合には政府は指定醫師、指定齒科醫又は指定病院が療養を爲す場合に準じて査定を爲し、又看護及移送に付ては其の地方の一般的標準に依り査定を爲す筈であるから療養費の實費と保険金との間に差額が生ずるの

は例外の場合に限ることゝなる譯である。

(ハ) 指定醫師、指定歯科醫又は指定病院

前述の如く前掲第一號乃至第五號の療養の費用に就て其の實費と保険金との一致を計る爲め政府は日本醫師會及日本歯科醫師會所屬の健康保険醫、健康保険齒科醫、公立病院及大學病院に就ては協定に依つて政府の保険する範圍に於て療養費を請求せしむることとしたのであるから右の健康保険醫以外の者に診療を委託することは原則として之を承認せざることにする必要がある。即ち保険令第三條第三項は此の點を考慮して「第一項第一號乃至第五號ノ療養ハ政府ノ承認ヲ受ケタル場合ヲ除クノ外政府ノ指定スル醫師、齒科醫師又ハ病院ニ就キ受クルモノニ限ル」と規定したのである。政府は健康保険法に依り政府の管掌する健康保険の診療を擔當する保険醫並に大學病院及之に準すべきものの全部を指定する豫定である。即ち「健康保険醫」又は「健康保険齒科醫」の看板の掲げてある所及び大學病院は凡て本保険に就ても指定あるものと考へて差支ない。

而して右の指定醫、指定歯科醫又は指定病院以外のものに就き療養を受けんとするときは災保様式甲第五號に依り地方長官に承認を申請するを要する（保険則第九條）。

此の承諾申請は事前に爲すを原則とすべきも已むことを得ざるときは事後に爲すも差支へない。唯事後に申請して承認を受くること能はざるときは保険金受取人（又は療養を擔當する者）は其の費用を負擔せねばならない。

而して此の規定に依り地方長官の爲す承認は當該療養擔當者に付療養を受くることを承認するのであつて承認申請書に記載したる「療養ニ要スル費用ノ見込額」は其の参考資料であり、如何程の保険金が之に對し支拂はれるかは政府の査定に依り決定せられるのである。

(ニ) 特殊療養

前掲第四號及第七號の療養即ち物理的治療、病院收容、看護及移送は概ね高價にして且必要の限度を越へて爲さるる處が多分にあるものであるから、保険經濟上政府は果して其の必要ありや否やを各個の場合に付き吟味する必要がある。従つて保険令第三條第四項は「第一項第四號乃至第七號ノ療養ハ政府ノ承認ヲ受ケタルモノニ限り」保険することに限定したのである。而して保険金受取人が右の承認を受けんとするときは別紙災保様式第六號乃至第九號に依り地方長官に申請するのである（保険則第十條）保険契約の締結及保険金の支拂は社會局の所管事項

であるに反し是等の承認は地方廳の任務である。承認の申請には凡て療養擔當者（醫師又は齒科醫師）の意見書を添付するを要するがそれも上記様式中に記載欄がある。尙本承認は當該療養を何日内又は何回受けるといふことを承認するのであつて「療養上要スル費用ノ見込額」は承認を爲すべきや否やの参考に止るのであつて具體的に幾何の保険金を受くべきかは政府の査定する所に依るのである。指定醫、指定齒科醫又は指定病院に付き受くる場合には豫め政府と日本醫師會、日本齒科醫師會、公立病院、大學病院等との協定により定められたる單價に依るのであるから事情は割合に簡單である。而して右の承認したる日數又は回數以上に當該療養を繼續することを必要とする場合には改めて之が承認を受けねばならない。

此の特殊療養の内移送に付ては負傷の現場より勞働者を醫師、病院其他療養を擔當する者の所迄送り届けるに要する費用は之を承認せざる方針である。此の如き應急的處置に要する費用は其の額も少なるを一般とするのみならず其の性質よりも將又事の敏速を貴ぶ點よりするも事業主の單獨負擔とするを適當とするが故である。従つて移送として政府の承認すべきは一病院より他病院への移轉を主とし、その事例は多からざる見込である。

(ホ) 承認申請者

以上に述べた「指定醫師、指定齒科醫又ハ病院以外ノ者ノ療養ヲ受クル承認申請」(保險令第三條第三項)及「物理的治療、入院、看護附添、移送承認申請」(保險令第三條第四項)は保險金受取人の外「保險令第十二條ノ規定ニ依リ政府ヨリ保險金ノ支拂ヲ受クル者」即ち傷病勞働者及指定醫師、指定齒科醫、指定病院又は政府の承認を得て療養を擔當する者に於ても之を爲すことを得るのであり、其の手續其他は凡て保險金受取人に關し上述したる所が準用せられる。唯之等の者が其の承認申請書に「保險證書、保險金受取人證書又ハ勞働者死傷報告ニ關スル事項ヲ記載スルコト能ハザルトキハ保險金受取人ノ住所氏名、工事ノ場所及名稱、事故發生ノ年月日並ニ事故ノ原因及發生狀況ヲ記載」すればよいのである(保險則第十一條第十二條)。

三 打切扶助料

打切扶助料を支給するや否やは、扶助法上は事業主の任意に選擇するを得るのであるが、保險の關係では「政府ノ承認ヲ受ケ又ハ其ノ指示ニ依リ支給スルモノニ限」り保險することとし(保險

令第四條第一項)、以つて一方に於ては速に治癒すべきこと明なる場合に於ける打切扶助料の支給を防止すると共に、他方に於ては何時治癒するや計り難き場合に於て無限に療養費及休業扶助料に對する保険金支拂を請求せられることを免れ得ることとし、兩々相俟つて保険經濟の安全を計ることとしたのである。打切扶助料の支給の承認は別紙災保様式甲第十號に依つて地方長官に申請せねばならない(保險則第十三條)。政府が保險令第四條第一項の規定に依り打切扶助料を支給すべき旨指示したる場合に於て「保險金受取人前項ノ指示ニ從ハザルトキハ政府ハ當該負傷又ハ疾病ニ付以後ノ療養費及休業扶助料ニ對スル保險金ノ支拂ヲ爲サ」ないことになつてゐる(保險令第四條第二項)。

第四章 保險期間

保險期間とは其の期間中に生じたる事故(労働者の負傷疾病又は死亡)が保險事故として本保險に依り保險せられる期間である。本保險の「保險期間ハ工事ノ開始ヨリ終了迄」であり「工事開始後(概算)保險料ノ拂込ヲ爲シタルモノニ付テハ拂込ノ翌日ヨリ工事終了迄」である(保險令第五條)。此の期間中に生じた事故に對しては政府は保險金支拂の義務を負擔するのである。斯くの如く保

險期間は概算保險料拂込の翌日より初るのであるが、後述の如く保險料は原則として工事全體に付之を徵收するのであるから、豫定計畫に依れば保險法の適用を受くべき規模に該當せざりしも工事着手後計畫の變更其の他の事由に因り右規模に該當するに至りたるが如き工事は大なる不利益を蒙るを通常とする。

故に保險法の適用を受くべき規模に該當するに至るの虞ある工事に付ては豫定計畫上本法の適用工事に該當するものとし本保險に加入し置くを利益とする。例へば豫定計畫に依れば大體延人員八百人位の労働者を必要とする工事は之を千人として本保險に加入し置くのである。若し此の場合實際には八百人の労働者しか使用しなかつたとするも上述扶助令第二條第二項の規定に依り保險の權利を失はず且保險令第十條の規定に依り保險料の精算後超過二百人分の保險料は返還を受け得るのであつて保險契約者は何等の損失をも蒙らぬのである。請負金額に依る場合も同様である。

第五章 保險料

一 總 說

保險料の算定方法に付ては保險令第五條に其の規定がある。本保險は事業主の扶助責任を保險す

るものであるから、保険料は本保険経済の全部を賄ふ性質のものなのである。其の金額は左の方法に依り算定したものである。

「一 請負金額ノ定アル工事（工作物ノ破壊工事ヲ除ク）ニ付テハ請負金額ニ保険料率ヲ乗ジタル額

ル額

「二 前號以外ノ工事ニ付テハ労働者ノ賃金總額ニ保険料率ヲ乗ジタル額」
而して第二號に所謂「賃金總額ハ労働者災害助法施行令第十五條及第十六條ノ規定ニ依り定ムル標準賃金額ニ使用労働者延人員（工場法又ハ鑛業法ノ適用ヲ受クル職工及鑛夫ヲ除ク）ノ數ヲ乗ジタル金額」である（保険令第八條第一項）。

右の使用労働者延人員中より「工場法又ハ鑛業法ノ適用ヲ受クル職工及鑛夫」を除くのは此等の者に對しては扶助法に依る扶助を爲すことを要しないからである。尙保険料算定に關し労働者に付き十六歳未滿なりやを判定することは極めて困難であるから右の使用労働者延人員の算定に付ては「十六歳未滿ノ者ハ十六歳以上ノ者ト看做ス」のである（保険令第八條第二項）。
請負金額に依つて保険料を定むることは保険經營上の異例であるが實際の便宜に基いたものである。請負金額に對する保険料率の算定には請負金額中に材料費も含むことを前提として居るのである。

あるから、工事の主要材料が注文者より支給せらるるが如き場合に於ては請負金額に依り保険料を算定することは妥當でない。その他特殊の場合に於て請負金額に依ることを適當としない時は原則に歸り勞力費に依るべきである。即ち「政府ハ請負金額ノ定アル工事ニ付テモ其ノ材料ガ注文者ヨリ支給セラルルコト其ノ他ノ事由ニ因リ前項第一號ノ規定ニ依ルヲ適當ナラズト認ムルトキハ同項第二號ノ規定ニ依リ保険料ヲ定ムルコトヲ得」るのである（保険令第六條第二項）。

二 保險料率

保険料率は保險令第九條に依り内務大臣の決定に委任せられ内務大臣は内務省告示「労働者災害扶助法第一條第一項第二號（ハ）ノ工事ノ保険料率ニ關スル件」に依り左の如く定めた。

（ハ）の工事の保険料率

| | | |
|----------|-------------------|----------------|
| 工事ノ種類 | 請負金額一萬圓 當リノ保険料 | 賃金一圓當 リノ保険料 |
| 隧道工事 | 一四〇圓 | 四五厘 |
| 工作物ノ破壊工事 | — | 四五 |
| 建築工事 | 二八 | 二二 |

橋 梁 工 事
其ノ他ノ工事

六七
三五
八五
二二

而して右項目に掲げたる工事の附屬工事例へば建築工事に於ける配線工事の如きは主たる工事の保険料率に依り、又一工事が右の項目に掲げたる工事の二以上を含むときは保険料率の高き工事の種類に依り其の工事の全體に關する保険料を算出するのである。是は保險の經營上已むを得ない所である。

三 保險料の拂込

(イ) 概算保險料

保險料は工事開始前に之を拂込まねばならぬ。是は損害保險の常態である。保險料を拂込む際には保險料の基礎たる請負金額も貸金總額も正確には定まつてゐない。請負金額も後に變更せられることあるべく貸金總額の如きも見込額に依らざるを得ないのである。

此の未確定の基礎に依る保險料を便宜上概算保險料と謂ふ（保險則第一條第一項第十一號）。概算保險料は「保險令第六條第一項第一號ノ規定ニ依ルモノニ付テハ保險契約申込ノ時ニ於テ定

メラレタル請負金額ニ、同項第二號ノ規定ニ依ルモノニ付テハ貸金總額（此の貸金總額の計算方法は前に説明したる所と同一である）ノ見込額ニ保險料率ヲ乗ジタル金額」である（保險令第七條第二項）。「保險契約ノ申込ヲ爲シタル者ハ已ムコトヲ得ザル場合ヲ除クノ外工事開始前ニ（概算）保險料ヲ政府ニ拂込」まねばならぬ、「但シ工事期間一年ヲ超ユルモノニ付テハ最初ノ一年分ノ（概算）保險料ヲ工事開始前ニ拂込ミ爾後各年（一年ニ滿チザルトキハ其ノ期間）分ノ（概算）保險料ヲ其ノ期間開始前ニ拂込ムコトヲ得」る（保險令第七條第一項）。蓋し工事期間一年を超ゆるが如き大工事に在りては工事費用は全工事分を一時に支拂はるるものに非ざるに保險料を全工事に付き一度に徴收するは事業主に對し酷であるからである。然し乍ら工事期間がわづかに一年を超ゆるに過ぎざるものに在りては成るべく概算保險料を分割せず一時に拂込むを以つて相互に便宜とするであらう。

而して「一年分ノ（概算）保險料ハ（概算）保險料總額を豫定工事期間ノ日數ヲ以テ除シタルモノニ三百六十五（閏年ノ二月末日ヲ含ム場合ニハ三百六十六）ヲ乗ジタル金額」であることを通常とするが、「政府ハ工事施行計畫ノ狀況ニ應ジ異ル方法ニ依リ一年分ノ保險料ヲ定ムルコトヲ得」るのである（保險令第七條第三項）。

(ロ) 概算保険料の拂込

概算保険料（保険令第七條第一項但書の場合に於ては第一回概算保険料）の拂込方法は保険契約申込後政府よりの概算保険料納入告知書を受けたる後その納入告知書の期日内に告知書を添へて日本銀行本支店又は代理店へ拂込むことを要する。

此の概算保険料の拂込時期が工事開始後なるときは工事開始前の場合に比し次の二點に於て法律的効果に差違を生ずる。

一、概算保険料が工事開始前拂込まれたるときは工事全體に亘つて保険せらるゝが工事着手後拂込まれたる場合に於ては保険期間は其の拂込の翌日より工事終了迄となる（保険令第五條）。此の點は上述の通りである。

二、保険料に就いては保険料不可分の原則よりして概算保険料が工事開始後拂込まれたる場合に於ても保険すべき工事の範圍の縮小に比例して當然保険料を減額せず、例外的に政府に於て「工事開始後ノ拂込ガ已ムコトヲ得ザル事由ニ因ルモノト認メタルトキ」に於てのみ「工事開始ノ日ヨリ保険料拂込ノ日迄ニ於ケル工事進捗ノ狀況又ハ使用労働者延人員ノ數ニ應ジテ保険料ヲ減額スルコトヲ得」るのである。従つて政府に於て其の拂込の遅延が「已ムコト

ヲ得ザル事由ニ因ルモノト」認めざるときは保険料は一錢も減額せられぬこととなる（保険令第六條第三項）。

従つて保険料の拂込に拘はらず保険せられざるの損害を蒙るに至るのである。故に事業主は工事着手が急を要する爲納入告知書送附を待つ暇なきときは直接社會局に出頭（又は委託）し保険契約申込と共にその場で納入告知書を受けて日本銀行に納むべきである。尙急を要する場合の保険料拂込方法に就ては社會局に於て適宜の方法を講ずるであらう。

(ハ) 概算保険料の追加拂込

概算保険料は保険契約者の申出を基礎とし審査を加へずして算定するを通例とする。此のことは概算保険料を工事着手前に拂込まむために已むを得ないのである。その後政府に於て調査の結果誤りの發見せられたる場合例へば（イ）隧道工事と見るべきものを土木工事とし又は土木工事と見るべきに建築工事として計算した場合（ロ）使用労働者延人員の見込數が過少なる場合（ハ）請負金額に依り保険料を計算したるに注文主より材料の供給あること其他の事由に依り政府が貸金總額に依り保険料を計算すべしとしたる場合（ニ）保険料分割拂込の際一年分の保険料の計算方法を變更したる場合等概算保険料が不足することがある。故に「政府ハ第二項ノ請負金額又ハ賃金

總額ノ見込額ニ變更ヲ生ジタルトキ其ノ他必要アル場合ニ於テハ保險料ノ追加拂込ヲ命ズルコトヲ得」るのである（保險令第七條第四項）。

此の追加拂込を遅滞したる者に付ては後述保險法第六條及保險令第十四條の規定の適用を受けて保險金は拂はれない。

此の追加拂込を命ずる爲めには請負金額の變更、注文者よりの材料供給の有無、使用労働者延人員の實際の狀況が明にならねばならぬ。其の爲に保險則に左の如き規定が設けられてゐる。

一、保險契約申込書に記載せられたる請負金額、使用労働者男女別豫定延人員概數、賃金總額の見込額、注文者より支給を受くべき工事材料の種類別豫定數量及價格の概要等に變更ありたるときは遅滞なく變更事項を届出でねばならぬ（保險則第一條第二項）。此の規定に依り最も正確に届出でらるべきは請負金額である、他は概要とか見込とかであるから少々の事實上の相違は終了の日迄届出を要しない。

二、賃金總額に依り保險料を定めた場合に於ては「保險契約者ハ日日ノ使用労働者男女別人員數ヲ記録シ毎月十日迄ニ前月分ヲ地方長官ニ届出」ねばならぬ。「請負金額ニ依リ保險料ヲ定メタル場合ニ於テハ日日ノ使用労働者男女別人員數ヲ記録スルヲ以テ足ル」のである（保險則

第七條）。

三、「地方長官ハ労働者災害扶助法第一條第一項第二號（ハ）ノ工事ノ注文者ニ對シ請負金額其ノ他必要ト認ムル事項ノ申告ヲ命ズルコトヲ得」る（保險則第二十條）。

四 保險料の確定

以上の如くして工事開始前及工事中拂込む（概算）保險料は一種の見込に基づく保險料で工事が終了すると眞實の請負金額、労働者の賃金總額が決定せらるゝから此處に確定的保險料が分明する。

而して此の保險料確定の爲めには賃金總額従つて使用労働者延人員及請負金額が明なるを要するが故に、保險則第八條は保險契約者に對し「工事終了後遅滞ナク」此等の事項を記載したる工事終了届を社會局長官に届出づる義務を負担せしめたのである（保險則第八條）（災保様式甲第四號参照）。

政府は右の届出及注文者の報告等を調査し一種の見込に基き拂込みたる保險料即ち「第七條ノ規定ニ依リテ拂込ミタル保險料ガ工事終了後」確定的の保險料である「第六條ノ規定ニ依リテ算定

シタル保険料ニ比シ過不足アルトキハ政府ハ保険料ノ追加拂込ヲ命ジ又ハ之ヲ返還スル（保險令第十條）。

右に所謂工事の終了したる時とは請負契約に依る工事に在りては完成したる工作物の引渡を完了したる時である。従つて事實上作業を終了するも引渡完了前はまだ「工事ノ終了」したるときではない。従つて又其引渡したる工作物に「瑕疵アルトキハ注文者ハ請負人ニ對シ相當ノ期限ヲ定メテ其ノ瑕疵ノ修補ヲ請求スルコトヲ得」るのであるが（民法第六百三十四條）、此の瑕疵修補の作業は前の請負工事とは別の工事であつて若し此の作業が保險適用工事たるべき條件を具備するときは改めて本保險に加入する義務を生ずるのである。請負に依らざる工事に在りては作業の實際完了したる時である。

第六章 保険料の返還

本保險の經濟に剩餘を生じた場合に之を保險契約者に割戻すの制度を設けた。保險令第十一條の規定が其れである。

即ち「左ノ各號ノ條件ヲ具備スル場合ニ於テハ政府ハ第一號ノ剩餘額ノ範圍内ニ於テ且第三號ノ

超過額ヲ限度トシテ第一號ノ工事ノ保險契約者ニ保險料ノ一部ヲ返還スルコトヲ得」る「但シ勞働者災害扶助責任保險法第五條乃至第七條ノ規定ニ該當スル保險契約者ニ對シテ此ノ限」でない。

「一 毎會計年度末現在ニ於テ前前年度中ニ作業ノ終了シタル工事ニ付保險料總額ノ八割ヨリ支拂保險金總額ヲ差引キ剩餘ヲ生ズルコト

二 當該會計年度決算ニ於テ損失ヲ生ゼザルコト

三 當該會計年度決算ニ於ケル積立金ガ本保險創始以來ノ收入保險料總額ノ一割ヲ超ユルコト」而して返還の割合は「各個ノ工事ニ付保險料ノ八割ヨリ支拂保險金額ヲ控除シタル殘額ニ比例シテ之ヲ爲ス」のである。

尙保險金總額を確定する便宜上右の「會計年度九月末現在ニ於テ尙繼續シテ療養ヲ受クル者アルトキハ」九月末ニ於テ打切扶助料ヲ支給シタルモノト看做シ」保險金額を計算する。

因にこの制度は保險契約者間の公平を計ると共に災害防止を奨励する事を目的とするものである。全然政府に於てなすべき事項で當業者は何等の手續を要しないのであるから説明を略する。

第七章 保險金の支拂

保険期間即ち工事期間中に事故を起したる時は事業主は扶助責任を負ひ、政府は之に對して保険金を支拂ふ。仰も責任保険に於ける保険金の支拂に就ては保険契約者がその責任を果したる後に於てその損害を填補する方法と、保険契約者が責任を生じたる事が明かになれば保険者に於て保険契約者に代つて其責任を果す方法と二種の方法がある。本保険は實質上兩方法何れでも差支無く、實際の便宜に任せてある。即ち一應の形式としては保険契約者が扶助を爲したる後その領收書を添へて政府に保険金を請求することゝなつて居るが、取立委任の形式に依り直接醫師又は扶助を受くる者から保険金の請求が出来る。詳言すれば醫師に付ては醫師に、その他に就ては労働者に取立委任する場合には、政府に於て扶助責任の履行に代つて保険金を醫師又は労働者に支拂ふ。醫師に就ては大部分取立委任の方法を採らなければならぬと思ふ。何となれば日本醫師會との契約は健康保険の方法を準用した爲療養費の單價は健康保険の毎月の平均單價に依るので數ヶ月後にならなければ診療費の價格は確定しない。然し官公立病院に就ては料金が確定して居るから事業主より病院に支拂ひその受取書(様式中に記載欄あり)を添へて政府に保険金を請求

しても差支無い。労働者に支拂ふ休業扶助料等に就てはなるべく事業主に於て労働者に對して支拂ひたる後その受取書を添へて(様式中に記載欄あり)保険金を請求せられん事を希望する。蓋し労働者に對する扶助の如きは一日も早きを要し、政府の保険金の支拂は多少の遅延を免れないからである。然し障害扶助料の等級に關して争のある場合等には保険金の取立を労働者に委任し問題の解決を政府に一任するのも一方法である。この場合に於ては、政府は事業主と労働者との間の紛議の解決を引受ける譯である。

二 保険金請求の手續

保険金請求書に記載すべき事項は保険則第十四條に列擧してある。附録様式第十一號乃至十三號の各欄に記入して出せばいい譯である。請求の宛名は社會局長官であるが地方廳を経由するのであるから工事場所轄地方長官宛に差出すことを要する。而して保険金の請求は毎月二十日迄に前月分につき請求する事を要する(保険則第十五條)。これより遅れたら支給しないと云ふことでもなし月一回に限ると云ふ譯でもない、只事務の便宜の爲に月一回の請求と云ふ事にし度いと曰ふのであつて一件毎に請求しても一月分取纏めて支拂ふことゝなると思ふ。

保険金の請求に關して最も重要書類は證據書類である。請求書に添附すべき證據書類は左の如きものである（保險則第十四條第二項）。

- 一 療養費ニ付テハ療養ヲ擔當スル者ノ受取書（様式中にあり）但シ療養ヲ擔當スル者保險金受取人ノ委任ヲ受ケテ保險金ノ支拂ヲ請求スル場合ニハ之ヲ添附スルコトヲ要セズ（大部分が但書に該當すること上述の如し）
- 二 休業扶助料、障害扶助料、遺族扶助料及打切扶助料ニ付テハ扶助料ヲ受ケタル者ノ受取書其ノ他扶助料ヲ支給シタルコトヲ證スル書類但シ扶助ヲ受クベキ者保險金受取人ノ委任ヲ受ケ保險金ノ支拂ヲ請求スル場合ニハ之ヲ添附スルコトヲ要セズ
- 三 休業扶助料ニ付テハ療養ノ爲勞務ニ服スルコト能ハザリシコトニ關スル醫師又ハ齒科醫師ノ意見書
- 四 病院收容ノ場合ニ於テ本人ノ收入ニ依リ生計ヲ維持スル者アルトキハ之ヲ證スル書類
- 五 障害扶助料ニ付テハ當該等級ニ相當スルコトヲ證スル醫師又ハ齒科醫師ノ診斷書
- 六 遺族扶助料ニ付テハ醫師ノ死亡診斷書、警察官署ノ檢死證又ハ市町村長ノ埋火葬認許證寫其ノ他死亡ヲ證スル書類及死亡者ノ戸籍謄本其ノ他遺族扶助料ヲ受クベキ者ト本人トノ續柄

ヲ證スル書類

上述の如く醫療費は醫師に取立を委任する事となるから様式中の委任狀に署名捺印すれば足るので（一）の醫師の受取書は多くの場合之を要しない。（二）の労働者又は遺族の受取書に就てはなるべく扶助を支拂つて然る後保險金の請求をせられん事を希望するが若し労働者又は遺族に保險金受取を委任すれば受取書は要らない。（一）乃至（五）の添附書類は第十一號乃至第十三號様式の相當欄に記載調印すればいゝので（六）は添附する事が必要である。

三 醫師又は病院に對する證明方法

本保險は健康保險の如く各個の労働者を保險するものではないから労働者に對して被保險者證を發行する事は出来ない。醫師病院等に労働者の診療を依頼する場合に於て、醫師又は病院に對して事業主に於て全額支拂を爲し、事業主より政府に保險金の請求をなす場合には何等の問題を生じないが、事業主はその負擔部分十圓を支拂ひ、餘は醫師から政府に請求を委任する場合には醫師は事業主が保險に加入し保險料を完納せること及當該労働者が被保險工事に於て業務上傷病に罹りしものなる事を確める事を要する。

本保険に於ては大體に於て事業主を信用する外無く、萬一、事業主が保険料を拂つて居なかつたり又はその労働者が業務上の傷病ならざりし爲に醫師が保険金を受け得ざりし場合には醫師は當然事業主に對して請求すべきである。もし事業主に全然信用がなければ擔保を取つても差支無く、又府縣廳等に對して當該事業主が保険料を完納せるや否や労働者が被保險工事に於て業務上傷病に罹りしものなりや否やの照會があれば回答する筈である。それは事業主からの照會でも醫師又は病院からの照會でも之に應ずる事と思ふ、唯是には往復葉書を用ゐるか返信料を封入せられる事を希望する。

四 扶助を受くべき者より保険金を請求する場合

扶助を受くべき者(労働者又はその遺族)は上述第二章保険金受取人の所に於て述べたる如く「保険金受取人ノ行方不明、資力薄弱其ノ他ノ事由ニ因リ扶助ヲ受クルコト困難」なる場合に於ては政府に對し直接保険金の支拂を請求することが出来る(保険令第十二條)。上記の如く労働者又は遺族は事業主の委任を受ければ直接保険金を請求することが出来るのであるが、茲に云ふのは事業主の行方不明等の爲め事業主より扶助も受けられず保険金請求の委任も受けられないと云ふ全

く例外的の場合である。此の場合の手續は前掲保険金受取人が保険金を受取る場合の手續と大體同様であるが、その外に事業主より扶助を受くる能はざる事由を書く事を要する。尙この場合には前述保険金請求書の記載事項中「保険證書、保険金受取人證書又ハ労働者死傷報告ニ關スル事項ヲ記載スルコト能ハザルトキハ保険金受取人ノ住所氏名、工事ノ場所及名稱、事故發生ノ年月日並ニ事故ノ原因及發生狀況」を記するを以て之に代ふることが出来る。扶助料の受取書を要せざるば云ふ迄もない(則第十六條)。

而して「社會局長官第一項ノ請求書ヲ受ケ扶助ヲ受クベキ者ニ直接保険金ヲ支拂ヒタルトキハ保険金受取人ニ其ノ旨通知ス」る(保険則第十六條第三項)。而して「政府ガ扶助ヲ受クベキ者ニ保険金ヲ支拂ヒタルトキハ事業主ハ其ノ限度ニ於テ之ニ相當スル本令ノ扶助ヲ爲スコトヲ要」しない(扶助令第十四條)。

扶助を受くべき者の受くる保険金中療養費に關する部分に就いては保険金受取人の場合に於けると同様に療養を擔當する者が委任を受けて之に對する保険金の支拂を請求することが行はるゝであらう。

五 保険金の不拂

左の三の場合に於て保険金を支拂はない。

(イ) 告知義務の違反

「保険契約者が悪意又ハ重大ナル過失ニ依リ保険料算定ノ基礎タル重要ナル事實ヲ告知セズ又ハ其ノ事實ニ付不實ノ告知ヲ爲シタルトキハ」(保険法第五條)政府は「保険金ノ支拂ヲ爲サズ」(保険令第十三條)。但し後に至つて補正した場合にはその以後の事故に對しては保険金を支拂ふ(同條但書)。「保険料算定ノ基礎タル重要ナル事實」とは工事の種類、請負金額、使用労働者延人員、注文者より工事材料の支給を受くる場合に於ける其の數量及價格を謂ふのである。故意の場合には尙「本則ニ依リ社會局長官又ハ地方長官ニ提出スル書類ニ虚偽ノ事實ヲ記載シタル者」として保険則第二十一條に依り「百圓以下ノ罰金又ハ料率ニ處」せられる。

(ロ) 保険料拂込の遅滞

「保険料の拂込に付遅滞したる場合に付ては保険法第六條の規定に基く保険令第十四條に左の規定がある。

「保険契約者第七條第一項但書ノ規定ニ依ル第二回以後ノ保険料ノ拂込又ハ同條第四項ノ規定ニ依ル保険料ノ追加拂込ヲ遅滞シタルトキハ政府ハ遅滞期間中ニ生ジタル事故ニ」對しては保険金を支拂はない。「但シ已ムコトヲ得ザル事由ニ因ル場合ハ此ノ限」でない(保険令第十四條)。「已ムコトヲ得ザル事由」とは天災事變其の他不可抗力等を謂ふのであつて資金の不足失念其の他保険契約者の個人的事由を指すのでは無い。

尙保險法第六條は廣く「保険契約者保険料ノ拂込ニ付遅滞シタルトキハ其ノ遅滞期間ニ於テ生ジタル事故ニ對スル保険金ニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ全部又ハ一部ヲ支拂ハザルコトヲ得」と規定してゐるのであるが、工事期間一年未滿の工事に於ける保険料又は保険令第七條第一項但書の規定に依る第一回保険料を工事開始後拂込みたる場合は、上記保険令第五條の規定に依り、保険期間が保険料の「拂込ノ翌日ヨリ工事終了迄」とせられる結果、保険料未拂込の期間は全然本保險に依り保險せられぬ爲め、保險令第十四條に於ては之を除外したのである。又工事終了後保険料が確定し、既納保険料が確定をしたる保険料に比し不足を生じたる爲め政府が保險令第十條の規定に依り不足額の追加拂込を命じたる場合に於ては、最早「遅滞期間中ニ生ジタル事故」なるもの無きが故に保險法第六條及保險令第十四條の關する所ではない。

(ハ) 保険契約者又は保険金受取人の故意又は重大過失に因り扶助の原因たる事故の生じたるとき政府は保険金の支拂をなさない(保険令第十五條) 災害防止の點より見るも保険の本質より云ふも當然である。

以上三個の保険金不拂に關する規定は、保険契約者又は保険金受取人に對する制裁を目的とするものであり、且つ相當保険料を徴して居るのであるから、之が爲め「扶助ヲ受クベキ者」をして扶助を受け得ざらしむるは妥當で無い、故に「政府ハ事業主ガ扶助ヲ爲ス資力ナシト認ムル場合ニ於テハ前三條ノ規定ニ拘ラズ保險金ヲ支拂フコトヲ得」ることになつてゐる(保険令第十六條)。

本規定の運用は主として扶助を受くべき者に直接支拂はるべき場合であらう。

第八章 労働者災害扶助責任保険審査會

「保険契約者又ハ保險金受取人ガ労働者災害扶助責任保險ニ關スル事項ニ付政府ニ對シ民事訴訟ヲ提起スルニハ労働者災害扶助責任保險審査會ノ審査ヲ經」なければならぬ(保險法第九條第二項)。之は形式上は民事裁判前に更に一の手續を加へたものであるが實際は裁判所に依らず本保險に關し

理解と知識とを有する特殊簡易裁判所に依つて問題を敏速適切に決せんとするのである。

労働者災害扶助責任保險審査會に關する事項に就ては勅令及省令の繙讀に俟ち説明を略する。

第九章 保險運用に必要な其の他の事項

一 印紙税の免除

「本法ニ依ル保險ニ關スル書類ニハ印紙税ヲ課セズ」(保險法第十一條)

二 當該官吏又は吏員の臨檢

「行政官廳ハ必要アリト認ムルトキハ當該官吏又ハ吏員ヲシテ本法ニ依リ扶助責任ノ保險ヲ付シ又ハ付スベキ事業ノ行ハルル場所ニ臨檢セシムルコトヲ得」(保險法第十二條)。而して「正當ノ事由ナクシテ當該官吏又ハ吏員ノ臨檢ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處」せられる(保險法第十四條)。

三 書類備置義務

「保険契約者又ハ保険金受取人ハ工事ノ主タル事務所ニ保険ニ關スル書類ヲ備置ク」べく、此の「保険ニ關スル書類ハ扶助ノ終リタル日ヨリ三年間之ヲ保存ス」ることを要する、（保険則第十八條）。

四 書類の經由

保険則に依り社會局長官に提出すべき書類は「第一條第一項ノ保険契約申込書」を除き「工事ノ主タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由ス」ることを要する（保険則第十九條）。

第十章 罰 則

以上の各章に於ても種々の罰則に付き述ぶる所があつた。今之を總括すると左の如くである。

- 一、(ハ)の工事の事業主が保険契約を締結せざるときは千圓以下の過料に處せられる（保險法第十三條第一項）。之は保険の申込及保険料の拂込の兩者を強制するものなること上述の如くである。
- 二、「正當ノ事由ナクシテ當該官吏又ハ吏員ノ臨檢ヲ拒ミ、妨ダ若ハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處」せられる（保險法第十四條）。

三、「左ノ各號ノ一ニ該當シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處」せられる（保險則第二十一條）。

一、左の規定に違反したる者

- (イ) 第一條第一項但書（保険契約申込當時工事の主たる事務所の設けなきときに於て之を設けたる後遅滞なく届出すべきこと）
 - (ロ) 同條第二項（保険契約申込書記載事項に変更ありたる場合に於て遅滞なく変更事項を届出づべきこと）
 - (ハ) 同條第三項（保険契約申込書寫本屆）
 - (ニ) 第七條（使用労働者延人員數届）
 - (ホ) 第八條（工事終了届）
 - (ヘ) 第十八條（保険に關する書類の備置）
- 二、保險則第二十條の規定に依り地方長官が(ハ)の工事の注文者に對し請負金額其の他必要と認むる事項の申告を命じたる場合に於て申告を爲さず又は虚偽の申告を爲したる者
- 三、保險則に依り社會局長官又は地方長官に提出する書類に虚偽の事實を記載したる者
- 之等の罰則は原則として右の諸規定に違反したる者に課せられるのであるが左の規定がある、之

は制裁法規の例文であるから説明を略する。

一、(ハ)ノ工事ノ注文者、保険契約者、保険金受取人又ハ扶助ヲ受クベキ者未成年者若ハ禁治産者ナルトキ又ハ法人ナルトキハ之ニ適用スベキ罰則ハ其ノ法定代理人又ハ法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ(保險則第二十二條)

二、(ハ)ノ工事ノ注文者、保険契約者又ハ保険金受取人ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ従業者ガ其ノ業務ニ關シ本則ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ(保險則第二十三條)

三、關係法令

關係法令目次

| | |
|-------------------------|-----|
| 一、労働者災害扶助法 | 一 |
| 二、同施行令 | 四 |
| 三、同施行規則 | 一〇一 |
| 四、労働者災害扶助責任保険法 | 三三 |
| 五、同施行令 | 三三 |
| 六、同施行規則 | 一三〇 |
| 七、労働者災害扶助責任保険ニ於ケル保険料率告示 | 一四〇 |
| 八、労働者災害扶助責任保険特別會計法 | 一四一 |
| 九、同 特別會計規則 | 一四二 |
| 一〇、供給労働者扶助令 | 一四七 |

一、労働者災害扶助法
 二、労働者災害扶助法施行令
 三、労働者災害扶助法施行規則
 四、労働者災害扶助法施行細則
 五、労働者災害扶助法施行要綱
 六、労働者災害扶助法施行要領
 七、労働者災害扶助法施行要領
 八、労働者災害扶助法施行要領
 九、労働者災害扶助法施行要領
 十、労働者災害扶助法施行要領

労働者災害扶助法

(昭和六年四月一日 法律第五四號)

第一條 本法ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル事業ニ之ヲ適用ス

- 一 土石砂鑛ヲ採取スル事業ニシテ動力若ハ火藥類ヲ用ヒ若ハ地下ニ於テ作業ヲ爲スモノ又ハ常時十人以上ノ労働者ヲ使用スルモノ
- 二 土木工事又ハ工作物ノ建設、保存、修理、變更若ハ破壊ノ工事ニシテ左ノ一ニ該當スルモノ
 - (イ) 國、道府縣、市町村又ハ勅令ヲ以テ指定スル公共團體ノ直營工事
 - (ロ) 鐵道、軌道若ハ索道ノ運輸事業又ハ水道、電氣若ハ瓦斯ノ事業ヲ營ム者ガ其ノ事業ノ爲ニスル直營工事
 - (ハ) 其ノ他ノ工事ニシテ勅令ノ定ムル規模ノモノ
- 三 鐵道、軌道若ハ索道ノ運輸事業又ハ一定ノ路線ニ依ル自動車ノ運輸事業
- 四 船舶ヨリ若ハ船舶ヘノ貨物ノ積卸ノ事業、岸壁、波止場、停車場若ハ倉庫ニ於ケル貨物取扱ノ事業又ハ工場、鑛山若ハ土石砂鑛ヲ採取スル場所ニ於ケル貨物積卸ノ事業ニシテ動力ニ依ル起重機、昇降機其ノ他ノ揚重機ヲ用フルモノ又ハ常時十人以上ノ労働者ヲ使用スルモノ

五 前各號ニ掲グルモノノ外危険ナル事業又ハ衛生上有害ノ虞アル事業ニシテ勅令ヲ以テ指定スルモノ

主務大臣ハ前項ノ規定ニ該當セザル土石砂礫ヲ採取スル事業及岸壁、波止場、停車場又ハ倉庫ニ於ケル貨物取扱ノ事業ニ付地域ヲ限り本法ヲ適用スルコトヲ得

第二條 事業主ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ労働者ガ業務上負傷シ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合ニ於テ本人又ハ其ノ遺族若ハ本人ノ死亡當時其ノ収入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ヲ扶助スベシ

第三條 前條ノ事業主トハ労働者ヲ使用シテ事業ヲ爲ス者ヲ謂フ但シ第一條第一項第二號(ハ)ノ工事ノ全部又ハ一部が數次ノ請負ニ依リ爲サル場合ニ於テハ元請負人ヲ其ノ請負ヒタル工事ニ付事業主トス

前項但書ノ場合ニ於テ元請負人ガ書面ニ依ル契約ヲ以テ下請負人ヲシテ扶助ヲ引受けシメタルトキハ其ノ下請負人モ亦其ノ請負ヒタル工事ニ付事業主トス此ノ場合ニ於テハ二以上ノ下請負人ヲシテ同一ノ工事ニ付重複シテ扶助ヲ引受けシムルコトヲ得ズ

前項ノ場合ニ於テ元請負人ガ扶助ノ請求ヲ受ケタルトキハ扶助ヲ引受けタル下請負人ニ對シ先ヅ催告スベキ旨ヲ請求スルコトヲ得但シ其ノ下請負人ガ破産ノ宣告ヲ受ケ又ハ其ノ行方ガ知レザル

トキハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 第一條第一項第一號又ハ第四號ノ事業ガ専ラ同一ノ注文者ノ注文ニ依リ爲サルモノナルトキハ其ノ注文者モ亦其ノ事業ニ付事業主トス

前條第三項ノ規定ハ前項ノ注文者ガ扶助ノ請求ヲ受ケタル場合ニ之ヲ準用ス

第五條 行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ依リ事業ノ行ハルル場所ニ於ケル危害ノ防止又ハ衛生ニ關シ必要ナル事項ヲ事業主又ハ労働者ニ命ズルコトヲ得

第六條 行政官廳ハ必要アリト認ムルトキハ當該官吏又ハ吏員ヲシテ事業ノ行ハルル場所ニ臨檢セシムルコトヲ得

第七條 事業主扶助ヲ爲スベキ場合ニ於テ其ノ資力アルニ拘ラズ扶助ヲ爲サザルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第八條 正當ノ事由ナクシテ當該官吏又ハ吏員ノ臨檢ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第九條 事業主未成年者若ハ禁治産者ナルトキ又ハ法人ナルトキハ之ニ適用スベキ罰則ハ其ノ法定代理人又ハ法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力

ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
 第十條 事業主ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ本法ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ
 第十一條 本法中事業主ニ關スル罰則ハ國、道府縣、市町村及勅令ヲ以テ指定スル公共團體ニ之ヲ適用セズ

附 則

本法ハ昭和七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

勞働者災害扶助法施行令

(昭和六年十一月二十七日)
 勅令 第二七六號

第一條 勞働者災害扶助法第一條第一項第二號(イ)ノ公共團體ハ左ニ掲グルモノトス
 一 府縣組合、市町村組合、町村組合、市町村内ノ區、學區竝ニ町村制ヲ施行セザル地ニ於ケル町村ニ準ズベキモノ及其ノ組合
 二 水利組合、水利組合聯合會及北海道土功組合

三 耕地整理組合及土地區劃整理組合竝ニ其ノ聯合會

第二條 勞働者災害扶助法第一條第二號(ハ)ノ工事ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル規模ノモノトス
 但シ軒高九米未滿ニシテ且建築面積三百三十平方米未滿ノ木造家屋ノ建築工事ヲ除ク

- 一 使用勞働者延人員千人以上ノモノ
- 二 請負ニ依ルモノニシテ請負金額一萬圓以上ノモノ
- 三 火藥類、動力(一馬力以下ノ電動力ヲ除ク)ニ依リ運轉スル機械又ハ運搬ノ用ニ供スル軌道ヲ用フルモノニシテ使用勞働者延人員三百人以上ノモノ
- 四 地上十米以上又ハ地下三米以上ニ於テ作業ヲ爲スモノニシテ使用勞働者延人員三百人以上ノモノ

工事着手前ニ於ケル豫定計畫ガ前項ノ規模ニ該當スルモノハ工事着手後之ニ該當セザルニ至リシ場合ト雖モ前項ノ規模ニ該當スルモノト看做ス

第三條 事業主ハ勞働者ガ業務上、負傷シ若ハ疾病ニ罹リ又ハ之ニ因リ死亡シタルトキハ本令ニ依リ扶助ヲ爲スベシ但シ扶助ヲ受クベキ者民法ニ依リ同一ノ原因ニ付損害賠償ヲ受ケタルトキハ事業主ハ扶助金額ヨリ其ノ金額ヲ控除スルコトヲ得

前項ノ疾病トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ謂フ

- 一 負傷ニ因リ發シタル疾病
- 二 異物ニ因ル眼疾患、重量物體ノ取扱ニ因ル髓鞘炎其ノ他災害ニ因ル疾病
- 三 毒性、劇性又ハ刺激性料品ニ因ル中毒症又ハ皮膚若ハ粘膜ノ障礙
- 四 氣壓ノ急激ナル變化ニ因ル疾病
- 五 有害ナル光線ニ因ル眼疾患
- 六 其ノ他内務大臣ノ指定スル疾病

第一項ノ扶助義務ハ本令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外労働者ノ解雇ニ因リテ變更セララルコトナシ

工場法又ハ鑛業法ノ適用ヲ受クル職工及鑛夫ニ付テハ本令ニ依ル扶助ヲ爲スコトヲ要セズ

第四條 労働者負傷シ又ハ疾病ニ罹リタルトキハ事業主ハ其ノ費用ヲ以テ療養ヲ施シ又ハ療養ニ必要ナル費用ヲ負擔スベシ

第五條 労働者療養ノ爲勞務ニ服スルコト能ハザルニ因リ賃金ヲ受ケザルトキハ事業主ハ労働者ノ療養中一日ニ付標準賃金百分ノ六十ノ休業扶助料ヲ支給スベシ但シ日日雇入レラルル者又ハ使用

期間ノ定ナク勞務供給契約ニ基キ使用セララルル者ニシテ繼續使用セララルコト十日未滿ノ者ニ付テハ事故發生ノ日ヨリ起算シ三日間ハ之ヲ支給スルコトヲ要セズ

労働者ヲ病院ニ收容シタル場合ニ於テ本人ノ收入ニ依リ生計ヲ維持スル者ナキトキハ休業扶助料ハ標準賃金ノ百分ノ二十トス

第六條 労働者ノ負傷又ハ疾病治癒シタル時ニ於テ身體障害存スルトキハ事業主ハ別表ニ掲グル區別ニ依リ障害扶助料ヲ支給スベシ

別表ニ掲グル身體障害ニ以上存スルトキハ重キ身體障害ノ該當スル等級ニ依リ障害扶助料ヲ支給スベシ

左ニ掲グル場合ニ於テハ前二項ノ規定ニ依ル等級ヲ左ノ如ク繰リ上グ

- 一 第十三級以上ノ身體障害ニ以上存スルトキ 一級
- 二 第八級以上ノ身體障害ニ以上存スルトキ 二級
- 三 第五級以上ノ身體障害ニ以上存スルトキ 三級

別表ニ掲グルモノ以外ノ身體障害ヲ存スル者ニ付テハ障害ノ程度ニ應ジ別表ニ掲グル身體障害ニ準ジ障害扶助料ヲ支給スベシ

既ニ身體障害ヲ存スル者負傷又ハ疾病ニ因リ同一部位ニ付障害ノ程度ヲ加重シタルトキハ其ノ加重セラレタル障害ノ該當スル障害扶助料ノ金額ヨリ既ニ存シタル障害ノ該當スル障害扶助料ノ金額ヲ差引キタル金額ヲ支給スベシ

第七條 労働者重大ナル過失ニ因リ負傷シ又ハ疾病ニ罹リ且事業主其ノ事實ニ付地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同ジ）ノ認定ヲ受ケタルトキハ休業扶助料及障害扶助料ハ之ヲ支給スルコトヲ要セズ

第八條 労働者死亡シタルトキハ事業主ハ遺族又ハ労働者ノ死亡當時其ノ収入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニ標準賃金三百六十日分ノ遺族扶助料ヲ支給スベシ

第九條 労働者死亡シタルトキハ事業主ハ葬祭ヲ行フ遺族又ハ労働者ノ死亡當時其ノ収入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニシテ葬祭ヲ行フ者ニ標準賃金三十日分（其ノ金額三十圓ニ滿テザルトキハ三十圓）ノ葬祭料ヲ支給スベシ

第十條 第四條ノ規定ニ依リ本人ニ支給スル費用及休業扶助料ハ毎月一回以上之ヲ支給スベシ但シ本人ヨリ申出アリタルトキハ毎月二回以上之ヲ支給スベシ
障害扶助料ハ労働者ノ負傷又ハ疾病ノ治癒後遲滞ナク之ヲ支給スベシ但シ事業主が從來ノ賃金ヲ

支給シテ引續キ雇傭スル場合ニ於テ本人ノ承諾アリタルトキハ雇傭期間内障害扶助料ノ支給ヲ延期スルコトヲ得

遺族扶助料及葬祭料ハ労働者ノ死亡後遲滞ナク之ヲ支給スベシ

事業主地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ前二項ノ規定ニ拘ラズ障害扶助料及遺族扶助料ヲ數回ニ分割シテ支給スルコトヲ得

労働者災害扶助責任保険法ニ依リ保険セララルル場合ニ於テハ第二項但書及前項ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第十一條 第四條ノ規定ニ依リ扶助ヲ受ケ又ハ健康保険法ニ依リ療養ノ給付若ハ療養費ノ支給ヲ受タル労働者療養開始後一年ヲ經過スルモ負傷又ハ疾病治癒セザルトキハ事業主ハ標準賃金五百四十日分（第七條ノ場合ニ於テハ二百七十日分）ノ打切扶助料ヲ支給シ以後前七條ノ規定ニ依ル扶助ヲ爲サザルコトヲ得

第十二條 別表第八級以上ノ障害扶助料又ハ打切扶助料ヲ受タル労働者扶助ヲ受ケタル日ヨリ十五日以内ニ歸郷スル場合ニ於テハ事業主ハ其ノ必要ナル旅費ヲ負擔スベシ

第十三條 事業主豫メ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ事業主及労働者ノ出捐スル共済組合ノ爲シ

タル給付ノ限度ニ於テ之ニ相當スル本令ノ扶助ヲ爲スコトヲ要セズ
地方長官必要ト認ムルトキハ前項ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第十四條 勞働者災害扶助責任保險法第四條第二項ノ規定ニ依リ政府が扶助ヲ受クベキ者ニ保險金
ヲ支拂ヒタルトキハ事業主ハ其ノ限度ニ於テ之ニ相當スル本令ノ扶助ヲ爲スコトヲ要セズ

第十五條 標準賃金ハ左ノ各號ノ金額トス

一 勞働者 害扶助法第一條第一項第二號(ハ)ノ工事ニ使用セラルル者ニ付テハ一日ニ付十六歳未
滿ノ者ハ四十錢、十六歳以上ノ女子ハ六十錢、其ノ他ノ者ハ一圓

二 勞働者災害扶助法第一條第一項第四號ノ事業ニ使用セラルル者ニ付テハ事故發生前(賃金締
切日アル場合ニ於テハ直前賃金締切日以前)一月間當該事業ニ繼續使用セラレタル同種勞働者
ノ賃金總額ヲ其ノ勞働者ノ數ニ其ノ期間ノ日數ヲ乗ジタル數(業務上負傷シ又ハ疾病ニ罹リ療
養ノ爲休業シ賃金ヲ受ケザル日數ヲ控除ス)ヲ以テ除シタル金額

三 前三號以外ノ事業ニ日日雇入レラルル者又ハ使用期間ノ定ナク勞務供給契約ニ基キ使用セラ
ルル者ニ付テハ事故發生ノ日ニ於テ當該事業ニ使用セラレタル同種勞働者ノ平均賃金ノ三分ノ
二

四 前三號ニ該當セザル者ニ付テハ事故發生前(賃金締切日アル場合ニ於テハ直前賃金締切日以
前)三月間(雇入後三月ニ滿チザルトキハ其ノ期間)ニ於ケル賃金總額ヲ其ノ期間ノ日數ヲ以
テ除シタル金額但シ其ノ金額ハ上記賃金總額ヲ該期間中ニ於テ賃金ヲ受ケタル日數ヲ以テ除シ
タル金額ノ百分ノ六十ヲ下ルコトヲ得ズ

五 健康保險法ノ被保險者ニ付テハ前四號ノ規定ニ拘ラズ事故發生當時其ノ者ニ付定メラレタル
標準報酬日額

六 前各號ノ規定ニ依リ標準賃金ヲ算出スルコト能ハザル者ニ付テハ地方長官ノ定ムル金額
内務大臣ハ業務ノ種類又ハ地域ヲ限リ前項第一號ノ金額ヲ増加又ハ減少スルコトヲ得

第一項第四號ニ規定スル期間中ニ業務上負傷シ又ハ疾病ニ罹リ療養ノ爲休業シタル期間アルトキ
ハ其ノ日數及其ノ期間中ニ於ケル賃金ハ第一項第四號ノ期間及賃金總額ヨリ之ヲ控除ス

第一項第四號ノ賃金總額ニハ三月ヲ超ユル期間毎ニ支給スル賞與及發明善行其ノ他特別ノ行爲ニ
對スル手當ヲ包含セズ

第十六條 前條ノ規定ニ依リ標準賃金ヲ算出スルコト不適當ナル場合ニ於テハ事業主ハ地方長官ニ
認可ヲ受ケ別段ノ標準賃金ヲ定ムルコトヲ得

第十七條 工場法施行令第十條乃至第十二條、第十三條ノ二、第十五條及第十八條ノ規定ハ本令ノ扶助ニ付之ヲ準用ス

第十八條 國ノ直營スル事業ニ於ケル労働者ノ扶助ニ付テハ別ニ定ムル規定ニ依ル

第十九條 労働者災害扶助法第十一條ノ公共團體ハ道府縣又ハ市町村ニ準ズベキモノトス

第二十條 本令中地方長官トアルハ砂鑛業ニ在リテハ鑛山監督局長トス

附 則

本令ハ昭和七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

別表 身體障害等級及障害扶助料表

| 等級 | 身體 | 障害 | 障害扶助料 |
|-----|--|----|------------|
| 第一級 | 兩眼ヲ失明シタルモノ | | 標準賃金五百四十日分 |
| 二 | 咀嚼及言語ノ機能ヲ廢シタルモノ 精神又ハ胸腹部臟器ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘シ常ニ介護ヲ要スルモノ | | |
| 三 | | | |

| 等級 | 身體 | 障害 | 障害扶助料 |
|-----|---|----|------------|
| 第二級 | 四 兩上肢ヲ肘關節以上ニテ失ヒタルモノ 五 兩上肢ノ用ヲ全廢シタルモノ 六 兩下肢ヲ膝關節以上ニテ失ヒタルモノ 七 兩下肢ノ用ヲ全廢シタルモノ | | 標準賃金四百八十日分 |
| 第三級 | 一 兩眼ノ視力〇・〇一以下ニ減ジタルモノ 二 一眼失明シ他眼ノ視力〇・〇二以下ニ減ジタルモノ 三 兩上肢ヲ腕關節以上ニテ失ヒタルモノ 四 兩下肢ヲ足關節以上ニテ失ヒタルモノ | | 標準賃金四百二十日分 |
| 第四級 | 一 兩眼ノ視力〇・〇四以下ニ減ジタルモノ 二 一眼失明シ他眼ノ視力〇・〇六以下ニ減ジタルモノ 三 兩耳ヲ全ク聾シタルモノ 四 十指ヲ失ヒタルモノ | | 標準賃金三百六十日分 |

| 第八級 | | | | | | | | 第七級 | | | | | | | | | |
|--|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|------------------|--|------------------|--|--|
| 八 | 七 | 六 | 五 | 四 | 三 | 二 | 一 | 五 | 四 | 三 | 二 | 一 | | | | | |
| <p>一 兩眼ノ視力〇・四以下ニ減ジタルモノ</p> <p>一 眼ヲ失明シ又ハ視力〇・〇一以下ニ減ジタルモノ</p> <p>胸腹部臟器ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘シ從來ノ勞務ニ服スルコト能ハザルモノ</p> <p>神經系統ニ著シキ機能障害ヲ殘シ從來ノ勞務ニ服スルコト能ハザルモノ</p> <p>一 上肢又ハ一下肢ノ一關節ノ用ヲ廢シタルモノ</p> <p>一 手ノ拇指ヲ併セ二指又ハ拇指以外ノ四指ヲ失ヒタルモノ</p> <p>一 手ノ中指ヲ併セ三指以上ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ拇指及示指ノ用ヲ廢シタルモノ</p> <p>一 足ノ五趾ヲ失ヒタルモノ</p> | | | | | | | | <p>一 一手ノ五指ヲ失ヒタルモノ</p> <p>一 兩眼ノ視力〇・二以下ニ減ジタルモノ</p> <p>一 眼ヲ失明シ他眼ノ視力〇・四以下ニ減ジタルモノ</p> <p>脊柱ニ著シキ畸形又ハ運動障害ヲ殘スモノ</p> <p>一 手ノ拇指ヲ併セ三指以上ヲ失ヒタルモノ又ハ拇指及示指ヲ失ヒタルモノ</p> <p>一 手ノ五指ノ用ヲ廢シタルモノ</p> <p>一 十趾ノ用ヲ廢シタルモノ</p> | | | | | <p>標準賃金二百十日分</p> | | <p>標準賃金百八十日分</p> | | |

| 第五級 | | | | | | | | 第六級 | | | | | | | | | | | |
|--|---|---|---|---|---|---|---|--|---|---|---|---|---|-----------------|--|-------------------|--|--|--|
| 八 | 七 | 六 | 五 | 四 | 三 | 二 | 一 | 六 | 五 | 四 | 三 | 二 | 一 | | | | | | |
| <p>精神ニ障害ヲ殘スモノ</p> <p>胸腹部臟器ニ著シキ障害ヲ殘シ終身勞務ニ服スルコト能ハザルモノ</p> <p>一 上肢ヲ肘關節以上ニテ失ヒタルモノ</p> <p>一 下肢ヲ膝關節以上ニテ失ヒタルモノ</p> <p>一 十指ノ用ヲ廢シタルモノ</p> <p>一 兩眼ノ視力〇・〇六以下ニ減ジタルモノ</p> <p>一 眼ヲ失明シ他眼ノ視力〇・一以下ニ減ジタルモノ</p> <p>兩耳ノ聽力耳殼ニ接セザレバ大聲ヲ解シ得ザルモノ</p> <p>一 上肢ヲ腕關節以上ニテ失ヒタルモノ又ハ其ノ用ヲ全廢シタルモノ</p> <p>一 下肢ヲ足關節以上ニテ失ヒタルモノ又ハ其ノ用ヲ全廢シタルモノ</p> <p>一 十趾ヲ失ヒタルモノ</p> | | | | | | | | <p>一 兩眼ノ視力〇・一以下ニ減ジタルモノ</p> <p>一 眼ヲ失明シ他眼ノ視力〇・二以下ニ減ジタルモノ</p> <p>兩耳ノ聽力四十センチメートル以上ニテハ尋常ノ話聲ヲ解シ得ザルモノ</p> <p>咀嚼又ハ言語ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ</p> | | | | | | <p>標準賃金三百日分</p> | | <p>標準賃金二百四十日分</p> | | | |

| | | | | |
|------|---|---|---|-----------|
| 第九級一 | 十 | 九 | 女子ノ外貌ニ醜痕ヲ残スモノ 兩側ノ鬚丸ヲ失ヒタルモノ | 標準賃金百五十日分 |
| 二 | 二 | 二 | 兩眼ノ視力〇・六以下ニ減ジタルモノ 一眼ノ視力〇・〇四以下ニ減ジタルモノ 兩眼ニ半盲症又ハ視野狹窄ヲ残スモノ | |
| 三 | 三 | 三 | 一耳ヲ聾シタルモノ | |
| 四 | 四 | 四 | 一手ノ拇指又ハ他ノ三指ヲ失ヒタルモノ 一手ノ拇指ヲ併セ二指又ハ拇指以外ノ四指ノ用ヲ廢シタルモノ | |
| 五 | 五 | 五 | 一足ノ第一趾ヲ併セ三趾以上ヲ失ヒタルモノ 一足ノ五趾ノ用ヲ廢シタルモノ | |
| 第十級一 | 六 | 六 | 一眼ノ視力〇・一以下ニ減ジタルモノ 兩眼ノ眼瞼ニ著シキ缺損ヲ残スモノ 鼻ヲ缺損シ其ノ機能ニ著シキ障害ヲ残スモノ 齒ヲ缺損シ義齒ヲ補綴スルコト能ハズ言語又ハ咀嚼ノ機能ニ障害ヲ残スモノ | 標準賃金百二十日分 |
| 二 | 七 | 七 | 一手ノ示指ヲ併セ二指ヲ失ヒタルモノ | |
| 三 | 八 | 八 | 一手ノ示指ヲ併セ二指ヲ失ヒタルモノ | |
| 四 | 九 | 九 | 一手ノ示指ヲ併セ二指ヲ失ヒタルモノ | |
| 五 | 十 | 十 | 一手ノ示指ヲ併セ二指ヲ失ヒタルモノ | |

| | | | | |
|-------|----|----|---|----------|
| 第十一級一 | 六 | 六 | 一手ノ拇指又ハ他ノ三指ノ用ヲ廢シタルモノ 一足ノ第一趾ヲ併セ二趾ヲ失ヒタルモノ 一足ノ第一趾ヲ併セ三趾以上ノ用ヲ廢シタルモノ | 標準賃金九十日分 |
| 二 | 七 | 七 | 一眼ノ視力〇・二以下ニ減ジタルモノ 兩眼ノ眼瞼又ハ眼瞼ニ著シキ調節機能障害又ハ運動障害ヲ残スモノ 一耳ノ聽力四十センチメートル以上ニテハ尋常ノ話聲ヲ解シ得ザルモノ 脊柱ニ畸形ヲ残スモノ | |
| 三 | 八 | 八 | 一手ノ示指ヲ失ヒタルモノ又ハ拇指示指以外ノ二指ヲ失ヒタルモノ | |
| 四 | 九 | 九 | 一手ノ示指ヲ併セ二指ノ用ヲ廢シタルモノ | |
| 五 | 十 | 十 | 一足ノ第一趾又ハ他ノ四趾ヲ失ヒタルモノ 一足ノ第一趾ヲ併セ二趾ノ用ヲ廢シタルモノ | |
| 第十二級一 | 十一 | 十一 | 一眼ノ視力〇・四以下ニ減ジタルモノ 一眼ノ眼球又ハ眼瞼ニ調節機能障害又ハ運動障害ヲ残スモノ 一眼ノ眼瞼ヲ缺損シタルモノ 一耳ノ耳鼓ノ大部分ヲ缺損シタルモノ | 標準賃金六十日分 |

| | | |
|----|---|----------|
| 五 | 一 上肢又ハ一下肢ノ關節ニ機能障害ヲ殘スト雖モ從來ノ勞務ニ服スルコトヲ得ルモノ | 標準賃金六十日分 |
| 六 | 一 一手ノ中指又ハ環指ヲ失ヒタルモノ | |
| 七 | 一 一手ノ示指ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ拇指示指以外ノ二指ノ用ヲ廢シタルモノ | |
| 八 | 一 一足ノ第二趾ヲ含ム一趾又ハ二趾ヲ失ヒ又ハ第三趾以下ノ三趾ヲ失ヒタルモノ | |
| 九 | 一 一足ノ第一趾又ハ他ノ四趾ノ用ヲ廢シタルモノ | |
| 十 | 局部治癒シタルモ頑固ナル神經症狀ヲ殘スモノ | |
| 十一 | 一 一眼ノ視力〇・六以下ニ減ジタルモノ | 標準賃金四十日分 |
| 十二 | 一 一眼ニ半盲症ヲ殘シ又ハ視野狹窄又ハ變狀ヲ殘スモノ | |
| 十三 | 一 兩眼ニ睫毛禿ヲ殘スモノ | |
| 十四 | 一 胸腹部臟器ノ機能ニ障害ヲ殘スト雖モ從來ノ勞務ニ服スルコトヲ得ルモノ | |
| 十五 | 一 一手ノ小指ヲ失ヒタルモノ | |
| 十六 | 一 一手ノ中指又ハ環指ノ用ヲ廢シタルモノ | |
| 十七 | 一 一足ノ第三趾以下ノ一趾又ハ二趾ヲ失ヒタルモノ | |
| 十八 | 一 一足ノ第二趾ヲ含ム一趾又ハ二趾ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ第三趾以下ノ三趾ノ用ヲ廢シタルモノ | |
| 十九 | 一 男子ノ外貌ニ著シキ醜痕ヲ殘スモノ | |

| | | |
|---|----------------------------|----------|
| 一 | 一 上肢又ハ下肢ノ露出面ニ手掌面大ノ醜痕ヲ殘スモノ | 標準賃金二十日分 |
| 二 | 一 一手ノ小指ノ用ヲ廢シタルモノ | |
| 三 | 一 一手ノ小指以外ノ指ノ骨ノ一部ヲ失ヒタルモノ | |
| 四 | 一 一足ノ第三趾以下ノ一趾又ハ二趾ノ用ヲ廢シタルモノ | |
| 五 | 一 局部ノ疼痛其ノ他ノ神經症狀ヲ殘スモノ | |

備考

- 一 視力ノ測定ハ萬國式視力表ニ依リ、屈折異常アルモノニ付テハ矯正視力ニ依ル
- 二 指ヲ失ヒタルモノトハ拇指ハ指關節、其ノ他ハ第一指關節以上ヲ失ヒタルモノヲ謂フ
- 三 指又ハ趾ノ用ヲ廢シタルモノトハ末節ノ半以上ヲ失ヒ又ハ屈伸不能ヲ來シタルモノヲ謂フ
- 四 趾ヲ失ヒタルモノトハ其ノ全部ヲ失ヒタルモノヲ謂フ

(準用條文) 工場法施行令

第十條 遺族扶助料ヲ受クヘキ者ハ職工ノ配偶者トス

配偶者ナキ場合ニ於テ遺族扶助料ヲ受クヘキ者ハ職工死亡當時之ト同一ノ家ニ在リタル職工ノ直系卑屬又ハ直系尊屬トシ其ノ順位ハ親等ノ近キ者ヲ先ニシ卑屬ト尊屬ト親等相同シキトキハ卑屬ヲ先ニス

第十一條 前條第二項ニ定メタル同順位者ノ間ニ在リテハ其ノ順位ハ左ノ規定ニ依ル

- 一 職工ノ家督相續人又ハ戸主ハ之ヲ他ノ者ヨリ先ニス
- 二 男ハ之ヲ女ヨリ先ニス

三 直系卑屬ニ付テハ男又ハ女ノ間ニ在リテハ嫡出子ヲ先ニシ嫡出子、庶子及私生子ノ間ニ在リテハ嫡出子及庶子ハ女ト雖之ヲ私生子ヨリ先ニス

四 前二號ニ掲クル事項ニ付相同シキ間ニ在リテハ年長者ヲ先ニス

第十二條 第十條ノ規定ニ該當スル者ナキ場合ニ於テハ左ニ掲クル者ノ中一人ニ遺族扶助料ヲ支給スヘシ但シ職工ノ遺言又ハ工業主ニ對シテ爲シタル豫告ニ依リ左ニ掲クル者ノ中一人ヲ特ニ指定シタルトキハ之ニ從フヘシ

- 一 職工ノ家督相續人又ハ戸主
- 二 職工ノ兄弟姉妹ニシテ職工死亡當時之ト同一ノ家ニ在リタル者
- 三 職工死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者

第十三條ノ二 職工健康保險法（第四十八條第一項第二號ノ規定ヲ除ク）ニ依ル療養ノ給付又ハ療養費ノ支給ヲ受クヘキトキハ其ノ期間第五條ノ扶助ハ之ヲ爲スコトヲ要セス健康保險法ニ依ル傷

病手当金ノ支給ヲ受クヘキトキハ休業扶助料ノ支給ニ付亦同シ

職工ノ死亡ニ關シ健康保險法ニ依リ埋葬料又ハ埋葬ニ要シタル費用ノ支給アルヘキトキハ葬祭料ノ支給ハ之ヲ爲スコトヲ要セス

健康保險法第六十二條第一項第二項、第六十四條又ハ第六十五條第二項ノ規定ニ依リ保險給付ヲ受ケサル場合ニ於テハ前二項ノ例ニ依リ第五條ノ扶助又ハ休業扶助料若ハ葬祭料ノ支給ハ之ヲ爲スコトヲ要セス

第十五條 工業主ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ本章ノ規定ニ依ル扶助ヲ爲ササルコトヲ得

一 職工ノ解雇後一年ヲ經過シテ扶助ヲ請求スルトキ但シ既ニ受ケタル扶助又ハ健康保險法ニ依ル保險給付ノ原因タル負傷又ハ疾病ニ基キ請求スルトキハ此ノ限ニ在ラス解雇前ニ又ハ解雇後一年内ニ請求シタル扶助又ハ健康保險法ニ依ル保險給付ノ原因タル負傷又ハ疾病ニ基キ請求スルトキ亦同シ

二 扶助又ハ健康保險法ニ依ル保險給付ヲ受ケテ治癒シタル負傷又ハ疾病カ職工ノ解雇後ニ於テ再發スルトキ

第十八條 地方長官ハ職權ヲ以テ又ハ申請ニ因リ職工ノ負傷、疾病若ハ死亡ノ原因、第七條各號ニ掲クル身體障害ノ程度其ノ他扶助ニ關スル事項ニ付之ヲ審査シ及事件ノ調停ヲ爲スコトヲ得
前項ノ場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ醫師ヲシテ診斷又ハ檢案セシムルコトヲ得

労働者災害扶助法施行規則

(昭和六年十一月二十八日)
(内務省令第三十三號)

第一條 労働者災害扶助法ノ適用ヲ受クル事業ノ事業主ハ扶助ニ關シ一切ノ權限ヲ有スル扶助代理人ヲ選任スルコトヲ得

事業主ガ事業ノ行ハルル場所ニ居住セザルトキ又ハ事業主法人ナル場合ニ於テ主タル事務所ガ事業ノ行ハルル場所ニ在ラザルトキハ扶助代理人ヲ選任スベシ

前二項ノ規定ニ依リ扶助代理人ヲ選任シタルトキハ事業主ハ遲滞ナク地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同ジ)ニ届出ヅベシ

地方長官ハ必要アリト認ムルトキハ扶助代理人ノ改任ヲ命ズルコトヲ得

扶助代理人ハ本則ノ適用ニ付テハ事業主ニ代ルモノトス

第二條 事業主ハ事業ノ行ハルル場所ニ負傷者ノ救護ニ必要ナル救急用具及材料ヲ備置クベシ但シ

其ノ附近ニ適當ナル施設ノ利用シ得ベキモノアル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三條 事業主ハ其ノ住所氏名、扶助ニ關スル事項ノ要旨及扶助代理人アルトキハ其ノ住所氏名ヲ事業ノ行ハルル場所ノ見易キ箇所ニ揭示スベシ

前項ノ揭示ニハ労働者災害扶助法第三條第二項又ハ同法第四條第一項ノ事業主アルトキハ其ノ住所氏名ヲ記載スベシ

第四條 事業主ハ事業ノ行ハルル場所ニ於ケル主タル事務所ニ労働者ノ扶助ニ關スル書類ヲ備置クベシ

前項ノ扶助ニ關スル書類ハ扶助ヲ終リタル日ヨリ三年間之ヲ保存スベシ

第五條 労働者業務上ノ負傷又ハ労働者災害扶助法施行令第三條第二項ノ疾病ニ因リ療養ノ爲三日以上ノ休業ヲ要スベキトキ又ハ死亡シタルトキハ事業主ハ遲滞ナク様式第一號ニ依リ之ヲ地方長官ニ届出ヅベシ

第六條 事業主扶助ヲ爲シタルトキハ様式第二號ニ依リ之ヲ地方長官ニ届出ヅベシ

第七條 事業主ハ毎年十月末日迄ニ様式第三號ニ依リ十月一日現在ニ於ケル労働者數ヲ地方長官ニ届出ヅベシ但シ労働者災害扶助法第一條第一項第二號(ハ)ノ工事ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第八條 第一條乃至第三條、第五條及第七條ノ規定ニ於テ事業主トアルハ労働者災害扶助法第三條第二項ノ場合ニハ下請負人タル事業主、同法第四條第一項ノ場合ニハ労働者ヲ使用スル事業主トス

第九條 事業ノ行ハルル場所ガ二以上ノ府縣ニ亙ル場合ニ於テハ本則ニ依ル届出ハ其ノ事業ノ行ハルル場所ニ於ケル主タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ爲スベシ

第十條 第一條第二項若ハ第三項又ハ第二條乃至第七條ノ規定ニ違反シタル者又ハ第一條第四項ノ規定ニ依ル命令ニ従ハザル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第十一條 事業主未成年者若ハ禁治産者ナルトキ又ハ法人ナルトキハ之ニ適用スベキ罰則ハ其ノ法定代理人又ハ法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第十二條 事業主ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ従業者ガ其ノ業務ニ關シ本則ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第十三條 本則中扶助代理人ニ關スル規定及事業主ニ適用スベキ罰則ハ道府縣、市町村其ノ他之ニ適用ズベキ者ニ之ヲ適用セズ

第十四條 本則中地方長官トアルハ砂鑛業ニ在リテハ鑛山監督局長トス

附 則

本則ハ昭和七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

記載心得

- 一 本様式ハ労働者災害扶助責任保険法ニ依ル保険ニ付セザル事業ニ使用スルモノトス
- 二 本様式ノ用紙ハ美濃紙半折大トス
- 三 本報告ハ労働者死亡シ又ハ療養ノ爲休業八日以上ヲ要スベキ見込ノ場合ニ於テハ二通其ノ他ノ場合ニ於テハ一通ヲ差出スベシ
休業八日未満ノ見込ノ者休業八日以上ニ及ビタルトキハ訂正ノ上更ニ二通差出スベシ
- 四 本報告ニ付テハ其ノ寫ヲ作成シ届出後三年間之ヲ保存スベシ
- 五 本報告ハ死傷病者一名毎ニ用紙ヲ別ニスベシ同一ノ事故ニ依リ數人ノ死傷者ヲ出シタル場合ニ於テハ其ノ中一枚ノ報告ニ詳細記入シテ他ノ報告ニハ其ノ重複スル部分ヲ省略スルコトヲ得
- 六 事業主ノ都合ニ依リ本様式各欄ノ間隔ヲ伸縮シ各欄内ニ別ニ欄ヲ設ケ又ハ各欄以外ノ欄ヲ設クルコトヲ妨ゲズ
- 七 事業主ノ住所氏名欄及扶助代理人ノ住所氏名欄ニハ届出タル住所氏名ヲ記入シ捺印ハ扶助代理人アルトキハ其ノ捺印ノミヲ以テ足ル
- 八 事業ノ種類欄ニハ例ヘバ石灰石採掘業、砂利採取業、鐵道運輸事業、乗合自動車業、沖仲仕業、濱仲仕業、倉庫仲仕業等事業ノ性質ヲ分明ナラシムルコトヲ得ル名稱ヲ記入スベシ
- 九 災害ノ原因及發生狀況欄ニハ災害發生前ノ被害者ノ動作、操作、災害發生位置ノ高サ又ハ深サ、災害ノ

- 機械又ハ設備ニ依リテ發生シタル場合ニ於テハ其ノ大サ、能力、高サ、壓力、電壓又ハ溫度其ノ他災害ノ原因及狀況ヲ明瞭ナラシムルニ必要ナル事項ヲ擧ゲテ其ノ顛末ヲ記載スベシ
- 十 災害ノ原因及發生狀況又ハ危害豫防装置及設備ノ狀況ニ關シテハ成ルベク寫眞又ハ見取圖ノ類ヲ添附スベシ

| | |
|--|---|
| <p>1. 事業主ノ姓名</p> <p>2. 事業主ノ住所</p> <p>3. 扶助代理人ノ姓名</p> <p>4. 扶助代理人ノ住所</p> <p>5. 事業ノ種類</p> <p>6. 災害ノ原因及發生狀況</p> <p>7. 被害者ノ動作、操作</p> <p>8. 災害發生位置ノ高サ又ハ深サ</p> <p>9. 災害ノ種類</p> <p>10. 災害ノ損害</p> <p>11. 災害ノ豫防装置及設備ノ狀況</p> <p>12. 災害ノ見取圖</p> | <p>13. 災害ノ見取圖</p> <p>14. 災害ノ見取圖</p> <p>15. 災害ノ見取圖</p> <p>16. 災害ノ見取圖</p> <p>17. 災害ノ見取圖</p> <p>18. 災害ノ見取圖</p> <p>19. 災害ノ見取圖</p> <p>20. 災害ノ見取圖</p> |
|--|---|

| 告 報 傷 死 者 働 勞 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------|-----------------------------------|---|---------------------|-------------------------|---|------------------------------|---|---|---|-----------|-------------------|-----------------|-------------------------|---------------------------------------|-----|-----|-----|-------------|-----|---------|-----|-------------|-------|
| 工 事 名 及 其 所 在 地 | 保 險 證 書 受 取 人 未 受 取 證 書 受 取 年 月 日 | 事 業 主 下 請 負 人 ナ ル ト キ ハ 保 險 金 受 取 人 證 書 ノ 記 號 番 號 (未 ダ 證 書 ヲ 受 ケ ザ ル ト キ ハ 未 ダ 證 書 ヲ 受 ケ ザ ル ト キ ハ 其 ノ 旨) | 事 業 主 ノ 住 所 氏 名 捺 印 | 扶 助 代 理 人 ノ 住 所 氏 名 捺 印 | 事 故 發 生 場 所 (作 業 性 質 ヲ 明 ニ シ 得 ル 名 稱) | 當 日 工 事 使 用 セ ラ レ タル 勞 働 者 數 | 男 | 女 | 計 | 業 務 ノ 種 類 | 災 害 發 生 原 因 及 狀 況 | 被 害 者 名 稱 及 位 置 | 危 害 備 防 裝 置 及 設 備 ノ 有 無 | 被 害 者 二 重 大 過 失 ア リ タ ル ト キ ハ 其 ノ 狀 況 | 死 別 | 傷 別 | 病 別 | 死 傷 病 者 名 稱 | 氏 名 | 生 年 月 日 | 賃 金 | 事 故 發 生 日 時 | 年 月 日 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 後 | 前 | 時 分 | 年 月 日 | 時 分 | 年 月 日 | | | |

記載心得

- 一 本様式ハ労働者災害扶助責任保険法ニ依リ保険ニ付スル工事ニ使用スルモノトス
- 二 本様式ノ用紙ハ美濃紙半折大トス
- 三 本報告ハ労働者死亡シ又ハ療養ノ爲休業八日以上ヲ要スベキ見込ノ場合ニ於テハ二通其ノ他ノ場合ニ於テハ一通ヲ差出スベシ
 休業八日未満ノ見込ノ者休業八日以上ニ及ビタルトキハ訂正ノ上更ニ二通差出スベシ
- 四 本報告ニ付テハ其ノ寫ヲ作成シ届出後三年間之ヲ保存スベシ
- 五 本報告ハ死傷病者一名毎ニ用紙ヲ別ニスベシ同一ノ事故ニ依リ數人ノ死傷者ヲ出シタル場合ニ於テハ其ノ中ノ一枚ノ報告ニ詳細記入シテ他ノ報告ニハ其ノ重複スル部分ヲ省略スルコトヲ得
- 六 事業主ノ都合ニ依リ本様式各欄ノ間隔ヲ伸縮シ各欄内ニ別ニ欄ヲ設ケ又ハ各欄以外ノ欄ヲ設クルコトヲ妨ゲズ
- 七 事業主ノ住所氏名欄及扶助代理人ノ住所氏名欄ニハ届出タル住所氏名ヲ記入シ捺印ハ扶助代理人アルトキハ其ノ捺印ノミヲ以テ足ル
- 八 工事ノ種類欄ニハ例ヘバ隧道工事、鐵橋架設工事、鐵筋コンクリート建築工事、木造建築工事等工事ノ性質ヲ分明ナラシムルコトヲ得ル名稱ヲ記入スベシ
- 九 災害ノ原因及發生狀況欄ニハ災害發生前ノ被害者ノ動作、操作、災害發生位置ノ高サ又ハ深サ、災害ガ

様式第三號

労働者數年報

昭和 年分

(十月一日現在)

| 事業ノ種類 | 事業ノ名稱及其ノ事務所ノ所在地 | | 事業主ノ住所氏名捺印 | 扶助代理人ノ住所氏名捺印 | 備考 |
|------------|-----------------|---|------------|--------------|----|
| | 男 | 女 | | | |
| 十四歳未満 | | | | | |
| 十四歳以上十六歳未満 | | | | | |
| 十六歳以上 | | | | | |
| 計 | | | | | |

記載心得

- 一 事業主ノ都合ニ依リ本様式各欄ノ間隔ヲ伸縮シ各欄内ニ別ニ欄ヲ設ケ又ハ各欄以外ノ欄ヲ設クルコトヲ妨ゲズ
- 二 事業ノ種類欄ニハ例ヘバ石灰石採掘業、砂利採取業、鑛道運輸事業、乗合自動車業、沖仲仕業、濱仲仕業、倉庫仲仕業等事業ノ性質ヲ分明ナラシムルコトヲ得ル名稱ヲ記入スベシ
- 三 事業主ノ住所氏名欄及扶助代理人ノ住所氏名欄ニハ届出タル住所氏名ヲ記入シ捺印ハ扶助代理人アルトキハ其ノ捺印ノミヲ以テ足ル
- 四 種類ヲ異ニスル二以上ノ事業ヲ兼營スルモノニ在リテハ事業毎ニ用紙ヲ別ニスベシ但シ労働者災害扶助法第一條第三號ノ事業ヲ爲スモノ其ノ事業ニ附帶スル保存修繕等ノ工事ヲ爲ストキハ同一用紙ニ記載スルヲ妨ゲズ

労働者災害扶助責任保険法

(昭和六年四月一日
法律第五十五號)

第一條 政府ハ本法ニ依リ労働者災害扶助責任保険ヲ管掌ス

第二條 労働者災害扶助責任保険ニ於テハ労働者災害扶助法、工場法又ハ鑛業法ニ基ク扶助責任ヲ
保険スルモノトス

扶助責任ノ保険ヲ付スベキ事業ノ種類、保険スベキ扶助責任ノ範圍及保険料率、保険料納付期日
其ノ他保険料ニ關スル事項ニ付テハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 労働者災害扶助法第一條第一項第二號(ハ)ノ工事ノ事業主及勅令ノ定ムル事業主ハ政府ト保
險契約ヲ締結スベシ但シ同法第三條第二項ノ場合ニ於テハ元請負人ニ於テ保險契約ヲ締結スベシ

第四條 保險契約者ヲ以テ保險金受取人トス但シ前條但書ノ規定ニ依リ元請負人ガ保險契約ヲ締結
シタル場合ニ於テハ扶助ヲ引受ケタル下請負人ヲ以テ保險金受取人トス

政府ハ前項ノ規定ニ拘ラズ勅令ノ定ムル所ニ依リ扶助ヲ受クベキ者ニ保險金ヲ支拂フコトヲ得

第五條 保險契約者ガ惡意又ハ重大ナル過失ニ依リ保険料算定ノ基礎タル重要ナル事實ヲ告知セズ
又ハ其ノ事實ニ付不實ノ告知ヲ爲シタルトキハ政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ保險金ノ全部又ハ一

部ヲ支拂ハザルコトヲ得

第六條 保險契約者保險料ノ拂込ニ付遲滞シタルトキハ其ノ遲滞期間ニ於テ生ジタル事故ニ對スル保險金ニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ全部又ハ一部ヲ支拂ハザルコトヲ得

第七條 保險契約者又ハ保險金受取人ガ故意若ハ重大ナル過失ニ依リ又ハ勞働者災害扶助法、工場法若ハ鑛業法ニ基ク危害豫防若ハ衛生ニ關スル命令ニ違反シタルニ依リ扶助責任ノ原因タル事故ヲ生ゼシメタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ保險金ノ全部又ハ一部ヲ支拂ハザルコトヲ得

第八條 保險金支拂ノ義務及保險料返還ノ義務ハ二年、保險料支拂ノ義務ハ一年ヲ經過シタルトキハ時効ニ依リテ消滅ス

第九條 保險契約者又ハ保險金受取人ガ勞働者災害扶助責任保險ニ關スル事項ニ付政府ニ對シ民事訴訟ヲ提起スルニハ勞働者災害扶助責任保險審査會ノ審査ヲ經ルコトヲ要ス

前項ノ審査ノ請求ハ時効ノ中斷ニ關シテハ裁判上ノ請求ト看做ス

第十條 勞働者災害扶助責任保險審査會ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十一條 本法ニ依ル保險ニ關スル書類ニハ印紙稅ヲ課セズ

第十二條 行政官廳ハ必要アリト認ムルトキハ當該官吏又ハ吏員ヲシテ本法ニ依リ扶助責任ノ保險

ヲ付シ又ハ付スベキ事業ノ行ハルル場所ニ臨檢セシムルコトヲ得

第十三條 第三條ノ事業主保險契約ヲ締結セザルトキハ千圓以下ノ過料ニ處ス

前項ノ過料ニ付テハ非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ヲ準用ス

第十四條 正當ノ事由ナクシテ當該官吏又ハ吏員ノ臨檢ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

附 則

本法ハ昭和七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

勞働者災害扶助法第一條第一項第二號(ハ)ノ工事ニシテ本法施行前ニ著手(請負ニ依ルモノニ付テハ請負契約ノ締結)セラレタルモノニ付テハ第三條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

勞働者災害扶助責任保險法施行令

(昭和六年十一月二十七日)
勅令 第二七七號

第一條 勞働者災害扶助責任保險ニ付スル事業ハ勞働者災害扶助法第一條第一項第二號(ハ)ノ工事トス

前項ノ工事ノ事業主（労働者災害扶助法第三條第二項ノ場合ニ於テハ元請負人タル事業主）ハ工事ノ開始前十四日迄ニ保險契約ノ申込ヲ爲スベシ但シ已ムコトヲ得ザル場合ニ於テハ其ノ後ニ於テ保險契約ノ申込ヲ爲スコトヲ妨ゲズ

第二條 保險スベキ扶助責任ノ範圍左ノ如シ

- 一 療養費中十圓ヲ超ユル部分
- 二 休業扶助料中八日以後ノ休業ニ付支給スル部分
- 三 障害扶助料
- 四 遺族扶助料
- 五 打切扶助料

第三條 前條第一號ノ療養費ノ範圍ハ左ニ掲グル療養ノ費用トス

- 一 診察（扶助請求ニ必要ナル診斷書意見書等ノ作成ヲ含ム）
- 二 藥劑又ハ治療材料ノ支給
- 三 處置及手術（齒科補綴ヲ含ム）
- 四 物理的治療

五 病院收容

六 看護

七 移送

前項ノ療養ノ費用ハ政府ノ定ムル所ニ依リ之ヲ算定ス

第一項第一號乃至第五號ノ療養ハ政府ノ承認ヲ受ケタル場合ヲ除クノ外政府ノ指定スル醫師、齒科醫師又ハ病院ニ就キ受クルモノニ限ル

第一項第四號乃至第七號ノ療養ハ政府ノ承認ヲ受ケタルモノニ限ル

第四條 第二條第五號ノ打切扶助料ハ政府ノ承認ヲ受ケ又ハ其ノ指示ニ依リ支給スルモノニ限ル
 保險金受取人前項ノ指示ニ從ハザルトキハ政府ハ當該負傷又ハ疾病ニ付以後ノ療養費及休業扶助料ニ對スル保險金ノ支拂ヲ爲サズ

第五條 保險期間ハ工事ノ開始ヨリ終了迄トス但シ工事開始後保險料（第七條第一項但書ノ場合ニ於テハ第一回保險料）ノ拂込ヲ爲シタルモノニ付テハ拂込ノ翌日ヨリ工事終了迄トス

第六條 保險料ハ左ノ金額トス

- 一 請負金額ノ定アル工事（工作物ノ破壊工事ヲ除ク）ニ付テハ請負金額ニ保險料率ヲ乗ジタル

額

二 前號以外ノ工事ニ付テハ勞働者ノ賃金總額ニ保險料率ヲ乗ジタル額

政府ハ請負金額ノ定アル工事ニ付テモ其ノ材料ガ注文者ヨリ支給セラルルコト其ノ他ノ事由ニ因リ前項第一號ノ規定ニ依ルヲ適當ナラズト認ムルトキハ同項第二號ノ規定ニ依リ保險料ヲ定ムルコトヲ得

政府ハ工事開始後保險料(第七條第一項但書ノ場合ニ於テハ第一回保險料)ノ拂込ヲ爲シタルモノニ付工事開始後ノ拂込ガ已ムコトヲ得ザル事由ニ因ルモノト認メタルトキハ工事開始ノ日ヨリ保險料拂込ノ日迄ニ於ケル工事進捗ノ狀況又ハ使用勞働者延人員數ニ應ジテ保險料ヲ減額スルコトヲ得

第七條 保險契約ノ申込ヲ爲シタル者ハ已ムコトヲ得ザル場合ヲ除クノ外工事開始前ニ保險料ヲ政府ニ拂込ムベシ但シ工事期間一年ヲ超ユルモノニ付テハ最初ノ一年分ノ保險料ヲ工事開始前ニ拂込ミ爾後各年(一年ニ滿チザルトキハ其ノ期間)分ノ保險料ヲ其ノ期間開始前ニ拂込ムコトヲ得前項ノ保險料ハ前條第一項第一號ノ規定ニ依ルモノニ付テハ保險契約申込ノ時ニ於テ定メラレタル請負金額ニ、同項第二號ノ規定ニ依ルモノニ付テハ賃金總額ノ見込額ニ保險料率ヲ乗ジタル金

額トス第一項但書ノ一年分ノ保險料ハ保險料總額ヲ豫定工事期間ノ日數ヲ以テ除シタルモノニ三百六十五(閏年ノ二月末日ヲ含ム場合ニハ三百六十六)ヲ乗ジタル金額トス但シ政府ハ工事施行計畫ノ狀況ニ應ジ異ル方法ニ依リ一年分ノ保險料ヲ定ムルコトヲ得

政府ハ第二項ノ請負金額又ハ賃金總額ノ見込額ニ變更ヲ生ジタルトキ其ノ他必要アル場合ニ於テハ保險料ノ追加拂込ヲ命ズルコトヲ得

第八條 第六條第一項第二號及前條第二項第四項ノ賃金總額ハ勞働者災害扶助法施行令第十五條及第十六條ノ規定ニ依リ定ムル標準賃金額ニ使用勞働者延人員(工場法又ハ鑛業法ノ適用ヲ受クル職工及鑛夫ヲ除ク)ノ數ヲ乗ジタル金額トス

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ十六歳未滿ノ者ハ十六歳以上ノ者ト看做ス

第九條 保險料率ハ内務大臣之ヲ定ム

第十條 第七條ノ規定ニ依リテ拂込ミタル保險料ガ工事終了後第六條ノ規定ニ依リテ算定シタル保險料ニ比シ過不足アルトキハ政府ハ保險料ノ追加拂込ヲ命ジ又ハ之ヲ返還ス

第十一條 左ノ各號ノ條件ヲ具備スル場合ニ於テハ政府ハ第一號ノ剩餘額ノ範圍内ニ於テ且第三號ノ超過額ヲ限度トシテ第一號ノ工事ノ保險契約者ニ保險料ノ一部ヲ返還スルコトヲ得但シ勞働者

災害扶助責任保険法第五條乃至第七條ノ規定ニ該當スル保險契約者ニ對シテハ此ノ限ニ在ラズ

一 毎會計年度末現在ニ於テ前前年度中ニ作業ノ終了シタル工事ニ付其ノ保險料總額ノ八割ヨリ支拂保險金總額ヲ差引キ剩餘ヲ生ズルコト

二 當該會計年度決算ニ於テ損失ヲ生ゼザルコト

三 當該會計年度決算ニ於ケル積立金ガ本保險創始以來ノ收入保險料總額ノ一割ヲ超ユルコト
前項ノ規定ニ依ル返還ハ各個ノ工事ニ付保險料ノ八割ヨリ支拂保險金額ヲ控除シタル殘額ニ比例シテ之ヲ爲ス

第一項ノ會計年度九月末現在ニ於テ尙繼續シテ療養ヲ受クル者アルトキハ前二項ノ規定ノ適用ニ付テハ同年度九月末ニ於テ打切扶助料ヲ支給シタルモノト看做シ支拂保險金額ヲ計算ス

第十二條 保險金受取人ノ行方不明、資力薄弱其ノ他ノ事由ニ因リ扶助ヲ受クルコト困難ナリト認ムル場合ニ於テハ政府ハ扶助ヲ受クベキ者ニ保險金ヲ支拂フコトヲ得

第十三條 勞働者災害扶助責任保險法第五條ノ場合ニ於テハ政府ハ保險金ノ支拂ヲ爲サズ但シ保險契約者告知セザリシ事實ヲ告知シ又ハ不實ノ告知ヲ訂正シタル場合ニ於テ其ノ後ニ生ジタル事故ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第十四條 保險契約者第七條第一項但書ノ規定ニ依ル第二回以後ノ保險料ノ拂込又ハ同條第四項ノ規定ニ依ル保險料ノ追加拂込ヲ遲滞シタルトキハ政府ハ遲滞期間中ニ生ジタル事故ニ對スル保險金ノ支拂ヲ爲サズ但シ已ムコトヲ得ザル事由ニ因ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十五條 保險契約者又ハ保險金受取人故意又ハ重大ナル過失ニ因リテ扶助責任ノ原因タル事故ヲ生ゼシメタルトキハ政府ハ保險金ノ支拂ヲ爲サズ

第十六條 政府ハ事業主ガ扶助ヲ爲ス資力ナシト認ムル場合ニ於テハ前三條ノ規定ニ拘ラズ保險金ヲ支拂フコトヲ得

第十七條 勞働者災害扶助責任保險ハ社會局長官ニ於テ之ヲ掌ル但シ第三條第三項第四項又ハ第四條第一項ノ承認又ハ指示ハ工事ノ主タル事務所ヲ管轄スル地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)之ヲ爲ス

附 則

本令ハ昭和七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

労働者災害扶助責任保険法施行規則

(昭和六年十一月廿八日
内務省令第二十三號)

- 第一條 保険契約ノ申込ヲ爲サントスル者ハ保険契約申込書ニ左記事項ヲ具シ記名捺印ノ上社會局長官ニ提出スベシ但シ保険契約ノ申込當時第二號ノ工事ノ主タル事務所ノ設ケナキトキハ之ヲ設ケタル後遲滞ナク届出ヅベシ
- 一 工事ノ場所、名稱及種類
 - 二 工事ノ主タル事務所ノ所在地
 - 三 工事ノ開始及終了ノ豫定年月日
 - 四 保険契約申込者ノ住所氏名
 - 五 請負ニ依ル工事ニ在リテハ注文者ノ住所氏名
 - 六 使用労働者(工場法又ハ鑛業法ノ適用ヲ受クル職工及鑛夫ヲ除ク以下之ニ同ジ)男女別豫定延人員ノ概數
 - 七 工事ノ豫定費用概算額(請負ニ依ル工事ニシテ請負金額ノ定マレルモノニ在リテハ請負金額)
 - 八 注文者ヨリ工事材料ノ支給ヲ受クル場合ニ在リテハ其ノ種類別豫定數量及價格ノ概要

九 労働者災害扶助責任保険法施行令第六條第一項第二號ノ規定ニ依ルモノニ付テハ賃金總額ノ見込額

十 保険料率

十一 労働者災害扶助責任保険法施行令第七條ノ規定ニ依リ拂込ムベキ保険料(以下概算保険料ト稱ス)ノ總額及工事開始前ニ拂込ムベキ概算保険料額

十二 工事設計ノ概要

前項各號ノ事項ニ變更アリタルトキハ遲滞ナク變更事項ヲ社會局長官ニ届出ヅベシ但シ労働者災害扶助責任保険法施行令第六條第二項又ハ同令第七條第四項ノ規定ニ依リ政府ガ前項第十號及第十一號ノ事項ヲ變更シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一項ノ規定ニ依リ社會局長官ニ保険契約申込書ヲ提出シタルトキハ其ノ寫本ヲ添ヘ其ノ旨地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同ジ)ニ届出ヅベシ

第二條 社會局長官保険契約ノ申込ヲ承諾シタルトキハ保険證書ヲ作成シ保険契約者ニ交付ス
保険證書ニハ左ノ事項ヲ記載シ社會局長記名捺印ス

一 保険證書作成ノ年月日及記號番號

- 二 保險契約者ノ住所氏名
 - 三 工事ノ場所、名稱及種類
 - 四 工事ノ開始及終了ノ豫定年月日
 - 五 労働者災害扶助責任保險法施行令第六條第一項第一號ノ規定ニ依ルモノニ付テハ請負金額、同項第二號ノ規定ニ依ルモノニ付テハ貸金總額ノ見込額
 - 六 保險料率
 - 七 概算保險料額
 - 八 拂込ミタル概算保險料ノ額及拂込年月日、概算保險料未拂込ノ部分アルトキハ其ノ額及拂込時期
- 第三條 労働者災害扶助責任保險法第四條但書ノ規定ニ依リ下請負人ガ保險金受取人タル場合ニ於テハ保險契約者ハ其ノ下請負人ガ扶助ヲ引受ケタルコトヲ證スル書面ヲ添ヘ左記事項ヲ社會局長官ニ届出ヅベシ
- 一 保險證書ノ作成年月日及記號番號（保險證書ノ受領前ニ在リテハ工事ノ場所及名稱）
 - 二 保險契約者ノ住所氏名

- 三 保險金受取人ノ住所氏名及其ノ工事ニ於ケル主タル事務所ノ所在地
- 四 扶助ヲ引受ケシメタル工事ノ種類、範圍及其ノ使用労働者男女別豫定延人員ノ概數
前項各號ノ事項ニ變更アリタルトキハ遲滞ナク變更事項ヲ社會局長官ニ届出ヅベシ
- 第四條 社會局長官ハ前條第一項ノ届出アリタルトキハ保險金受取人證書ヲ作成シ保險金受取人ニ交付ス
保險金受取人證書ニハ前條第一項各號ノ事項並ニ保險金受取人證書作成ノ年月日及記號番號ヲ記載シ社會局長官記名捺印ス
- 第五條 保險證書又ハ保險金受取人證書ノ記載事項ニ變更ヲ生ジタルトキハ保險契約者又ハ保險金受取人ハ遲滞ナク保險證書又ハ保險金受取人證書ヲ添ヘ其ノ訂正ノ申請ヲ爲スベシ
労働者災害扶助責任保險法第四條但書ノ規定ニ依リ下請負人ガ保險金受取人タラザルニ至リタルトキハ保險契約者ハ其ノ旨社會局長官ニ届出ヅベシ
- 第六條 保險證書又ハ保險金受取人證書ヲ亡失又ハ汚損シタルトキハ保險契約者又ハ保險金受取人ハ其ノ再交付ヲ申請スルコトヲ得
- 第七條 保險契約者ハ日日ノ使用労働者男女別人員數ヲ記録シ毎月十日迄ニ前月分ヲ地方長官ニ届

出ツベシ但シ請負金額ニ依リ保険料ヲ定メタル場合ニ於テハ日日ノ使用労働者男女別人員數ヲ記録スルヲ以テ足ル

第八條 保険契約者ハ工事終了後遲滞ナク左記事項ヲ社會局長官ニ届出ツベシ

- 一 保険證書作成ノ年月日及記號番號
- 二 保険契約者ノ住所氏名
- 三 工事ノ場所、名稱及種類
- 四 工事ノ開始及終了年月日
- 五 使用労働者男女別延人員
- 六 請負金額ノ定アル工事ニ付テハ請負金額

第九條 保険金受取人労働者災害扶助責任保険法施行令第三條第三項ノ承認ヲ受ケントスルトキハ

左記事項ヲ具シ地方長官ニ申請スベシ

- 一 保険證書ノ作成年月日及記號番號（保険金受取人保険契約者ナラザルトキハ保険金受取人證書ノ作成年月日及記號番號）但シ保険證書又ハ保険金受取人證書受領前ニ在リテハ保険契約者又ハ保険金受取人ノ住所氏名及工事ノ場所及名稱

二 労働者災害扶助法施行規則第五條ノ労働者死傷報告届出ノ年月日

三 扶助ヲ受クル者ノ住所氏名及生年月日

四 療養ヲ擔當スル者ノ住所氏名、職業及學位又ハ稱號

五 傷病ノ部位及經過

六 療養ノ内容

七 療養ニ要スル費用ノ見込額

八 政府ノ指定スル醫師、齒科醫師又ハ病院ニ就キ療養ヲ受クルコト能ハザル事由

第十條 保険金受取人労働者災害扶助責任保険法施行令第三條第四項ノ承認ヲ受ケントスルトキハ

前條第一號乃至第三號及第五號乃至第七號ニ掲グル事項ヲ具シ地方長官ニ申請スベシ

前項ノ申請ニハ醫師又ハ齒科醫師ノ意見書ヲ添附スベシ

第十一條 前二條ノ規定ハ労働者災害扶助責任保険法施行令第十二條ノ規定ニ依リ政府ヨリ保険金

ノ支拂ヲ受クル者ガ労働者災害扶助責任保険法施行令第三條第三項又ハ同條第四項ノ承認ヲ受ケントスル場合ニ之ヲ準用ス但シ申請書ニ保険證書、保険金受取人證書又ハ労働者死傷報告ニ關スル事項ヲ記載スルコト能ハザルトキハ保険金受取人ノ住所氏名、工事ノ場所及名稱、事故發生ノ

年月日竝ニ事故ノ原因及發生狀況ヲ記載スベシ

第十二條 勞働者災害扶助責任保險法施行令第三條第三項又ハ同條第四項ノ承認ノ申請ハ療養ヲ擔當スル者ニ於テモ之ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第九條、第十條及前條但書ノ規定ヲ準用ス

第十三條 保險金受取人勞働者災害扶助責任保險法施行令第四條第一項ノ承認ヲ受ケントスルトキハ左記事項ヲ具シ地方長官ニ申請スベシ

- 一 第九條第一號乃至第三號ニ掲グル事項
 - 二 扶助ニ關スル從來ノ經過及扶助ヲ打切ラントスル事由
- 前項ノ申請ニハ扶助ヲ受クル者ノ現在ノ症狀及將來ノ療養見込日數ニ關スル醫師ノ意見書ヲ添付スベシ

第十四條 保險金受取人保險金ノ支拂ヲ受ケントスルトキハ勞働者毎ニ左記事項ヲ記載シタル請求書ヲ社會局長官ニ提出スベシ

- 一 第九條第一號、第二號及第五號ニ掲グル事項
- 二 傷病者又ハ死亡者ノ住所氏名及生年月日
- 三 勞働者治癒シタルトキ又ハ死亡シタルトキハ其ノ年月日、未治癒ノトキハ其ノ旨

四 扶助種類別保險金額、療養ノ扶助ニ付テハ費用ノ詳細、休業扶助料ニ付テハ療養ノ爲勞務ニ服スルコト能ハザリシ日數及年月日、障害扶助料ニ付テハ障害ノ概要及該當等級、遺族扶助料ニ付テハ之ヲ受クル者ノ住所氏名、生年月日及本人トノ續柄

前項ノ請求書ニハ左記書類ヲ添付スベシ

- 一 療養費ニ付テハ療養ヲ擔當スル者ノ受取書但シ療養ヲ擔當スル者保險金受取人ノ委任ヲ受ケテ保險金ノ支拂ヲ請求スル場合ニハ之ヲ添付スルコトヲ要セズ
- 二 休業扶助料、障害扶助料、遺族扶助料及打切扶助料ニ付テハ扶助料ヲ受ケタル者ノ受取書其ノ他扶助料ヲ支給シタルコトヲ證スル書類但シ扶助ヲ受クベキ者保險金受取人ノ委任ヲ受ケテ保險金ノ支拂ヲ請求スル場合ニハ之ヲ添付スルコトヲ要セズ
- 三 休業扶助料ニ付テハ療養ノ爲勞務ニ服スルコト能ハザリシコトニ關スル醫師又ハ齒科醫師ノ意見書
- 四 病院收容ノ場合ニ於テ本人ノ收入ニ依リ生計ヲ維持スル者アルトキハ之ヲ證スル書類
- 五 障害扶助料ニ付テハ當該等級ニ相當スルコトヲ證スル醫師又ハ齒科醫師ノ診斷書
- 六 遺族扶助料ニ付テハ醫師ノ死亡診斷書、警察官署ノ檢死證又ハ市町村長ノ埋火葬認許證寫其

ノ他死亡ヲ證スル書類又死亡者ノ戸籍謄本其ノ他遺族扶助料ヲ受クベキ者ト本人トノ續柄ヲ證スル書類

第十五條 前條ノ保險金支拂ノ請求書ハ毎月二十日迄ニ前月分ニ付之ヲ提出スベシ

第十六條 扶助ヲ受クベキ者労働者災害扶助責任保險法施行令第十二條ノ規定ニ依リ保險金ノ支拂ヲ受ケントスルトキハ左記事項ヲ記載シタル請求書ヲ社會局長官ニ提出スベシ

一 第十四條第一項各號ノ事項

二 事業主ヨリ扶助ヲ受クルコト困難ナル事由

三 既ニ受ケタル扶助ノ内容(療養ニ付テハ療養ヲ擔當スル者ノ住所氏名及療養費、休業扶助料ニ付テハ休業年月日及期間並ニ金額、障害扶助料ニ付テハ其ノ該當等級及金額)

前項ノ請求書ニ付テハ第十一條但書及第十四條第二項(第二號ヲ除ク)ノ規定ヲ準用ス

社會局長官第一項ノ請求書ヲ受ケ扶助ヲ受クベキ者ニ直接保險金ヲ支拂ヒタルトキハ保險金受取人ニ其ノ旨通知ス

第十七條 第九條乃至前條ノ適用ニ付労働者災害扶助法施行規則第五條ノ規定ニ依ル労働者死傷報告ノ届出ヲ爲スコトヲ要セザル場合ニ於テハ労働者死傷報告届出ノ年月日ニ代ヘ事故ノ原因及發

生狀況ヲ記載スベシ

第十八條 保險契約者及保險金受取人ハ工事ノ主タル事務所ニ保險ニ關スル書類ヲ備置クベシ
保險ニ關スル書類ハ扶助ノ終リタル日ヨリ三年間之ヲ保存スベシ

第十九條 本則ニ依リ社會局長官ニ提出スベキ書類ハ工事ノ主タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由スベシ但シ第一條第一項ノ保險契約申込書ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二十條 地方長官ハ労働者災害扶助法第一條第二號(ハ)ノ工事ノ注文者ニ對シ請負金額其ノ他必要ト認ムル事項ノ申告ヲ命ズルコトヲ得

第二十一條 左ノ各號ノ一ニ該當シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一 第一條第一項但書、同條第二項、同條第三項、第七條、第八條又ハ第十八條ノ規定ニ違反シタル者

二 前條ノ申告ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ申告ヲ爲シタル者

三 本則ニ依リ社會局長官又ハ地方長官ニ提出スル書類ニ虚偽ノ事實ヲ記載シタル者

第二十二條 労働者災害扶助法第一條第一項第二號(ハ)ノ工事ノ注文者、保險契約者、保險金受取人又ハ扶助ヲ受クベキ者未成年者若ハ禁治産者ナルトキ又ハ法人ナルトキハ之ニ適用スベキ間則ハ

其ノ法定代理人又ハ法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年人ト同
一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十三條 勞働者災害扶助法第一條第一項第二號(ハ)ノ工事ノ注文者、保險契約者又ハ保險金受取
人ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ本則ニ違反シタル
トキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第二十四條 本則ノ罰則ハ道府縣、市町村其ノ他之ニ準ズベキ公共團體ニ之ヲ適用セズ

附 則

本則ハ昭和七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

勞働者災害扶助責任保險ニ於ケル保險料率告示

(昭和六年十一月廿八日) (昭和七年一月三十日)
告示第二六六號) (告示第十七號改正)

勞働者災害扶助法第一條第一項第二號(ハ)ノ工事ニ於ケル保險料率ハ左表ノ通りトス

一工事ニシテ二以上ノ種類ヲ包含スルトキハ高キ料率ニ據ル但シ其ノ種類毎ニ請負金額又ハ賃金額
ガ區分セラルル場合ニハ此ノ限ニ在ラズ

前項但書ノ規定ハ勞働者災害扶助責任保險法施行令第七條ノ保險料(概算保險料)ニ付之ヲ適用セ

ズ

勞働者災害扶助法第一條第一項第二號(ハ)ノ工事ノ保險料率

| | | |
|-----------------|--------------|------------|
| 工 事 ノ 種 類 | 請負金一萬圓當リノ保險料 | 賃金一圓當リノ保險料 |
| 隧 道 工 事 | 一四〇円 | 四五 |
| 工 作 物 ノ 破 壞 工 事 | 一 | 四五 |
| 建 築 工 事 | 二八 | 一一二 |
| 橋 梁 工 事 | 六七 | 三三二 |
| 其 ノ 他 ノ 工 事 | 八五 | 一一二 |

勞働者災害扶助責任保險特別會計法

(昭和六年四月一日)
法律第五十六號)

第一條 勞働者災害扶助責任保險法ニ依ル勞働者災害扶助責任保險事業ヲ經營スル爲特別會計ヲ設
置シ其ノ歳入ヲ以テ其ノ歳出ニ充ツ

第二條 本會計ニ於テハ保險料、積立金ヨリ生ズル收入、借入金及附屬雜收入ヲ以テ其ノ歳入トシ
保險金、保險料ノ返還金、保險施設費、借入金ノ償還金及其ノ利子、一時借入金ノ利子、事業取

扱費其ノ他ノ諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

第三條 本會計ニ於テ決算上剩餘金ヲ生ズルトキハ之ヲ積立ツベシ

本會計ノ歳計ニ不足アルトキハ積立金ヨリ之ヲ補足スベシ

第四條 本會計ニ屬スル經費ヲ支辨スル爲必要アルトキハ政府ハ本會計ノ負擔ニ於テ借入ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ借入ヲ爲スコトヲ得ル金額ハ純保險料ヲ以テ保險金及保險料ノ返還金ヲ支辨スルニ不足スル金額ヲ限度トス

第五條 本會計ニ於テ支拂上現金ニ餘裕アルトキハ之ヲ大藏省預金部ニ預入ルルコトヲ得

第六條 本會計ニ於テ支拂上現金ニ不足アルトキハ本會計ノ負擔ニ於テ一時借入ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル一時借入金ハ當該年度内ニ之ヲ返還スベシ

第七條 本會計ノ積立金ハ國債ヲ以テ保有シ又ハ大藏省預金部ニ預入レ之ヲ運用スルコトヲ得

第八條 政府ハ毎年本會計ノ歳入歳出豫算ヲ調製シ歳入歳出ノ總豫算ト共ニ之ヲ帝國議會ニ提出スベシ

第九條 本會計ノ毎年度歳出豫算ニ於ケル事業費ノ支出殘額ハ之ヲ翌年度ニ繰越使用スルコトヲ得

第十條 本會計ノ收入支出ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本法ハ昭和六年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

一般會計ハ昭和六年度ニ限り其ノ豫算ノ定ムル金額ヲ本會計ニ繰入ルルコトヲ得

労働者災害扶助責任保險特別會計規則

(昭和六年八月二十九日勅令第二三三二號)

第一條 歳入歳出ノ豫定計算書ハ所管大臣之ヲ調製シ前年度九月三十日迄ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スベシ

前項ノ豫定計算書ニハ其ノ年三月三十一日ニ終リタル會計年度ノ貸借對照表及損益計算表並ニ其ノ年三月三十一日現在ノ積立金明細目録ヲ添附スベシ

第二條 歳入歳出ノ豫算ハ決定ノ後豫備費ヲ除キ所管大臣社會局長官ニ命ジテ之ヲ執行セシムベシ但シ他ノ官吏ニ命ジテ其ノ一部ヲ執行セシムルコトヲ得

第三條 本會計ニ於テハ當該年度ノ收入濟歳入額及労働者災害扶助責任保險特別會計法第六條ニ規

定スル一時借入金ヲ以テ支拂元受高トシ歳出ヲ支出スルハ此ノ支拂元受高ヲ超過スルコトヲ得ズ
 第四條 本會計ニ於テ支拂上現金ニ不足ヲ生ジタルトキハ所管大臣ハ大藏大臣ノ承認ヲ經テ労働者
 災害扶助責任保險特別會計法第六條ニ規定スル一時借入金ニ代ヘ積立金ニ屬スル現金ヲ前條ノ支
 拂元受高ニ繰替使用スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ繰替使用シタル金額ハ當該年度内ニ之ヲ返還スベシ

第五條 保險料收入ノ年度所屬ハ其ノ保險料ヲ納付スベキ日ノ屬スル年度ニ依ル

第六條 毎年度内ニ收入ヲ爲スベキ權利ヲ得テ毎年度出納ノ完結迄ニ收入済ト爲ラザルモノハ收入
 未済トシテ遞次翌年度ニ繰越シ現ニ收入ヲ爲シタル年度ノ歳入ニ組入ルベシ

第七條 毎年度内ニ支拂ヲ爲スベキ義務ヲ生ジ毎年度出納ノ完結迄ニ支出済ト爲ラザル歳出ニシテ
 一時効完成ニ至ラザルモノハ支出未済トシテ遞次翌年度ニ繰越スベシ但シ支出済額ト合シテ豫算額
 ヲ超過スルコトヲ得ズ

第八條 毎年度ノ歳入ノ收入済額ヨリ歳出ノ支出済額、翌年度繰越額、未經過保險料及支拂備金ニ
 相當スル金額ヲ控除シ殘餘アルトキハ之ヲ積立金ニ組入レ不足アルトキハ積立金ヨリ之ヲ補足ス
 ベシ

前項ニ規定スル未經過保險料及支拂備金ノ計算ハ所管大臣大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ム

第九條 歳入徴收官ハ毎月徴收報告書ヲ調製シ参照書類ヲ添ヘ之ヲ社會局長官ニ送付スベシ

第十條 社會局長官ハ徴收報告書ニ依リ毎月徴收總報告書ヲ調製シ参照書類ヲ添ヘ所管大臣ヲ經由
 シテ其ノ翌月中ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スベシ

第十一條 支出官ハ毎月支出済額報告書ヲ調製シ之ヲ社會局長官ニ送付スベシ

第十二條 社會局長官ハ支出済額報告書ニ依リ毎月支出總報告書ヲ調製シ支出済額報告書ヲ添ヘ所
 管大臣ヲ經由シテ其ノ翌月中ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スベシ

第十三條 歳入徴收官又ハ支出官一人ナル場合ニ於テハ徴收報告書又ハ支出済額報告書ヲ以テ徴收
 總報告書又ハ支出總報告書ニ充ツルコトヲ得

第十四條 歳入歳出ノ決定計算書ハ所管大臣之ヲ調製シ翌年度七月三十一日迄ニ之ヲ大藏大臣ニ送
 付スベシ

第十五條 社會局ハ日記簿、原簿及補助簿ヲ備ヘ労働者災害扶助責任保險ニ關スル一切ノ計算ヲ登
 記スベシ

第十六條 貸借對照表及損益計算表ノ様式ハ所管大臣大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ム

第十七條 社會局ハ歳入簿ヲ備ヘ歳入ノ豫算額、調定済額、收入済額、不納缺損額及收入未済額ヲ登記スベシ

第十八條 支出官ハ支出簿ノ外支拂元受高差引簿ヲ備ヘ支拂元受高、支出済額及殘額ヲ登記スベシ
第十九條 社會局ハ歳出簿及支拂元受高差引簿ヲ備ヘ歳出簿ニハ歳出ノ豫算額、豫算決定後増加額、支出済額、翌年度繰越額及殘額ヲ登記シ支拂元受高差引簿ニハ支拂元受高、支出済額及殘額ヲ登記スベシ但シ支出官一人ナル場合ニ於テハ支拂元受高差引簿ヲ省略スルコトヲ得

第二十條 本令ニ規定セザルモノニ付テハ會計規則ヲ準用ス

附 則

本令ハ勞働者災害扶助責任保險特別會計法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

供給勞働者扶助令 (昭和七年一月七日) (勅令 第二二號)

工場法又ハ鑛業法ノ適用ヲ受クル事業ノ職工及鑛夫竝ニ勞働者災害扶助法ノ適用ヲ受クル事業ノ勞働者ニシテ勞務供給契約ニ基キ政府ノ使用スル者業務上負傷シ疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合ニ於テハ政府ハ勞働者災害扶助法施行令第四條乃至第十二條及第十五條乃至第十七條ノ規定ニ準ジ扶助ヲ爲ス但シ扶助ヲ受クベキ者民法ニ依リ同一ノ原因ニ付損害賠償ヲ受ケタルトキハ扶助金額ヨリ其ノ金額ヲ控除スルコトヲ得
前項ノ場合ニ於テ地方長官ニ屬スル職務ハ所轄官廳之ヲ行フ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

四、保險關係諸樣式

保險關係諸様式目次

| | | | |
|---|----------|-------------------------------------|-----|
| 同 | 災保様式甲第一號 | 保險契約申込書 | 一五〇 |
| 同 | 第二號 | 保險契約申込書寫本屆 | 一五四 |
| 同 | 第三號 | 保險金受取人屆 | 一五六 |
| 同 | 第四號 | 工事終了屆 | 一五八 |
| 同 | 第五號 | 政府ノ指定シタル醫師、齒科醫師又ハ病院以外ノ者ノ診療ヲ受クル承認申請書 | 一六〇 |
| 同 | 第六號 | 物理的治療承認申請書 | 一六二 |
| 同 | 第七號 | 入院承認申請書 | 一六四 |
| 同 | 第八號 | 看護附添承認申請書 | 一六六 |
| 同 | 第九號 | 移送承認申請書 | 一六八 |
| 同 | 第十號 | 打切扶助料支給承認申請書 | 一七〇 |
| 同 | 第十一號 | 保險金請求書(日本醫師會所屬醫師ガ診療ヲ爲シタル場合ノ療養費) | 一七二 |
| 同 | 第十二號 | 保險金請求書(日本醫師會所屬醫師以外ノ者ガ診療ヲ爲シタル場合ノ療養費) | 一七六 |
| 同 | 第十三號 | 保險金請求書(療養費以外) | 一八〇 |

注意

- 一、本申込書ハ東京市麹町區大手町一丁目七番地社會局労働部宛送附スルコト、封書ノ表ニハ災害保險ト記載スルコト
- 二、工事ノ種類ハ五ノ保險料率表ノ工事ノ種類ニ依ルコト
- 三、標準賃金ハ労働者災害扶助法施行令第十五條及第十六條ニ依リテ十六歳以上ノ男子及女子ニ付定メラレタル金額ヲ記載シ賃金總額ノ見込額ハ標準賃金ニ豫定延人員概數ヲ乗ジタル額トス
- 四、工事ノ設計概要ハ例ヘバ隧道工事ニ付テハ幅、高サ、長サ、構造等建築工事ニ付テハ建築面積、延坪數、高サ(軒高)、階數(地上及地下)、構造等其ノ他工事ノ規模ヲ知ルニ必要ナル事項ヲ記載スルコト
- 五、概算保險料額ハ請負金額ノ定アルモノニ付テハ請負金額(工作物ノ破壊工事ヲ除ク)ニ、請負ニ依ラザルモノ又ハ請負ニ依ルモ請負金額ノ定ナキモノニ付テハ賃金總額ノ見込額ニ左表ノ保險料率ヲ乗ジテ算出スルコト、但シ一工事ニシテ二以上ノ種類ヲ包含スルトキハ高キ保險料率ニ依リ概算保險料額ヲ算出スルコト

保險料率表

| | | |
|-------|--------------|-----------|
| 工事ノ種類 | 請負金額一萬圓當リ保險料 | 賃金一圓當リ保險料 |
| 隧道工事 | 一四〇圓 | 四五厘 |

| | |
|----------|----|
| 工作物ノ破壊工事 | 四五 |
| 建築工事 | 二二 |
| 橋梁工事 | 三二 |
| 其ノ他ノ工事 | 八五 |

六、概算保險料ハ工事開始前ニ拂込ムコト、但シ豫定工事期間が一年ヲ超ユルトキハ工事開始前ニ拂込ムベキ概算保險料ハ一年分ヲ以テ足ル

一年分ノ概算保險料ハ概算保險料總額ヲ豫定工事期間ノ日數ヲ以テ除シタルモノニ三百六十五(閏年ノ二月末日ヲ含ム場合ニハ三百六十六)ヲ乗ジテ算出スルコト

七、一、二、三、十、廿、卅ノ數字ハ壹、貳、參、拾、貳拾、參拾ノ字體ヲ用フルコト

八、金額ノ訂正ハ之ヲ爲サザルコト

九、記載ヲ要セザル欄ニハ斜線ヲ引クコト

十、各欄ノ紙面不足ナルトキハ別紙ニ記載シテ添付シ當該欄ニ其旨記入スルコト

十一、本申込書記載事項ニ變更アリタルトキハ労働者災害扶助責任保險法施行規則第一條第二項ニ依リ變更届ヲ工事場所在地所轄地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)ヲ經由シ社會局長官宛差出スコト

十二、本申込書ニ虚偽ノ事實ヲ記載シタルトキハ罰金又ハ科料ニ處セラレベク惡意又ハ重大ナル過失ニ依リ保險料算定ノ基礎タル重要ナル事實ニ付不實ノ記載ヲ爲シタルトキハ保險金ノ支拂ヲ爲ササルニ付注意スルコト

災保様式甲第二號

保險契約申込書寫本屆

| | | | | | | | | |
|--|-------------|------------------|------------------------------------|--|-------|-------------|-------|-------|
| 工事ノ名稱 | 工事ノ場所 | 工事ノ主タル事務所ノ所在地及名稱 | 保險契約申込者ノ住所氏名(法人ニ在リテハ主タル事務所ノ所在地及名稱) | 工事ガ請負ナルトキハ注文者ノ住所氏名(法人ニ在リテハ主タル事務所ノ所在地及名稱) | 請負金額 | 請負金額ノ定ナキトキハ | 標準賃金 | 賃金ノ總額 |
| 工事開始ノ日 | 昭和一九二一年 月 日 | 請負金額 | 請負金額ノ定ナキトキハ | 標準賃金 | 賃金ノ總額 | 標準賃金 | 賃金ノ總額 | 賃金ノ總額 |
| 工事終了ノ日 | 昭和一九二一年 月 日 | 請負金額 | 請負金額ノ定ナキトキハ | 標準賃金 | 賃金ノ總額 | 標準賃金 | 賃金ノ總額 | 賃金ノ總額 |
| 使用労働者豫定延人員ノ概數(工場法上ノ職工及鐵道法上ノ鐵夫ヲ除ク)及賃金總額ノ見込額 | 計 | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 | 男 |
| 注文者ヨリ支給ヲ受クル工事材料 | 工 | 事 | 設 | 計 | ノ | 概 | 要 | |

一、本屆書ハ災保様式甲第一號ニ依ル保險契約申込書ノ提出ト同時ニ工事場所在地所轄地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)ニ之ヲ提出スルコト、封書ノ表ニハ「災害保險」ト記スルコト

注意

右ノ通保險契約申込候條労働者災害扶助責任保險法施行規則第一條第三項ニ依リ此段及届出候也
昭和 年 月 日
保險契約申込者氏名捺印
殿

| | | | |
|-------------|---|---|-------------------|
| 保險料率 | 請負金額一萬圓當リ | 圓 | 概算保險料總額(錢未滿切捨) |
| 保險料納入告知書送付先 | 賃金一圓當リ | 厘 | 工事開始前ニ拂込ムベキ概算保險料額 |
| 事記 | 労働者災害扶助責任保險法第三條、同施行令第一條及同施行規則第一條ニ依リ右保險契約申込候也 昭和 年 月 日 社會局長官 殿 (法人ニ在リテハ代表者ノ氏名) | | |

災保様式甲第三號

保險金受取人届

| | | |
|--|---|---|
| 保險證書作成ノ年月日及記號番號 (保險證書受取前ニ在リテハ工事ノ場所及名稱) | | |
| 保險契約者ノ住所氏名 (法人ニ在リテハ主タル事務所ノ所在地及名稱) | | |
| 下請負人タル保險金受取人ノ住所氏名 (法人ニ在リテハ主タル事務所ノ所在地及名稱) | | |
| 下請負人タル保險金受取人ノ工事ニ 於ケル主タル事務所ノ所在地及名稱 | | |
| 下請負人タル保 險金受取人ノ使 用労働者豫定延 人員ノ概數(工 場法上ノ職工及 鑛業法上ノ職夫 ヲ除ク) | 男 | 女 |
| 計 | | |
| 扶助ヲ引受ケシ メタル工事ノ種 類及範圍 | | |

右ノ通下請負人ヲ保險金受取人ト相定メ候條労働者災害扶助責任保險法施行規則第三條ニ依リ同人
ガ扶助ヲ引受ケタル書面ヲ相添ヘ此段及届出候也

昭和 年 月 日

保險契約者住所氏名捺印

社會局長官

殿

注意

- 一、本届書ハ工事場所在地所轄地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)ニ差出スコト、封書ノ表ニハ「災害保
險」ト記載スルコト
- 二、下請負人タル保險金受取人ノ工事ノ事務所ノ所在地ガ下請負人タル保險金受取人ノ住所ト同一ナルトキハ
事務所ノ所在地及名稱ヲ記載スルコトヲ要セズ
- 三、本届書ニ虚偽ノ事實ヲ記載シタルトキハ罰金又ハ科料ニ處セラレ

災保様式甲第四號

工事終了届

| | | | | | | |
|--|------|---|------|-------|----------|----------|
| 事記 | 請負金額 | | 請負金額 | 工事ノ種類 | 工事ノ開始年月日 | 工事ノ終了年月日 |
| | 男 | 女 | | | | |
| 延用労働者 (工場上ノ職工及 鋳業上ノ鋳夫ヲ 除ク) | | 計 | | | | |
| 保險契約者ノ住所氏名(法人ニ在 リテハ主タル事務所ノ所在地及名 稱) | | | | | | |
| 工事ノ場所 | | | | | | |
| 工事ノ名稱 | | | | | | |
| 保險證書作成ノ年月日及記號番 號 | | | | | | |

右工事終了候條労働者災害扶助責任保險法施行規則第八條ニ依リ此段及届出候也

昭和 年 月 日

保險契約者住所氏名捺印

社會局長官

殿

注意

- 一、請負金額ハ工事終了ノ際工事全部ノ引渡ノトキ定マレル金額ヲ記入スルコト、請負金額ノ増加又ハ減少ニ付交渉中ノトキ又ハ其ノ見込ノトキハ其ノ旨記事欄ニ記載シ請負金額確定後更ニ其ノ金額ヲ届出ヅベキコト
- 二、本届書ハ工事場所在地所轄地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)ニ差出スコト、封書ノ表ニハ「災害保險」ト記載スルコト
- 三、本届書ニ虚偽ノ事實ヲ記載シタルトキハ罰金又ハ料科ニ處セラル

災保様式甲第五號

政府ノ指定シタル醫師、齒科醫師
又ハ病院以外ノ者ノ診療ヲ受クル承認申請書

| | | | | |
|---|------------------------------------|------------------------|---------------|--|
| 保險證書作成ノ年月日及記號番號 保險契約者ノ住所氏名(法人ニ在リテハ主タル事務所ノ所在地及名稱) 工事ノ場所及名稱 | 扶助ヲ受クル者 男女別 氏名 生年月日 住居 | 負傷又ハ發病ノ年月日 昭和 年 月 日 | 傷病名 及傷害ノ部位 | 労働者死傷報告届出年月日(労働者死傷報告届出ノ要ナキモノ及扶助ヲ受クル者又ハ診療ヲ擔當スル労働者死傷報告届出年月日ヲ記載スルコトハ發生狀況) |
| | | | | 下請負人ガ保險金受取人ナルトキハ保險金受取人證書作成ノ年月日及記號番號 下請負人ガ住所氏名(法人ニ在リテハ主タル事務所ノ所在地及名稱) |

診療ヲ擔當スル者ノ住所氏名、職業及學位又ハ稱號

右診療承認相成度労働者災害扶助責任保險法施行令第三條第三項及同施行規則第九條(同第十一條(同第十二條))ニ依リ此段及申請候也

| | | |
|----------------------------------|----------------------|---|
| 傷病ノ經過及指定醫又ハ指定齒科醫ニ付診療ヲ受クルコト能ハザル事由 | 昭和 年 月 日 | 申請者 保險金受取人住所氏名捺印 診療ヲ擔當スル者ノ住所氏名捺印 扶助ヲ受クル者ノ住所氏名捺印 殿 |
| 額込見ノ用費及容内ノ療診 | 種 類 回数又ハ日數 金 額 | |

注 意

- 一、本申請書ハ工事場所在地所轄地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)ニ差出スコト、封書ノ表ニハ「災害保險」ト記載スルコト
- 二、申請者ニ付テハ不要ノ字句ヲ抹消スルコト
- 三、本申請書ニ虚偽ノ事實ヲ記載シタルトキハ罰金又ハ科料ニ「セラル

災保様式甲第八號

看護附添承認申請書

| | | | |
|--|-------------------|---|--|
| 保險證書作成ノ年月日 及記號番號 | | 下請負人が保險金受取人ナ ルトキハ保險金受取人證書 作成ノ年月日及記號番號 | |
| 保險契約者ノ住所 氏名(法人ニ在リ テハ主タル事務所 ノ所在地及名稱) | | 下請負人ガ住所氏名 ナルトキハ其ノ住所氏名 (法人ニ在リテハ主タル 事務所ノ所在地及名稱) | |
| 工事ノ場所及名稱 | | | |
| 扶助ヲ 受クル者 | 男女別 氏名 生年月日 | 住 所 | |
| 負傷又ハ發病ノ年月日 昭和 年 月 日 | | 勞働者死傷報告届出年月日(勞 働者死傷報告届出ノ要ナキモノ 及扶助ヲ受クル者又ハ療養ヲ擔 當スル者ガ申請スル場合ニ於テ 勞働者死傷報告届出年月日ヲ記 載スルコト能ハザルトキハ事故 ノ原因及發生狀況) | |
| 傷病名及傷害ノ 部位 | | 同一ノ傷病ニ付既ニ承認ヲ受ケタル コトアルトキハ承認指令書ノ記號番 號(未ダ承認指令書ヲ受ケザルトキ ハ承認申請ノ年月日) | |

| | | | |
|----------------------------|--|--|--|
| 見意ノ師醫科齒ハ又師醫 | | 病院ニ收容セラレ タル者ナルトキハ 入院ノ年月日及病 院ノ名稱及所在地 | |
| 傷病ノ經過及附添 必要トスル事由 | | 看護見 種類 金額 日間 | |
| 診療所所在地 昭和 年 月 日 氏名捺印 | | | |

右看護附添承認相成度勞働者災害扶助責任保險法施行令第三條第四項及同施行規則第十條(同第十一條)(同第十二條)ニ依リ此段及申請候也

昭和 年 月 日

申請者 保險金受取人住所氏名捺印
 診察ヲ擔當スル者ノ住所氏名捺印
 扶助ヲ受クル者ノ住所氏名捺印
 殿

注意

- 一、本申請書ハ工場所在地所轄地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)ニ差出スコト、封書ノ表ニハ「災害保險」ト記載スルコト
- 二、承認ヲ爲シタル範圍ヲ超ユルトキハ本様式ニ依リ更ニ追加申請スルコト
- 三、申請者ニ付テハ不用ノ字句ヲ抹消スルコト
- 四、本申請書ニ虚偽ノ事實ヲ記載シタルトキハ罰金又ハ料科ニ處セラル

災保様式甲第九號

移送承認申請書

| | | | | | | |
|--|---------------------------|---------------|-------------|----------|--|---|
| 醫 部位 | 移送ニ使用スル 車輛其ノ他ノモ ノ種類 | 傷病名及傷害ノ 部位 | 負傷又ハ發病ノ年月日 | 昭和 年 月 日 | 住 所 | 労働者死傷報告届出年月日(労働者死傷報告届出ノ要ナキモノ 及扶助ヲ受クル者又ハ療養ヲ擔 當スル者ガ申請スル場合ニ於テ 労働者死傷報告届出年月日ヲ記 載スルコト能ハザルトキハ事故 ノ原因及發生狀況) |
| | | | 扶助ヲ 受クル者 | 男女別 | | |
| 工事ノ場所及名稱 | | | | | 下請負人ガ保險金受取人ナ ルトキハ保險金受取人證書 作成ノ年月日及記號番號 | |
| 保險契約者ノ住所 氏名(法人ニ在リ テハ主タル事務所 ノ所在地及名稱) | | | | | 下請負人ガ保險金受取人 ナルトキハ其ノ住所氏名 (法人ニ在リテハ主タル 事務所ノ所在地及名稱) | |

| | | | | |
|---------|------------------------------|---------|----------|---------|
| 見 意 ノ 師 | 傷病ノ經過 及移送ヲ必 要トスル事 由 | 診療所所在地 | 昭和 年 月 日 | 氏 名 捺 印 |
| | | 移送費用見込額 | 計 | |

右移送承認相成度労働者災害扶助責任保険法施行令第三條第四項及同施行規則第十條(同第十一條)(同第十二條)ニ依リ此段及申請候也

昭和 年 月 日

申請者

保險金受取人住所氏名捺印
診療ヲ擔當スル者ノ住所氏名捺印
扶助ヲ受クル者ノ住所氏名捺印

注 意

- 一、本申請書ハ工事場所在地所轄地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)ニ差出スコト、封書ノ表ニハ「災害保險」ト記載スルコト
- 二、申請者ニ付テハ不要ノ字句ヲ抹消スルコト
- 三、本申請書ニ虚偽ノ事實ヲ記載シタルトキハ罰金又ハ科料ニ處セラル

災保標式甲第十一號 (青刷)
 保險金請求書 (日本醫師會所屬健康保險醫ガ診療ヲ爲シタル場合ノ療養費)
 第 四 回 目 (同一傷病ニ付爲シタル請求回数) 昭和 年 月 分

| | |
|--|---|
| 保險證書作成ノ年月日 及記號番號 | 下請負人ガ保險金受取人ナ ルトキハ保險金受取人證書 作成ノ年月日及記號番號 |
| 保險契約者ノ住所 氏名(法人ニ在リ テハ主タル事務所 ノ所在地及名稱) | 下請負人ガ保險金受取人 ナルトキハ其ノ住所氏名 (法人ニ在リテハ主タル 事務所ノ所在地及名稱) |
| 工場ノ場所及名稱 | |
| 扶助ヲ 受クル者 | 住 所 |
| 男女別 | 氏 名 |
| 生年月日 | |
| 負傷又ハ發病ノ年月日 | 昭和 年 月 日 |
| 傷病名及傷害ノ 部位 | 勞働者死傷報告届出年月日(勞 働者死傷報告届出ノ要ナキモノ 及扶助ヲ受クル者又ハ診療ヲ擔 當スル者ガ請求スル場合ニ於テ 勞働者死傷報告届出年月日ヲ記 載スルコト能ハサルトキハ事故 ノ原因及發生狀況) |
| 傷病ノ經過概 要及治療、死 亡ノ未 | (昭和 年 月 日 治療 死亡) |

| | | | | |
|--|---------------|-------|---------------|-------------|
| 委任状 | 療 養 費 用 | | 查(道府縣醫)定(會記入) | 查(社會局)定(記入) |
| | 療養ノ種類 | 請求 | 點數 意見 | 點數 金額 |
| 右保險金ノ請求並受領ヲ 昭和 年 月 日 委任者 保險金受取人住所氏名捺印 ニ委任候也 | 療養ノ種類 | 療養ノ回数 | 請求 點數 金額 | 查定 點數 金額 |
| | 初診(昭和 年 月 日) | 回 | 圓 | 圓 |
| | 往診(里) | 回 | | |
| | 藥劑 | | | |
| | 入院處 | | | |
| | 手術 | | | |
| | 其他 | | | |
| | 入院中 | | | |
| | 物理的治療 | 回 | | |
| | 入院自 月 日 至 月 日 | 日分 | | |
| 看護料 | 日分 | | | |
| 移送 | 回 | | | |
| 計 | | | | |
| 事業主ノ負擔額 | | | | |
| 差引額 | | | | |

労働者災害扶助責任保険法施行規則第十四條及同第十五條ニ依リ右保険金及請求候也

昭和 年 月 日

請求者 (保険金受取人又ハ其ノ委任ヲ受ケタル者) 住所氏名捺印

社会局長官

殿

地方廳ノ意見

注意

- 一、療養ヲ擔當スル者ガ保険金受取人ノ委任ヲ受ケ請求スル場合ニハ委任狀欄ニ署名捺印スルコト
 - 二、療養ノ種類及點數又ハ金額ハ日本醫師會健康保險診療報酬點數計算規程ニ依ル種目別ニ點數又ハ金額ヲ記載スルコト
 - 三、事業主ノ負擔額ハ十圓トシ、十圓ヲ控除シタル殘額ニ付請求スルモノナルモ事業主負擔部分ヲ包含シタルモノヲ記入スルコト
- 療養ヲ擔當スル者ガ請求スル場合ニ於テ事業主ガ他ノ者ニ療養費ヲ支拂ヒタル爲事業主ノ負擔ガ十圓未滿ヲ

ルトキハ事業主ガ他ノ者ニ支拂ヒタル費用ノ種目別金額ヲ詳細ニ記載シタル受取書ヲ添付スルコト

- 四、同一傷病ニ付第二回以後ノ請求ニハ事業主ノ負擔額ハ記載セザルコト
- 五、本請求書ハ工事場所在地所轄地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)ニ差出スコト、封書ノ表ニハ「災害保險」ト記載スルコト
- 六、記入ヲ要セザル欄ニハ斜線ヲ引クコト
- 七、本様式ニ詳細記載スルコト能ハザルトキハ適宜別紙ヲ添付スルコト
- 八、本請求書ニ虚偽ノ事實ヲ記載シタルトキハ罰金又ハ科料ニ處セラレ

| | | |
|---|------|--------|
| 請求書 | 請求者 | 住所氏名捺印 |
| 社会局長官 | 署名捺印 | |
| 地方廳ノ意見 | | |
| 注意 | | |
| 一、療養ヲ擔當スル者ガ保険金受取人ノ委任ヲ受ケ請求スル場合ニハ委任狀欄ニ署名捺印スルコト | | |
| 二、療養ノ種類及點數又ハ金額ハ日本醫師會健康保險診療報酬點數計算規程ニ依ル種目別ニ點數又ハ金額ヲ記載スルコト | | |
| 三、事業主ノ負擔額ハ十圓トシ、十圓ヲ控除シタル殘額ニ付請求スルモノナルモ事業主負擔部分ヲ包含シタルモノヲ記入スルコト | | |
| 療養ヲ擔當スル者ガ請求スル場合ニ於テ事業主ガ他ノ者ニ療養費ヲ支拂ヒタル爲事業主ノ負擔ガ十圓未滿ヲ | | |
| ルトキハ事業主ガ他ノ者ニ支拂ヒタル費用ノ種目別金額ヲ詳細ニ記載シタル受取書ヲ添付スルコト | | |
| 四、同一傷病ニ付第二回以後ノ請求ニハ事業主ノ負擔額ハ記載セザルコト | | |
| 五、本請求書ハ工事場所在地所轄地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)ニ差出スコト、封書ノ表ニハ「災害保險」ト記載スルコト | | |
| 六、記入ヲ要セザル欄ニハ斜線ヲ引クコト | | |
| 七、本様式ニ詳細記載スルコト能ハザルトキハ適宜別紙ヲ添付スルコト | | |
| 八、本請求書ニ虚偽ノ事實ヲ記載シタルトキハ罰金又ハ科料ニ處セラレ | | |

労働者災害扶助責任保険法施行規則第十四條及同第十五條ニ依リ右保険金及請求候也

昭和 年 月 日

請求者 (保険金受取人又ハ其ノ委任ヲ受ケタル者) 住所氏名捺印

社會局長官

殿

地方廳ノ意見

注 意

- 一、診療ヲ擔當スル者ガ保険金受取人ノ委任ヲ受ケ請求スル場合ニハ委任狀欄ニ署名捺印スルコト
- 二、保険金受取人ガ請求スル場合ニハ療養ヲ擔當シタル者ノ受取書欄ニ署名捺印スルコト
- 三、療養ノ種類及金額ハ健康保険ニ付政府ト協定シタル例ニ依リ記載スルコト
- 四、事業主ノ負擔額ハ十圓トシ、十圓ヲ控除シタル殘額ニ付請求スルモノナルモ事業主ノ負擔部分ヲ包含シタルモノヲ記入スルコト
- 療養ヲ擔當スル者ガ請求スル場合ニ於テ事業主ガ他ノ者ニ療養費ヲ支拂ヒタル爲事業主ノ負擔額ガ十圓未滿ナルトキハ事業主ガ他ノ者ニ支拂ヒタル費用ノ種目別金額ヲ詳細ニ記載シタル受取書ヲ添付スルコト

- 五、同一傷病ニ付第二回以後ノ請求ニハ事業主ノ負擔額ハ記載セザルコト
- 六、本請求書ハ工場所在地所轄地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)ニ差出スコト、封書ノ表ニハ「災害保険」ト記載スルコト
- 七、記入ヲ要セザル欄ニハ斜線ヲ引クコト
- 八、本様式ニ詳細記載スルコト能ハザルトキハ適宜別紙ヲ添付スルコト
- 九、本請求書ニ虚偽ノ事實ヲ記載シタルトキハ罰金又ハ料料ニ處セラレ